

第二十六回 参議院社会労働委員会會議録第二十二号

昭和三十三年四月十六日(火曜日)午後一時三十六分開会

委員の異動

四月八日委員大野木秀次郎君、安部清美君及び常岡一郎君辞任につき、その補欠として有馬英二君、山本経勝君及び早川慎一君を議長において指名した。

四月九日委員有馬英二君、吉江勝保君、柴谷要君及び横川正市君辞任につき、その補欠として小瀧彬君、鈴木万平君、木下友敬君及び藤原道子君を議長において指名した。

四月十一日委員山本経勝君辞任につき、その補欠として藤田進君を議長において指名した。

四月十二日委員藤田進君辞任につき、その補欠として山本経勝君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 千葉 信君
理事 楠原 亨君
高野 一天君
山本 経勝君
早川 慎一君

委員

勝保 稔君
草葉 隆圓君
寺本 廣作君
横山 フク君
藤田 藤太郎君
山下 義信君
田村 文吉君

國務大臣 竹中 恒夫君
厚生大臣 神田 博君

政府委員 厚生大臣官 牛丸 義留君
厚生省公衆衛生局長 山口 正義君
厚生省児童局長 高田 浩運君
労働大臣官 村上 茂利君
房総務課長

厚生省児童局長 高田 浩運君

労働大臣官 村上 茂利君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○派遣委員の報告

○自然公園法案(内閣送付、予備審査)

○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○旅館業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(千葉信君)が代表して意見を述べると同時に他の委員会に出席して発言する件

○委員長(千葉信君) それでは、ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動を報告いたします。四月八日付をもって大野木秀次郎君、安部清美君及び常岡一郎君が辞任し、その補欠として、有馬英二君、山本経勝君及び早川慎一君が選任されました。次いで四月九日付をもって有馬英二君、吉江勝保君、柴谷要君及び横川正市君が辞任し、その補欠として、小瀧彬君、鈴木万平君、木下友敬君及び藤原道子

君が選任されました。四月十一日付をもって山本経勝君が辞任し、その補欠として、藤田進君が選任されました。四月十二日付をもって藤田進君が辞任し、その補欠として、山本経勝君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 理事補欠互選についてお諮りいたします。委員外転出の前理事早川慎一君及び山本経勝君の補欠互選を行いたいと存じます。その方法は、成規の手続を省略して、委員長の指名といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。それでは、早川慎一君の補欠として早川慎一君を、山本経勝君の補欠として山本経勝君を理事に指名いたします。

○委員長(千葉信君) 派遣委員の報告を議題といたします。去る二月中、本委員会の決定により、厚生、労働行政の実施状況調査のため、兵庫県ほか八県下に対し委員派遣を行いましたので、その報告をお願いいたします。

まず最初に、第一班の藤田藤太郎君にお願いたします。

○藤田藤太郎君 当委員会の決定に基づきまして、厚生及び労働行政の地方実情調査のため、谷口委員、草葉委員、藤田の三名が、去る二月十一日から十七日まで七日間、兵庫、岡山、広島、三県下を視察いたしました。各県庁、労働基準局及び婦人少年室におい

て詳細な説明及び要望等を聴取いたしました後、各地の施設、工場等を視察いたしましたのであります。すなわち、兵庫県においては明石市立保育所、国立光明寮、神戸市藤原焼却場、岡山県においては私立光輪保育所、岡山市内の失業対策事業現場、岡山保健所、倉敷レヨン株式会社岡山工場、岡山労災病院、結核患者後援指導所、早島国立療養所、広島県においては私立ゆりかご保育所、広島原爆病院、社会福祉法人広島更生事業協会経営の精神病院、広島静養院、平和記念館(原爆関係資料陳列)を視察し、また、二月十六日には広島市主催の戦争遺家族大会に出席し、各委員があいさつを述べるとともに、援護法改正に関する陳情を聴取いたしましたのであります。

なお、今回の視察に当りまして、岡山県において補原委員、広島県において山下委員から特別な御協力を賜りましたことをご機会に感謝いたしておく次第であります。

調査いたしました項目は、厚生、労働行政のほとんど全般にわたるのであります。時間の関係もございまして、そのうち主要な項目についてその概要を申し上げて報告にかえたいと存じます。

まず、生活保護の状況については被保護者数は昭和三十年秋ごろを最高として、その後福祉事務所制度の強化、遺家族援護の整備、母子世帯の子女の成長に伴う就労、民生委員による自立更生運動の成果、並びに社会経済情勢の好

転による減少を続けておるのであります。ことに従前逐年著しく増加していた医療扶助においても昭和三十年度下半期を境として漸次人員、保護費とも下降の現象を示すようになったことは注目すべきことと存じます。

なお、兵庫、岡山、広島三県とも外国人すなわち朝鮮人の在任者が多数あつてその生活保護も非常に高率を示し、また、いろいろ複雑な問題を起しておつたのであります。三県とも特別実態調査等により相当件数の保護の防止措置、減額措置を行い、保護率も非常に減少してきておるのであります。

被保護階層の構成比は、労働力を有する世帯が減少し、労働力を有しない世帯が増加する傾向にあり、労働力を有する世帯では収入の低い自営業者、内職者等が増大し、日雇労働者のような比較的収入の不安定なものが横ばい状態であつて、被保護階層の沈滞傾向を現わし、常用被用者のような収入を安定したものは被保護階層から脱皮していく傾向が現われているのであります。労働力のない世帯はこれを傷病者、世帯とその他の世帯に分けると、後者は漸減しておるが、前者は著しく増大しておる実情であります。

次に、母子福祉対策については、各県とも母子福祉資金の貸付等により母子家庭及び孤児の経済的自立の助成と生活意欲の向上をはかるため積極的努力しておりますが、特に就職あっせんに関しては、たとえは兵庫県におい

て詳細な説明及び要望等を聴取いたしました後、各地の施設、工場等を視察いたしましたのであります。すなわち、兵庫県においては明石市立保育所、国立光明寮、神戸市藤原焼却場、岡山県においては私立光輪保育所、岡山市内の失業対策事業現場、岡山保健所、倉敷レヨン株式会社岡山工場、岡山労災病院、結核患者後援指導所、早島国立療養所、広島県においては私立ゆりかご保育所、広島原爆病院、社会福祉法人広島更生事業協会経営の精神病院、広島静養院、平和記念館(原爆関係資料陳列)を視察し、また、二月十六日には広島市主催の戦争遺家族大会に出席し、各委員があいさつを述べるとともに、援護法改正に関する陳情を聴取いたしましたのであります。

ては一口千円の会員組織による兵庫県母子家庭援護会というものを設置して、基金三百万円を持ち、母子家庭子女の就職に伴う身元保証制度を確立するとともに、就職に関する諸問題の相談に応じており、また広島県においても県条例を作り、知事が母子家庭の児童の身元保証人となり、児童が使用者に被害を与えた場合一回限り二十万円を限度としてその被害を賠償することにして就職あつせんに努めておるのであります。

母子福祉資金の貸付については、昭和二十一年度までは県で半額を負担する関係上、財政の窮乏状態にある各県において国費に相当する予算措置ができません、国費の補助額を消化し切れない状態にあつたようでありましたが、来年度においては国が三分の二を負担することになったので、かくのごとき事態を解消すべく県において措置することとてあります。しかしなお、各県では全額ないしは八割の国庫負担を要望しておるのであります。償還成績は非常に良好で、大抵八〇％の償還率であります。貸付者の半数以上がこの資金によって更生自立の目的を達成しておるようであり、母子相談員も非常に活動して母子家庭から信頼されておりますが、何分にも非常に少数であり、受援区域が広範なため手不足を感じ、徹底を欠くうらみがありますので、広島県のごときは補助的意味において町村単位に四百四十名の母子生活相談員を知事が委嘱して母子家庭の個人指導を行なつておるとのことです。また、同県では昭和三十年年度から県下数カ所に未亡人会モデル地区を設定し、他の模範となるよう指導を加

えておるのであります。次に、保育所の実情であります。各県とも逐年その数を増しているのですが、県によっては保育行政の徹底している町村と全く等閑視されている町村とあり、その配置が偏在している実情であります。また、最近入所人員が減少の傾向にありますが、これは要措置児童数が近來はなほだしく減少していること、措置児童の資格を厳格に選考していること、費用徴収基準を厳格に実施しているためであります。施設の設備、運営、指導については、児童福祉施設最低基準に規定されている指導監督によるほか、随時職員の内任訓練及び講習会等を行い、知識向上に努めているのであります。保育所の経営の実態を見ますと、児童一人当りの月額経費は平均八百円程度であるが、国の認めない部分の運営経費については、私立にあっては国の負担限度額外において、年間五万円ないし十万円程度を設置者が負担しております、公立にあっては職員自身の公務員として処遇するため私立以上の負担をしており、また、設備の改善充実に要する経費を設置者において負担することを余儀なくされておるのであります。

一、職員給与額が増加する場合、国の許容する限度額以上の経費を要すること。
二、私立における財務の事務量が管理規模に比し膨大であり、保育管理に芳ばしからぬ影響を及ぼしていること。
三、学校管理等の事務に比し、保育所の事務が量、質とも繁雑であるにもかかわらず、地方公共団体の行政事務組織がはなほだしく貧弱であること等をあげておるのであります。次に、世帯更生資金の貸付状況については、各県において、従来から民生委員が中心となって世帯更生運動を展開し、要保護世帯の自立更生をはかっていたのでありますが、昭和三十年年度以降世帯更生資金について国庫補助制度ができたため、これに関する条例を公布して県の社会福祉協議会に補助金を交付して貸付事業を実施しておりますのでありますが、県費を国庫補助額と同等支出せねばならぬ関係上、それを支拂うことができません、完全に消化し切れない実状であり、全額もしくは高率の国庫補助を要望しておつたのであります。昭和三十三年度から三分の二になったため、地方団体として負担が軽くなり、今後は完全に消化し得ることとてあります。この更生資金は、生業資金、支度資金、技能修得資金の三種類であります。生業資金の申し込みが圧倒的に多数であり、貸付金額の九五％を占めておるのであります。貸付世帯の更生状況は、貸付世帯の実態調査の結果、八〇％はすでに更生し、また、確実な更生の見込みがあるものとてあります。また、貸付金の償還状況は、その多くは月賦償還であるが、現在までの償還成績は大体一〇〇％であります。

次に、社会保険に關して特に国民皆保険計画の中心をなす国民健康保険の実情につき申し述べたいのであります。各県とも昭和二十八年から重要施策として取り上げ、普及並びに育成強化に補助政策を加え、実施町村の実施促進施策を重点として推進中であり、国の助成施策と相まって全市町村に実施すべく必要な実態調査を実施中であり、近時とみに再開意欲が高まりつつあり、昭和三十四年度末には全県実施の目的を達成することができると言っております。現在の普及率は、兵庫は全市町村の六五・八％、岡山は七六・二％、広島は六六・一％、であり、これら実施中のものに對しては、事業内容の改善強化、特に保険財政の健全化を強力に指導しております、兵庫においては昭和三十一年度に国民健康保険運営資金貸付基金という制度を創設して、資金五千万円を作り、その貸付による実効をあげておるのであります。が、これは、県が二千万円、町村が千七百五十万円、県医師会が七百五十万円を積み立て、国の補助金が来るまでのつなぎ資金に充てておることとてあります。また、岡山県では、国民健康保険再保険制度及び国民健康保険融資基金制度を、県の連合会として作らしめ、これに對して補助して、保険財政健全化に努めるとともに、保険税の滞納を一掃すべく、保険税等整理組合を結成せしめ、これに補助金を支出してその活動を促進しておるのであります。

次に、結核対策の状況についてであります。結核患者の死亡状況は、近年著しく減少している反面、各県とも結核患者の届出状況は増加の傾向を示しているが、これは結核予防法、その他結核健康診断に關する関係法規の徹底的な指導監督により、実施義務者が義務の履行を確実に、患者の早期発見がなされたものと考えられるのであります。昭和三十年年度から実施された一般住民の健康診断は、一般的に受診率は低調であります。これは住民の結核に對する認識の不足、従来実費の半額を徴収していたこと、保健所の指導施設の不備、特に医師及びエキス線技師の充実困難に伴う受入能力の不備等に起因しているものであります。県当局においては、明年度は一般住民の健康診断受診率を五〇％以上を目標とし、広報活動の強化、在宅結核患者家族の検査強化、保健所機能の拡充強化、特に医師、エキス線技師の要員確保の施策を講ずるとしておるのであります。次に、医療費の公費関係であります。各種社会保険の本人を除くものについて、結核予防法に認める医療を行うに要する費用の二分の一を公費で負担しているものであります。逼迫している県財政に制約され、入院すべきものが自宅で治療し、あるいは従事を禁止して強制入院さすべき患者を、予算都合によって放置のやむなきに至つている現況であります。これに對しては、医療費の国庫負担率の引き上げを強く要望いたしておるのであります。次に、精神衛生対策の状況についてであります。近時複雑な社会情勢に伴い、全国的に精神障害者はますます増加の傾向にありますが、今回視察した兵庫、岡山、広島各県は、特に全国平均よりも非常に高率の患者数を持つております。一方その収容施設はきわめて少く、入院できる患者は、施設内容を要するもの約一割程度にすぎない状態であり、各県とも県立精神病院の新設、指定病院の増設等によつて、その増床をはかり、また、早期治療による在院期間の短縮、病床の回転率の向上に努力し、相当の効果をあげ

ておりますが、なお、収容施設の緊急な増設が強く要望されておるのであります。また、精神衛生相談所の活用、保健所を中心とする精神衛生普及運動に努力し、一般の精神衛生に対する認識も漸次高まりつつありますが、概して精神衛生施策の他部門の衛生施策に比して、立ちおくれおるよう感じられるのであります。

次に、環境衛生対策の状況についてであります。環境衛生に關しましては、各県とも、蚊とはえのない生活実践運動、水道、簡易水道の設置奨励、清掃事業の改善等により乳児死亡率の減少、伝染病患者の死亡数の減少等に相当の効果をあげておるのであります。が、瀬戸内海等、近海のし尿処理が問題になっております。特に神戸市のごとき大都市においては、その処理方法に苦慮して現状であります。海上投棄は衛生上、産業上、また、観光面から好ましくないとして、陸上処理に切りかえる方針で、各都市が計画しておるのであります。完全下水道が財政的に困難であるため、消化槽の設置をはかり、神戸市はすでに実行中であり、尼崎市も近く運転する予定であります。塵芥処理に關して、特に神戸市では従来の焼却炉より一歩進み、昨年九月、WHOの援助を得て、日量二十トン処理の塵芥急速堆肥施設を設置し、稼働中であり、現場も視察してきましたが、その成果が目ざされておるのであります。

家族計画(受胎調節)施設の状況、受胎調節事業は一般対象、特に知識層については相当効果をあげておりますが、生活困窮者階層にある人たちは無関心な場合が多く、また、希望者も、生活

環境その他の悪条件があり、器具、薬品に對する経済的負担とも相俟って普及したい状況でありますので、各優生保護相談所で相談に応じ実地指導を行うとともに、地区の婦人会、助産婦会、指導員協会等の各種団体指導者の階層とタイアップして、職域、地域組織、農漁村のグループ指導に重点を置き、新生活運動の一環として、家庭経済の確立、福祉に對して啓蒙に努め、厚生大臣の特別承認を受けた被保護世帯に對しては、全額公費負担、低所得者階層に對しては二分の一の公費負担で、それ

ぞれ地区指導員が指導しておる実情であります。なお、近く中国、四国を一九として、優生保護研究会を結成し、行政担当者関係諸団体指導者等の研究討議を行なつて、事業の発展をはかるべく、各県において準備中でありま

す。なお、視察いたしました施設、工場等のうち、特に一言いたしておきたいのは、社会福祉法人広島厚生事業協会の経営する精神病院の運営については、昭和二十八年六月刑事事件の発生を見、当時の理事長外一名が起訴されて、いまだ係統中であり、また、厚生大臣から、昭和三十年七月に厚生省から昭和三十年二月実施した監査の結果に基き、法人財産と私有財産の明確化、経営の改善化、役員員の改選、その他施設の運営に關し、強力な改善命令が出されておるのであります。県当局や、その後選任された役員等の努力によつて、人事の刷新、経理その他の面の改善は相当実現されたのであります。なお、若干未解決の問題が残つておるに理事長を初めとする幹事役員、職員

組合代表等と面談し、今後さらに改善に努力し、社会福祉法人としての使命を達成するよう、強く要望いたしましたのであります。次に、労働行政の概況について申し上げます。まず、労働基準行政の概況から申し上げます。

労働基準行政に關しましては、兵庫、岡山、広島各労働基準局について詳細な説明を聴取いたしました。各地とも大企業に對しては、おおむね労働基準法の水準に到達しつつあります。で、中小企業に重点を置き、また、業種においては労働安全、労働衛生上問題のある業種、女子、年少者を多数使用する業種等に重点を置いて、違反の是正に努めているというところであります。特に中小企業においては、違反の原因を分析検討し、労働管理上の欠陥によるものも相当ありますので、指導を加え、また、同一業種ごとの労働管理研究会を開催して、業種に共通する労働管理上の問題の解決方法を協議する等の措置を講じ、一方違反是正の誠意のないものについては、司法処分にして送検しておることでありま

す。なお、三局ともに管内有数な立地条件、豊富な労働力を背景として、諸工業が発達しておるため、その監督の対象事業場数が非常に多数あるにもかかわらず、監督官が少数であり、全事業場を一巡監督するのに四、五年も必要とする状態であり、その能力を効率的に發揮すべく苦心しておることとされておりまして、その増員とともに、局署にジープ等の小型自動車、スクーター等の配置を要望しておるのであります。労働基準法施行と、特に多く問題を包蔵していると認められる業種と

しては兵庫では神戸市の港湾荷役業、ゴム工業、県内の機業、靴下製造業、金物製造業、製材、木製品工業、運送業、岡山では機械器具工業、化学工業、紡織工業、耐火煉瓦等の窯業、土石工業、食料品工業、広島では建設業、木材及び木製品工業、林業、機械器具工業、金属工業等があげられるが、違反の最も多いのは安全関係であつて、次に休日労働時間、割増賃金、健康診断、労働衛生、年次有給休暇等となっております。

賃金不払状況は、近來、件数並びに金額とも漸減しておりますが、不払い事業場は、労働者百人未満の事業場であり、そのうち八割程度は十名未満の事業場であります。不払いの多い業種としては、建設業、木材及び木製品工業、ガラス、土石工業、林業、機械器具工業、金属工業等をあげております。

次に、安全衛生関係では、労働者死亡傷災害発生状況は昭和二十九年より昭和三十年にかけて漸次減少の傾向を示しつつあるものであります。昭和三十一年、特に下半期に至り、産業界の活況に伴い、人員増加による未熟練労働者の高度の作業への就労、過度の時間外労働などによって災害発生件数が増加の傾向を示しておるのであります。特に屋外労働の林業、建設業、港湾関係業、貨物取扱業等において死亡災害発生率が高いことは憂うべきことであります。その原因を見ますと、各産業を通じて貨車、自動車等による交通災害がきわめて多く、次に高所からの墜落事故が多いのであります。また、感電、起重機関係の死亡事故も相当多いとのことであります。かかる災害発生

状況に對処し、各局においても、あるいは特別安全管理指導事業場を指定し、強力な指導を加え、また、無災害記録達成運動を推進し、また、業種別安全研究会、ハッピー作業者に對する短期講習会を開催し、災害防止に努めているのであります。今後一そう関係者が安全に對する認識を深め、企業の方針、計画、実行がすべて安全第一の線に沿わなければならないことを痛感するものであります。

次に、衛生管理の面では、その基本対策として、衛生管理者の選任と健康診断がありますが、やはり中小企業においては衛生管理者の選任状況も、健康診断実施状況も成績が悪いのであります。この種事業場に對する早急な施策が必要とされております。それから事業場における健康診断の内容を見ますと、大部分の事業場は従来結核検査に終始し、他の職業性疾患をそのまま放置している欠陥があるようであり、各基準局においても最近この欠陥を是正すべく一定事業場に對し衛生管理の特別指導を行なつた結果、けい肺、歯牙酸蝕症、ガス中毒等の職業症を発見し、また、除塵装置の考案、換氣装置の新設、改造等を行なつた事例も多しとのことであります。申すまでもなく、けい肺についてはけい肺等特別保護法の施行以来各基準局ともにこれを重視し、けい肺健康診断を実施して効果をあげております。

職業安定行政並びに失業対策事業。まず、最近における雇用の概況は、経済界の好転に伴い求人、就職が増加し、求職、企業整備、完全失業者が減少してはおりますが、求人にお

いて特に化学工業、機械工業、造船業等において非常な伸びがあり、その他の輸送用機械器具、建設業、運輸、通信の公益事業その他においても昨年を上回る数字を示しているのではありません。なお、現在ちょうど新規学校卒業者の採用期であり、企業の好況がこの学校卒業者の求人関係によく反映し、求人が昨年の一・六倍、求職が一・一倍、就職が一・二七倍とそれぞれ高率を示しているのではありません。最近の傾向としては、この学校卒業者を中小企業方面にあつせんし、相当の成績をあげておるとのことです。

他面、失業者の状況を見ますと、完全失業者、すなわち、失業保険を受けておる者は非常に減少してきておりますが、いわゆる潜在失業者（職業安定所の窓口の求職者から完全失業者を除いた者）は逆に若干増加の傾向にあります。これは雇用の拡大による不完全失業者の動き、すなわち、潜在失業者の顕在化を示すものと考えられるのであります。

日雇い労働者の求職の絶対数は毎年増加しておりますが、増加率は逐年減少の傾向にあり、好景気が日雇い労働者にも影響していると考えられるのであります。

めておりますが、旧来の慈善的な失対事業の観点から脱皮し、雇用政策とあわせて事務効果の確保に飛躍的な成果が期待されているのであります。この特別失対事業及び臨時失対策事業で吸収されるのは約四〇〇程度で、その余りは一般失対策事業で吸収しておるのであります。失対策事業の経費については各県は一七〇の高率補助を要望しております。現行の補助率では人件費、器具、器材費の増加に比し、事務費単価が低く、資材費補助対象範囲が狭く、県において超過負担をせざるを得ない実情であり、地方公共団体の財政を非常に圧迫しているとのことでもあります。

次は、中小企業の労働問題についてでございます。各県とも産業構造の中で中小企業の占める比重が圧倒的に大きく、労働力人口の就業問題の面でも重要な意味を持っており、労働市場も昭和三十年下期以降拡大されてきております。しかし、また、失業率も比較的高く、雇用の面において解決されるべき多くの問題が残されておるのであります。近年労働組合の結成数も多く、中小企業労働者の組織化の傾向が顕著であります。その反面、中小企業労働組合の基盤が弱く、解散するものも相当数に及んでおるのであります。争議行為も紛争の発生も次第に多くなりつつあり、要求事項についてみても従来の首切り反対、賃金遅払いの解消等の消極的なものから、賃金引き上げ、臨時手当支給等積極的なものが多くなつてきているのに対し、経営者の中には近代的な企業経営としての経験不足から不当解雇、ロックアウト、偽装会社解散等でこれに対抗す

るものが少なくなく、また、労働者側も労使慣行の不熟さから結成要求、実力行使が一時に行われ、交渉の場というものが全然なく、ついに組合分裂という結果に終わっている向きも相当あるのではありません。かくのごとく、紛争が労働問題並びに労働慣行に対する労使双方の未熟の点、特に労務管理の拙劣なことに起因することが多い実情にかんがみ、各県におきましても使用者教育の重要な一環として労務管理の改善指導に重点を置くとともに、労働者に対しても組合の健全化のため労働教育を積極的に行なつておるとのことです。具体的問題に対して助言または指導を与えて紛争を未然に防止するサービス・センターとして設立された中小企業労働相談所も一応軌道に乗り、積極的な活動を展開しております。また、中小企業労使懇談会、あるいは労使別懇談会等を開催して労使間の意見の疎通をはかり労働問題の研究の場としておる実情であります。

最後に、広島における原爆被害者対策の概要について申し上げますと、昭和二十五年十月十日現在の調査によると、広島における原爆の被害者の生存数は広島県下で二十五万五千名、その他の府県に在る者も合すると十五万八千余名の多数に達している。さらに昭和三十一年九月十五日広島市において全世界の戸別調査を行なったところ、被爆者のある世帯数は四百二十世帯、被爆生存者は八万五千七百六十二名で、うち治療を希望する者一万四千二百四十四名に達しております。

次に、原爆被害者の治療対策についてみると、昭和二十八年一月、県及び市の理事者、議会、広島大学医学部、医師会、官公立病院長、関係団体代表者等によって広島市原爆被害者治療対策協議会を設立し、原爆被害の研究、治療対策の推進をはかることになつた。次いで、協議会は、原爆被害者救済の助け合い運動を展開し、募金三百六十万円及び市の委託費二十七万、二十八年度分合計七十七万円、県補助金五十万円、一般寄付金約三十万円を得て治療活動を開始し、二十八年は四百九十一名の人員の検査及び百十一名の治療を行なった。昭和二十九年は国より原爆被害者の調査研究委託費として広島、長崎分合せて三百五十二万円の支出があり、また、県、市よりそれぞれ五十万円、一般寄付金二十四万円を得、治療活動においても五千四百四十名の検査及び四百五十八名の治療を行なった。昭和三十年度は国より広島、長崎分として総計千二百四十四万円の委託費が支出され、その他約二百万円の補助金、寄付金を得、治療活動においても五千八百六十七名の検査及び三百三十六名に治療を行なった。さらに昭和三十一年度においては、国より三十年度の倍額をこえる二千五百六十八万円の委託費が計上された機会に被爆者の検査、障害者の治療を一そう促進するために原爆被害者対策協議会を改組して、財団法人広島原爆被害者対策協議会を設立し、委託費の受入態勢を整えた。次いで、広島赤十字病院構内に、お年玉つき年賀書寄付金による広島原爆病院が竣工し、九月二十日より診療を開始した。なお、三十一年度における治療活動においても、四月より十二月まで六百十五名の検査及び千六百十七名の治療を行なった。

次に、広島県下には現在障害者が三

万八千名と推定され、うち、実態調査の終わった者が二万五千七百四十七名で、なお、未調査の者も一万二千名残されており、要治療者も八千名と推定されている。これらの要治療者は健康保険その他の社会保険、あるいは生活保護法による医療給付を受けているかあるいは全く治療を受けずに放置されている。しかしながら、今なお、突然に原子病で倒れる者があつたと断たないのが現状であります。被爆者の健康等及び要治療者の治療には多額の経費を必要とするので、先般成立した原爆被害者の医療等に関する法律は、被爆者の救済に万全を期するためにきわめて意義深いものであると考えます。

大体以上をもちまして私の御報告を終りたいと存じますが、なお、三県から種々要事項がございましたので、これは取りまとめまして、印刷の上、お手元に差し上げてありますから、ごらん願いたいと存じます。非常に長くなりましたが、これによって報告を終らせていただきます。

○委員長(千葉信君) 次に竹中君。○竹中恒夫君 厚生、労働行政視察報告、第二班の詳細なる報告を申し上げます。第二班は、時間の関係もございまして、かつ、第一班と内容的に大同小異の点もございまして、状況報告の項目だけを申し上げます。詳細につきましては、当委員会議事録によって御了承願いたい、かように思っています。

第二班は、千葉委員長、勝俣委員及び不肖私が、二月の十五日から二十一日まで七日間、新潟、富山、石川県下の厚生、労働行政視察状況について視察をいたしましたのでありますが、各地

視察をいたしましたのでありますが、各地

視察をいたしましたのでありますが、各地

とも詳細なる資料を準備しておりまして、関係者から熱心な説明と要望等があり、これを聴取した後、各地の関係施設を視察いたしました。その概要並びに要望事項等を簡単に御報告申し上げます。なお、視察箇所は新潟、富山、石川の各県庁の労働基準局、婦人少年室のほか、新潟県下においては、新潟保健婦専門学院、身体障害者更生指導所、身体障害者更生相談所、義肢製作所、礎保育園、日本ガス化学株式会社工場、富山県下においては、株式会社広貫堂、石川県下においては、小野陽風園、北日本紡織株式会社工場、国立石川療養所等でございます。御報告の内容を項目的に申し上げます。すなわち、生活保護法の問題、あるいは世帯厚生資金の貸付の状況、公益質屋の利用状況等が第一でございます。

第二としては母子福祉対策、保育所の状況、引揚者の援護状況等でございます。

第三番目には、健康保険並びに国民健康保険及び船員保険等の実施状況等についてつづきに視察して参りました。

第四番目は、結核及び精神衛生対策についてでございます。

第五番目には、環境衛生施設並びに家族計画の施策等につきまして、関係者から聴取して参りました。

第六番目には、国立公園の状況でございます。三地方とも御承知のような国立公園のあるところでございます。相当地元におきます負担等によってある程度の施設を設けておりますが、特に国庫からのより以上の補助額の熱心な要望があったのでござい

ます。その次は、職業の安定並びに失業対策及び失業保険の状況等について詳細に調査して参りました。

次は、中小企業の労働問題、特に最近の労働情勢及び労働金庫の利用状況等につきまして、これまで詳細な調査をして参つたのでございます。

最後に、労働基準によりますところの行政の面につきましては視察して参つたのでございますが、お断わり申し上げます。この書類によつて当委員会に御報告することを御了承願いたいと思ひます。以上報告を終ります。

○委員長(千葉信君) 次、横山君。○横山ブク君 私たち西岡委員及び片岡委員とともに、西岡委員は長崎県を除きますが、長崎県、佐賀県、福岡県に参りました。

まず、県庁に参りまして諸種の説明を聞いた後に、労働基準局に参りまして局長以下いろいろと説明を聴取いたしました。その後、県内の療養所、養老院、あるいは母子寮それから職業安定所等の諸施設を視察いたし、また、国立公園等の状況等を視察し、工場、事業所等を視察して参りました。

大体視察した項目は、先ほど竹中委員から御報告にあつた通りでございます。この厚生及び労働行政を非常に多岐にわたつて調査いたしましたので、ここでその一々を御報告する煩を避けまして、書類によつて御報告申し上げますから、それをこらういたしたいと思ひます。

なお、三県から提出されました要望等につきましては、私たちがいろいろ

質疑いたしました。あとそれを取りまとめて、これまた書類で提出いたしますから、それによつて御調査あるいは御検討をお願いしたいと思ひます。

以上簡単でございますが、報告を終ります。

○委員長(千葉信君) この際、お諮りいたします。竹中委員並びに横山委員から報告されました派遣委員の報告については、文書を提出されるというところになっており、速記録に登載することを希望されておりますので、そのように取り計らうことに御異議ございませんか。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。以上で派遣委員の報告は全部終了しました。

○委員長(千葉信君) 次、自然公園法案を議題とし、提案理由の説明を願ひます。

○國務大臣(神田博君) ただいま議題となりました自然公園法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公園について、それぞれ段階に應ずる適正な保護と利用の増進をはかることをそのおもな内容とするものであります。

この法律案の対象としております自然公園とは、いわゆる人工公園に対応して、自然の風景地について設けられる公園をいうものであります。従来、この種の公園に関する法制としては、国立公園を對象とする国立公園法が存

するに過ぎなかつたのであります。しかしながら、近時における国民生活の安定、都市の異常な膨張、都会生活の複雑化に伴つて、自然公園に対する国民の利用度もますます高まつて参りました結果、その適正な保護と利用をはかることがきわめて急を要する問題となつてきたのであります。

ところで、これら各種の自然公園は、その風景の規模と価値に差があり、また、その管理の主体を異にいたしてはおりますが、いずれも同一の性格と目的とを有する公園でありまして、同一の制度のもとで一体的に運営することが最も適当なものであります。

このような事情にかんがみ、今回、現行の国立公園法を廃止し、これにかわるに、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の三種の公園に関する総合的な制度を確立いたしました。国民の保健、休養及び教化に資し、あわせて観光事業の健全な発達をはかるため、この自然公園法案を提案することとしたのであります。

以下この法案の要旨を簡単に御説明申し上げます。

まず、第一点は、現在の国立公園に関する制度を整備したことでありまして、昭和六年に現行の国立公園法が制定されて以来、すでに十九の国立公園が指定されておりますが、何分、古い法律でありましたため、その運用が事実上、困難な規定もありまして、最近における利用者の急激な増加に伴う公園の荒廃を十分に防止できない事情にあります。このような事態に対処するため、他の産業との調整をはかりつつ、国立公園の適正な運営ができるよう、自然公園法案に必要な規定を設けるこ

とにいたしました。

次に、第二点は、国定公園に関する規定を新たに設けたことでありまして、国定公園は、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地について設けられるものでありまして、すでにこの種の公園として、全国で十四の公園が指定されておりますが、遺憾ながら、現在は、これに関する明確な規定がなく、わずかに国立公園法の一、二の規定が準用されているにすぎないのであります。しかしながら、国定公園は国立公園に準ずるものとして、必要な保護を行い、かつ、その利用の増進をはかるべきものでありまして、各方面においても早くから強く要望されて参つたところでありますので、今回新たに国定公園に関する必要な規定を設けた次第であります。

次に、第三点は、都道府県立自然公園の保護と利用の規制について必要な定めを設けたことであります。

都道府県がその住民の保健と休養に資するため、自然の風景地について指定した公園は、現在、全国で二百に近い数に達して参りまして、これらの自然公園の管理は、従来、法律の根拠を欠き、すべて都道府県の条例にゆだねられていたものであります。しかし、このみでは都道府県の自然公園の維持管理に必要な事項を必ずしも確保し得ない事情にありまして、今回、法的に所要の措置を講ずることによつて、その保護と利用の適正を期することができるよう必要な権能を都道府県に付与することとしたのであります。

以上が自然公園法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重に御

審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(千葉信君) 本案に対する質疑は次回以降にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願います。

○国務大臣(神田博君) ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

改正のおもな点について申し上げますと、第一は、児童福祉施設の種類として新たに精神薄弱児通園施設を設け、これに必要な事項につき規定したことであります。

精神薄弱の児童は、従来厚生省といたしましては、もっぱら、児童福祉施設の一つであります精神薄弱児施設に入所させ、これをいわゆる二十四時間収容いたしましたその保護指導に努めて参つたのであります。今回、さらに精神薄弱児対策の完備をはかるために、精神薄弱児中、通園が可能な児童を日々保護者のもとから通わせて、これを保護指導するため新たに精神薄弱児通園施設の制度を設け、その入所の措置は都道府県知事、指定都市の市長にとらせることとした次第であります。

第二は、国の設置する精神薄弱児施設における在所期限の延長を規定したことであり、国の設置する精神薄

弱児施設におきましては、別に厚生省設置法に定めるところによりまして、もっぱら精神薄弱の程度が著しい児童または盲もしくはろうあである精神薄弱児を入所させることとなっているのであります。これらの者はその性状等からみて一般の精神薄弱児以上に長期にわたる保護指導を加える必要があり、この国立の施設に入所した児童につきましては、その者が社会生活に順応することができるようになるまで在所させることができるようにいたしました次第であります。

以上が、この法律案を提案するおもな理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(千葉信君) 本案に対する質疑も次回以降にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に、旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○山本経勝君 旅館業法の一部改正に関する条項を見ますと、第一の目的は風紀に関する営業の問題が基本的に大きく取り上げられておるよう印象づけられております。そこで基本的に私は、この法案の改正に必要な基本的な資料が非常に不足しておると思ふので、と申しますのは、全国に五万何かという莫大な無数の旅館がございます。その中には提案理由の説明の中にもありますように、ホテルを初めとしたしまして、いわゆる一般

旅館、そうして下宿屋、こういったものまで含んでおりますが、多数のこうした営業があることは申すまでもないと思ひます。そこで、その中で従来特殊な地位をもつて、言葉をかえて言いますと、いわゆる日本観光旅館連盟といったような、いわゆるかつては国鉄の公共企業体の交通機関に構構の上に立つて営業しておるもの、そうしてまた、それ以外に、個々の中小、つまり零細な個人経営の旅館、その中にはまたいろいろ内容がありまして、ここで風紀上の問題として、今旅館営業を取り締らなければならぬ段階にあるということは、これは申すまでもなく、現在売春に関する法律がすでに施行になっておる。こういう実情のもとから問題になってきたと考へるのですが、一体厚生省当局としては、この旅館業務の実態をどのように御把握になっておるのか。今申し上げました第一番に明らかにしていただきたいのは、日本観光旅館連盟といったような機構の中で、旅館営業をやっておるものの数がどれくらいあつて、そして一般の個人営業の旅館、普通にいわゆる旅館といわれるもの、その他下宿屋あるいはその他の旅館、そういったようなこの種の営業はどういうふうになっておるかを、大ざっぱでもけつこうですが、まず御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(神田博君) 山本委員のたゞいまの御質問につきましては、政府委員から詳細答へさせたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) ただいま山本先生からお尋ねの点、資料が不足ではないかという御指摘ございましたが、まあ私どもの方で昨年の十二月三十一日現在で持っております資料によりますと、ホテルと、それから旅館、下宿、その三通りに分けてあるわけでございますが、またさらに、その旅館を、現在一応地方で分けております基準に従ひまして、普通旅館、簡易旅館、あるいは簡易宿泊所等に細分して資料を用意しているわけでございますが、ホテルの数が全国で百十一、それから旅館が五万六千三百九十七、それから下宿が三千四百八十三という資料を私どもの方で持っているわけでございます。が、ただいま御指摘の日本観光旅館連盟加盟のホテルがどれくらいかというお尋ねにつきましては、所管が運輸省になっておりますので、私どもも現在手元に持っておりません。直ちに調べまいと存ずるわけでございます。

○山本経勝君 ここに資料としてお出しただいておられます一番しまいのページに、今の普通旅館、それからホテル、簡易旅館、簡易宿泊所、こうした種類のものが一応載つておるわけであり、そこで問題になりますのは、いわゆる風紀的な見地から旅館業法の一部を改正する、非常に重要な問題が取り上げられておるといふ、法改正の主たる目的ですね、そこから出発をして参りますという、どういふ点が具体的に問題になってくるのか、こういうことだと思ふのです。そうすると、いわゆる風紀の見地から見て、この種のいわゆる営業、営業と申しますのは、つまり旅館を企業として経営をしていくことをさしますが、その場合に、実際上これを考へて参りますという、一般のお客をど

うして旅館が自分の営業の中に吸収をするかということになってくる。その方法等が実は問題になってくると思ふのです。ですから、むしろまず自分が営業としてやっておる旅館を維持するために客をとらなければならぬ。ところが、このルートが、先ほど申しましたように、たとへば交通公社等が発行しておりますクーポン券等によつて、おのずからそこに吸収できるというものと、そうでないものとの業態の内容が違っておると思ふのです。ですから私御質問を申し上げておるのであつて、そういう意味から申しますという、まず大よそ皆さんの、今の政府当局の手に資料がないかもしれないが、しかし、日本観光旅館連盟、これに加盟しておる旅館の数がどれくらいあるか、これがはっきりしてきますと、その他のものが一般の普通旅館ということになってくると思ふ。それらのものは、それぞれ旅館を企業として経営するために、また維持するために、何らかの客を吸収する手段を講じなければならぬだろう、こういうことになってくるだろうと思ひます。そこら辺から一つ具体的な内容を検討して参らなければ、この法改正の根本趣旨が意味をなさない、こういうふうな考慮のわけであり、ですから一応私は筋を申し上げたわけであり、が、そういう意味でこのように分け方ではなくて、もう一步突き進んで、内容を検討するためにそういう資料がほしいと思ふんですが、これは御説明願へればここで承わりますし、もしできないとするならば、すみやかに資料を御提出願ひたい。

○政府委員(山口正義君) ただいま申

うして旅館が自分の営業の中に吸収をするかということになってくる。その方法等が実は問題になってくると思ふのです。ですから、むしろまず自分が営業としてやっておる旅館を維持するために客をとらなければならぬ。ところが、このルートが、先ほど申しましたように、たとへば交通公社等が発行しておりますクーポン券等によつて、おのずからそこに吸収できるというものと、そうでないものとの業態の内容が違っておると思ふのです。ですから私御質問を申し上げておるのであつて、そういう意味から申しますという、まず大よそ皆さんの、今の政府当局の手に資料がないかもしれないが、しかし、日本観光旅館連盟、これに加盟しておる旅館の数がどれくらいあるか、これがはっきりしてきますと、その他のものが一般の普通旅館ということになってくると思ふ。それらのものは、それぞれ旅館を企業として経営するために、また維持するために、何らかの客を吸収する手段を講じなければならぬだろう、こういうことになってくるだろうと思ひます。そこら辺から一つ具体的な内容を検討して参らなければ、この法改正の根本趣旨が意味をなさない、こういうふうな考慮のわけであり、が、ですから一応私は筋を申し上げたわけであり、が、そういう意味でこのように分け方ではなくて、もう一步突き進んで、内容を検討するためにそういう資料がほしいと思ふんですが、これは御説明願へればここで承わりますし、もしできないとするならば、すみやかに資料を御提出願ひたい。

し上げましたように、日本観光旅館連盟に加盟しております旅館の数は、手元にたまたま持っておりますので、手元に取りそろえて本委員会に御報告するようにいたしたいと存じます。また現在、先ほどから御指摘のように、いろいろな旅館の経営の状態が、いろいろな状態になってきております。そのため一部の旅館についていろいろな批判があるという事は事実でございますが、果してそういう問題になる旅館がどれくらいあるか、現在厚生省ではつきりつかんでいかどうかという問題になりますと、現在私どもの方で、全体旅館法を適用しておるうちに、これこれだけが特に問題になるというふうな資料は、申しわけない次第でございますけれども、現在つかんでいないわけでございます。日本観光旅館連盟に加盟しております旅館は、運輸省から取り寄せて御提出申し上げたいと存じます。

○山本経路君 ここにおつけないでおります資料は、これは直接厚生省で御調査になった教なんです。資料の出所をお話し願いたい。

○御原孝君 たいだいまの山本さんの資料要求に関連いたしましてございませうが、一体わが国において、旅館、ホテル、その他下宿等の地方的な過不足というものの御調査があるのでございませうか。それがございませんと、この法案を審議いたす上におきましても、いろいろ支障があるんじゃないか。法案の中に、百メートル以内云々というふうなこともございませうし、その判定につきましても、たとえば東京の中央におきましては、旅館が一体不足しておるのか不足しておらないのかというふうな問題も関連して、

いのかというふうな問題も関連して、この資料がございませうか、それに関連して御提出をお願いいたしたい。

○政府委員(山口正義君) 山本先生からお尋ねの、お手元に差し上げてございませう「旅館業施設調査」という資料は、厚生省の統計調査部におきまして、毎年厚生省報告例として集めております資料を集計いたしましてお手元に差し出したわけでございます。それからたまたま御原先生の御指摘の、地方別の旅館の過不足と申しますか、需要と供給との関係という問題になりますと、これはまあ非常にむずかしい問題になると思っておりますが、現在在はつきりこの地区が不足し、この地区が余っておりますというふうな資料を、残念ながら私どもの方に持っておりません。何らかの形でそういう部分的なものでも、至急に調べる必要がございませうか、そういうことをいたしたい、そういうふうにご考慮しております。

○高野一夫君 関連して……このホテル、それから旅館についての構造設備の基準を政令で設けるということになってはいるわけですが、このホテルと普通の和式と混同して半々にあるとか、あるいは七分三分とかいうふうな構造である場合は、どちらの方に入れるのですか。私はこの各原別のホテルの数をみて、これは適正な数ではないように私は思っております、伺いたい。

○政府委員(山口正義君) 現在お手元の資料の、ホテルあるいは旅館という分類につきましましては、これは現在の、現行の旅館法に基きまして、施設基準は都道府県知事がホテルとして、あるいは旅館として定めるといふふうになつておりますので、必ずしも一律でございませぬので、いろいろ御不審な点が出るかと存ずるのでございませうが、たまたま御審議願っております改正案につきましては、都道府県知事にまかせずに、ホテルと、あるいは旅館というものの水準を高めるといふような意味合いからいたしまして、全国的に大体同じような基準にしたいというのではないかと、いふふうな考えから、政令で定めるといふふうなことを、政令の内容につきましましては、現在私どもの方で一応の素案等は作っておりますけれども、これはいろいろ関係の方々の御意見もございませぬので、今後はつきりしたものをきめて参りたいと存ずるのでございませうが、たまたま御指摘のように、必ずしも洋式客室ばかりというものはかりでもございませぬし、あるいは考へ方によつては、洋式と和式とを折衷、混合したものも相当あるとも考へられますので、そういう際に、洋式の客室が全体のうちにどの程度占めるものをホテルと申すか、あるいは逆に和式の客室がどの程度占めるものを旅館と申すかというふうなことを今後政令の段階できめて参りたいと、そういうふうにご考慮しております。

○高野一夫君 この許可の基準が洋式と和式で違うという事は当然であります、そこで、先ほどの御原委員の御関連してくると思つておりますが、たとえば京都、大阪はホテルは三つずつになつておりますが、こういうことは絶対にありませんので、和室を持たない純大ビルの洋式ばかりのホテル

が、京都でも三で、きまません。大阪はわんや三で、きまません。私が承知しているところだけでも、もつとある。こういうふうなことを考へまして、はがの県を見ても、どうも適正でないように思ふところがあるのであります。従つて、こういうふうな調査がやはり今後の旅館の許可という事には、非常な影響があると思つて、現在の状態についての把握をもう少し厳密におやりになることを私は希望したいのですが、これについて、これは現在の許可の基準と申しますか、そういうものから言つて、これは正確な統計だと考へてはなりませんか。

○政府委員(山口正義君) たいだいま高野先生から御指摘の点、実情とららみ合せてまことにごもつともな点と考へるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、現在のホテル、あるいは旅館、下宿というものの分類と申しますか、区別は、その許可基準を県で定めてやっております、その県から参りましたものを一応集計いたしておりますので、御不審の点はごもつともと存じますが、私ども一応これを信頼して集計しているわけでございますが、その点なお注意して確かめたい、そういうふうにご考慮しております。

○横山フク君 この広告に対しては何ら制限は今度は加えてないのですか。

○政府委員(山口正義君) 広告につきましましては、御審議願っております第四条の第三項に……、第三条は施設基準でございますが、第四条は衛生上のいろいろな措置に関する基準でございます。その第四条の衛生上の措置に関しましては、従来通り都道府県知事が条例で定めるといふふうなことにございませうが、第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならぬ。とございませうが、その政令の中に、たまたま横山先生から御指摘のような広告とか、宣伝というふうなことも、ある程度の規制を加えるようにしたらいかがか、そういうふうにご考へておられるわけでございます。

○田村文吉君 あれですか。この政令の大体をあらかじめ御発表になる御意思はありますか。と申しますと、これは、単なる風紀衛生の取締りだけにと、法律が限られておる限りにおいては問題は無いのです。ところが、今の全国各都道府県でやっておりますものを、今度の政令によって定めるといふことになりませうと、これは影響するところ非常に大きいです。現在のホテル、旅館及び簡易宿所、下宿等の大体定義から初め、ずいぶん問題になってくる。そういうものに適応した部屋割等を作るといふようなことになりませうと、非常に大きな問題になりますので、これは私もしもそういうふうになさるのならば、大体どういふ意図をもつて政

なつておりますので、必ずしも一律でございませぬので、いろいろ御不審な点が出るかと存ずるのでございませうが、たまたま御審議願っております改正案につきましては、都道府県知事にまかせずに、ホテルと、あるいは旅館というものの水準を高めるといふような意味合いからいたしまして、全国的に大体同じような基準にしたいというのではないかと、いふふうな考えから、政令で定めるといふふうなことを、政令の内容につきましましては、現在私どもの方で一応の素案等は作っておりますけれども、これはいろいろ関係の方々の御意見もございませぬので、今後はつきりしたものをきめて参りたいと存ずるのでございませうが、たまたま御指摘のように、必ずしも洋式客室ばかりというものはかりでもございませぬし、あるいは考へ方によつては、洋式と和式とを折衷、混合したものも相当あるとも考へられますので、そういう際に、洋式の客室が全体のうちにどの程度占めるものをホテルと申すか、あるいは逆に和式の客室がどの程度占めるものを旅館と申すかというふうなことを今後政令の段階できめて参りたいと、そういうふうにご考慮しております。

た目的があつて、そこでたとへば千駄ヶ谷の問題なんかが出てきて、ここで三条の百メートル、学校云々という問題が出てくる。ところが、一番最後の付則になりますと、三年間そのままで、このようにその後の規制というものはちつとも触れていない。それもはまた旅館をやつていられるところが今すぐやめろということも重要な問題でございまして、もうけれども、その法律で書いておられるけれども、付則ではその問題については何かちよつとほけたような感じですが、これはどういふ工合に、一条の目的と三条と付則との関係はどういふ工合にお考えになつてゐるのですか。そのところをちよつと聞かして下さい。大臣からまず。

○國務大臣(神田博君) 今一条の、風紀上の問題を取り上げまして、しかも三条で今お述べになられたような、ここにも書いておられますが、学校関係について百メートル、こういうことを入れておいて、付則で完全実施期間の猶予期間を置いて、これはどういふ関係かというお尋ねでございまして、先ほど山本委員にもお答え申し上げましたように、近時旅館業の正常なあり方として、売春法の施行とあわせて旅館業そのものにも再検討を加える必要がある、こういうことでこの方が浮んできたということは御了承願ふと思ひます。そこで百メートルをどういふふうにきめたかということであるかと思ひますが、いろいろ今お述べになられた千駄ヶ谷の問題等もこの法案の立案中に出て参りまして、大体百メートル以上あればその教育上有害じゃない

かということと、たしか競輪、競馬それからモーターボートでございませうか、あの方にも距離の制限が学校との関係でございまして、これはたしか法律でなく、内規だと思ひましたが、そういうことももしんじやくいたしまして、大体百メートルあれば、これはもちろん風俗営業としての考え方でないのであつて、旅館として、公衆衛生上の旅館として正常な経営をさせてもいじやないか、こういう考え方で百メートルということに一応いたしたわけでございます。それからすでにできたものを取り直す、この施行によつてすぐやるといふことはいろいろの、一応県がこれを許可したしてゐる関係もございまして、そしてそれに適合させるようにした方が実情に沿うのではなからうか、こういう考えからこれは付則で例外を設けたわけでございます。学校の百メートル以内のどの程度の数があるかというふうなことは、この法案の起案中に十分調査いたしました、その資料でもありますが、なおこれは非常に線の引き方が案だつたと思つてございまして、そういう準備も十分でなかつた関係上、今お答え申し上げておるようなことにはなかつたわけでございます。百メートルがいいか、二百メートルがいいか、あるいは付則の例外規定がどの程度がいいかというところも議論があつたのでございまして、いろいろ議論した結果、大体この法案が規定したような、百メートルぐらい離れておればその教育上の支障が生じないのじやないかということ、それからまあせつかくできたものを例外規定を設けないということ、これは賠償

の関係もございしますので、こういう猶予期間と申しましようか、を置いたということもございまして、三年ぐらゐであれば施設の改善等にも、十分資金の関係等もございするから何とかできるのじやないか、こういう考えで設けたわけでございます。さうして御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 先ほど御指摘の付則の猶予期間ということにつきましても、これは一応私どもの方で考へておりますのは、旅館、ホテルなどの施設について基準と合わないといふときには三年間は一応猶予する、たとへばこれは具体的な政令の問題になるかと、部屋の数とかというところもございまして、そして三年間たちました上、さらに今度は第七条の二を適用いたしまして、改善命令を出して、しこうしてその間にも一定の猶予期間を置くといふことで、先ほど田村先生の御指摘のありましたように、あまり無理のいかにないようにしたい、そういうふうなことを考へるわけでございます。ただ学校周辺百メートルという条項につきましては、これは法施行と同時に適用になるわけでございますが、その際に、教育委員会等の意見を聞いて、それが、風紀を害さないように一応考へて運営をやつていかなければならぬ、そういうふうな考へておられます。

○藤田藤太郎君 今のお話を聞いておると、環境衛生その他の設備の問題が三年間で、何ですか、旅館の位置そのものについては、直ちにこの法律施行と同時に、教育委員会その他と相談してやるんですか。この法案を見ると、さういふ工合になつてないが……

○政府委員(山口正義君) ただいま私の言葉が足りませんでした。置いたものが、新規に百メートル以内になりますものはさういふふうにいたします。それをすぐ適用するというわけでございます。

○高野一夫君 関連して、学校の百メートル制限に大学を除くことである。第八条に、大学の学長が、それに該当するような仕事の内容を発見した場合に申請をして適当な処置をこいねがう場合があり得るといふようなことが出てゐるのであります。これはどういふわけであらうか、これはどういふ点を一つ承わりたい。

○政府委員(山口正義君) 一応大学を除きました理由は、大学生になる年齢になりますれば、いろいろな風紀問題に対する判断能力もできてくるといふふうに推定されますので除いたわけでございますが、それにもかかわらず、大学の学長がいろいろ意見を言うといふようなことにつきましても、これは大学付属のいろいろ小学校、中学校といふような問題が起り得るといふことで、さういふふうに一応考へたわけでございます。

○高野一夫君 私の考え方は、むしろその年ごろになつた大学の学生なんかの方がさういふ点についての物の見方がより敏感になつていやしないかと思ふので、むしろ若いほんとうの青少年よりは、むしろ大学の学生、大学に通う者の方がどうもあれは少しあそこはあやしいとかどうとかいふことを感じやすい。さうなりますれば、むしろやはりこの大学といふものも、どうせ八条の二があるならば一緒に考へて差しつかえなかつたんじゃないかという

ような感じがするわけでありまして、今の話を伺うと、相当の年齢になつてからまあ大丈夫だといふ考へ方であるようでありまうけれども、どうもその点がなお私は納得ができないように思ふのであります。いかがですか。

○政府委員(山口正義君) 高野先生の御指摘の点は、私も一応その年令になればいろいろな社会的関係に対する抵抗力もでき、また、判断力があるといふふうな考へまして、一応原案といたしましては、さういふふうな大学を除くといふふうにしたわけでございます。これはどちらがどうだといふふうにはいろいろまあ考へ方があるように思われるわけでございますが、一応原案者としたしましては、むしろその判断の力があるといふふうな考へて、さういふふうにしたわけでございます。

○高野一夫君 それじやあそれでけつこうであります。それじやあそれに関連して伺いたいのであります。第四条の三項にですね、「業者は営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならぬ」と書いてある。ということは、施設を利用するためには政令で基準を定める、さういふことになる。さうすると、この施設の利用といふことがとりもなおさず百メートル云々ということにもやはり私は関係してくるその内容の本体じやないかと思ふのであります。この施設利用の基準といふのはどういふことになるのか、大よお考へなつておるところを一つ、抽象的のこれはものであるに違ひないと思ふのだけれども、さういふようなことがそ

の利用の基準になるのか、それをついでに伺っておきたい。

○政府委員(山口正義君) これは先ほど田村先生、山下先生からの御指摘によりまして、資料として現在考えております政令の案を提出することについて、お話しさせていただきますが、一応……

○高野一夫君 それじゃあけっこうで

○横山フク君 関連ですが、今厚生省当局のことを伺ってますとまあ百メートル以内とか、あるいは大学生とかって言いますけれども、旅館というところは原則的に言ったならば、学校の隣りにあっても何ら差しかえないところであるべきはずなのに、ところが、厚生省当局では、もう旅館は売春宿の変形であるということに前提を置いた今度の改正なのでございますか、これは。

○国務大臣(神田博君) ただいま横山委員のお尋ねでございますが、決してさように考えておりません。ただ何と云いましょうか、教育関係のすぐ隣りにあっても、これはまあその旅館の立地条件が適当な場合もあり、そうでない場合もあるかと思ひまして、まあできるだけ一つ避けた方がいいというふうな考えを持ったのでございまして、学校の周辺にあるものが今おっしゃったような意味で私ども避けたと、こういう意味でないことを御了承願ひたいと思ひます。

○神原亨君 先ほどか、この風紀の問題がいろいろあるのでありますが、その旅館が風紀の正常な運営でないということを判定される基準はどういうこととおきめになるのか、また、その方法ははどうです。これがもう一番の問題

だと思つておりますが、たとえば、先ほどからお話し承りますと、浴室の使い方とか、部屋の使い方とか、小さい部屋とか、大きい部屋とかというふうなお話がありますが、大きい部屋でも風紀を乱そうと思えば何ほもできる。また、その使い方によらずとも、正常なる人がまじめな商談をするために二時間なら二時間で使うこともある。一体どうしてそれを判定されるのか、また、これからんで臨検その他をされる意思があるかどうかということも、一体どうして臨検もせずにかわ

かどうか、これがまあ非常に重要なあれだと思つておりますが、その点をどうしてこれが正常なあり方であるが、不正なあり方であるかというところを御判定になるその基準と方法を承りたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 旅館を宿泊者がどういふふう利用しているかというふうなことに、一々調べるというふうなことはこれはほとんど不可能じゃないかと思つてございまして、ただいま御指摘のございましたように、いわゆる臨検というふうなことは——まあこの旅館営業法が正しく行われていくかどうかというところは保健所職員に担当させるわけでございますが、臨検というふうなことは行わせないつもりでございます。従ひまして、保健所職員がこの旅館営業法が法通りに運用されているかどうかということにつきましては、施設の問題、あるいはあると法にございまして、書類の点検と

いうふうなことにございまして、改善命令を出したという場合に、その改善に必要な建築の発注をしたかどうかというふうな、そういう書類でござい

して、決してその経営そのものについていろいろ検査するというふうなことは考えていないわけでございます。それから私先ほど、あるいはそういう発言をいたしておりましたら訂正させていただきますと存じますが、部屋が大ききで善良な風俗とか何とかいうふうなことは、今回の法改正では一応考慮していないのでございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、この善良な風俗を害するかどうかというふうなことにございまして、第四条

の第三項の政令、これは資料として提出いたします。その政令の中にいろいろの広告の方法とか、あるいは中の備えつけるいろいろな文書とか絵画とかいうふうなもの、あるいは浴場の利用方法、あるいは部屋の使い方というふうなことに、一応の基準を定めたこと、そういうことによつて善良な風俗が害されないように規制していきたいというふうにございまして、それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、第八条によりまして善良な風俗を害するふうなことで、その旅館の営業に關してそういう風俗関係の罪を犯すというふうなことで規制して参りますというふうなことを規制して参ります。この大ききでこれを規制するというふうなことは全然考えておりません。

○神原亨君 今もお話になつて居る中に、その浴室の使い方とか構造とかい

うお話があるのですが、風紀を乱す浴室、私はあまりこの方は経験がないのだが、一体そういう浴室はあるのですか。私はこれはもう結局は臨検することとができないということになり、臨検しないおつもりであるということにな

れば、その旅館の営業の方法が外部の、旅館外の外部の公衆の人たちに影響を及ぼす範囲においてお取締りということになるのじゃないかと思つて、私

が、あくまでもその——売春法の場合でもいろいろ私どもも聞きいたしま

すという、と、浴室の中まで入つて干渉するつもりはないのだと、こういうお話を、ただそういう旅館の営業のあり方が第三者の公衆に對しまして風紀を乱したと思われようなふうな影響を与えた場合のお取締りではないかと思つたのでありますが、あくまでもその旅館の中のことについていろいろお考えになつていらつしやるのですか、その点を

○政府委員(山口正義君) その点は、ただいま神原先生が御指摘のように、外部に對する影響が主となるわけでございます。私先ほど、旅館内の浴室の使い方というふうなことに、一応考慮しておりますというふうなことを申し上げたわけでございますが、それはまあ男女混浴というふうなことを行わせないようにするといふふうなことをきめたいといふふうな一応考慮しておるわけでありまして、しかし、それが混浴しているかどうかというふうなことを臨検するといふふうなことはいたさないつもりでございます。一応そういう規定だけは考えたかどうかというふうなことを考えておりますが、主眼点は、ただいま神原先生から御指摘になりました点に重点を置かなければならないといふふうなことを考えております。

○田村文吉君 先刻もちよつと申し上げたのでありますが、藤田委員が先刻この法律には二つの目的が含まれてい

る、で二つの目的は、一つは公衆衛生

に關するもの、一つは今の風紀に關する問題といふことでございまして、私もそんなふうなちよつと考へるので、あまりこの両方はつきりとおねら

いになるために非常にこの法律の性格が明確を欠いてきています、こういうふうな考へるのですが、これは一つ大臣に伺ひますが、一体これは目的はどつちを主目的としてお考えになつて法律をお出しになつたのか。

えてその一部の旅館業については申し上げたようなことでやっていきたい。そこで、さつきいろいろと、一体これはどうして調べるのか、どうしてわかるのかというようにございまして、これは政府委員からも、今山口君からもお答え申し上げたように、臨検によってそれを一つ取り締まるのだというふうな考えは毛頭ないのでございまして、おそらく風紀面でそういうようなことがあるかどうかということ、これはその付近からやはり自然と声が私に生まれてくると思えます。そういう声が生まれてきてからやるのかと言われればはなはだ手ぬるいようございまして、今の私どもの考え方から申し上げます、そういうことのように一応指導をして参りたいが、そういう声が生まれて参ったならば、そこでマークして一つ調査をしたい、調査してそういうふうな事実がございまして、これは取り締ると、こういうふうな考えでこの法案を立案して参った、こういうことと御了承願いたいと思えます。

○山本總務局長 今の御説明を聞いても先ほどから伺っております各委員の質問に対する御答弁等を総合して参りますと、やはり風紀と公衆衛生、こういう点からこの法改正の基本的な目的が発生しておると思えます。そこで、たとえばこうした見地から、第四条の改正で部屋割り、あるいは浴室その他設備等の改善、さらには部屋の使い方というふうなところまでいっているのですが、これはなるほど先ほど局長のお話にもありましたように、利用者の快適な設備等をして有効にするというお考え、これは当然必要なことだし、けつこうなことだと思っておりますが、ところが、この中で私はもっぱら取締りのみが問題になってきている、あるいは公衆衛生の見地から、あるいは風紀の問題から、ところが、これはやはり営業で、もうけなきや、やはり企業だから営業はできません。そうすると、企業としての見地は全然この改正案の中には考慮を顧みられられておらないという印象を受ける。しかも、私もまだ正確な調査資料を持ちませんけれども、全国に六万八千のこうした旅館業者がいる、そしてこれには従業員が総数三十万ぐらゐる、その中を分けていくといくと、男子の従業員が五万人、女子の従業員が二十五万人、こうして考えてみますと、これは企業ですから、あるいは営業ですから、ただ取締りをやるだけではこの法改正はいけないと思っております。それで基本問題は、私に当分の問題に一へん返りますが、公衆衛生の見地以外に、旅館業によって善良な風俗が害されることがないようにという配慮が必要なことである、当然でありましようが、しかし、部屋割りやあるいはその他浴室や、部屋の使い方等について注意を喚起する、あるいは指導監督するということがかりに行われて参ったとしても、これはやはり営業ですから、利潤を無視して、あるいは企業の成り立たないというふうなことは全然できないと思つて、そういう意味で、私当初から申し上げたように、旅館業を閉めておる、そうして家を作って設備しておけば、おのずから世の中の機構の中でお客さんがやってくるというふうになつておれば、これは大した問題はないでしよ

う。ところが、そうでない一般の旅館というところになりまうと、その間に非常な差が起るといふので、当初資料要求の中に御質問を申し上げたわけですが、今ここで考えられることは、企業としての旅館の実態がどうかあるかということ、そのことの配慮なしに、この法律が改正されても、所期の目的である公衆衛生の確保なり、あるいは風紀の問題等なり、これが目的に沿うような実現ができればいいかと思つて、大臣の方から正確な、明確な御答弁をお願いしたいと思つておる。

○國務大臣(神田博君) 旅館業が健全な企業であるということについては、私もこれはもう最初からそういう考えでスタートしたしておるのでございまして、旅館業の持つ役割というものは、私は今後ますますこれは世の中が忙しくなり、交通が開けて、そうして文化の交流なり、あるいは商売のこなり、いろいろそういう取引、あるいは教育上の問題、一般の問題をかねて、こういった正常な宿泊施設を有する旅館業というものが、りっぱな企業だといふ前提に立つて、そしてその企業を、あくまでもその使命を十分發揮させていきたい。これはそういう考えで、設備、内容等を、ある何と言いましようか、最低以上のものに一つしていきたい。宿泊者の利便、快適な宿泊の条件を備えさせていきたい。そこで、それに対して正当な宿泊料金をとるといふことは、私はこれはもう今後ますます大事なことである。そこで旅館業の持っている役割というものは、私は今後ますますこれは尊重していかねばならない、こう考えておる。

す。しかるに、一面において、その正常な旅館業が宿泊を目的としなかつた、あるいはまた、旅行者を対象としていないで、よく伝えられる温泉マークというふうな、風紀を乱しておるというふうなものが出てきておる。これは実際嘆かむところだと思つて、これは実際、売春法の一つ法律が取り上げられ、これを徹底的に取り締めていく、こういう段階に入つたわけだと思つて、そこで、それらが正常な旅館業にあるいは擬装、転業と見られても困るし、また、今の旅館業がそういう方面に変わっていくというふうなことも一つ押えたい、旅行者の便利をはかり、旅館業自体の健全な営業を一つできるふうにしたいたいというのが今度の改正の私は主眼だと思つて、そこで、いろいろ法律の各条項に現われているわけだと思つて、この法案が通過されていだけば、この法案の実施によっていかかわしいような旅館というものは十分取り締つていける。その取締りの方法は、先ほどもお答え申し上げましたように、保健所の人員にもこれは限りがございますし、また、もし万一正常な宿泊をされている方々にあやまって御迷惑かけてもこれは申しわけないことだと思つて、それはやはり付近のうわさと言いましようか、そういうふうな風紀を害するような旅館の経営をすることになりますれば、これは私は現われてくると思つて、そういうものをマークをしまして、そして目をつけておつて、そういうことをやるのも業としてやっておる、もぐつてやっておるといふふうなものには、一つ厳しい処置をとりたい、これが本法を改正したいという目的と御了承願いたいと思つておる。

○山下義信君 私の質問の順番が参りましたが、今関連で伺つておると思いますが、取締りの点についてですが、先ほどから、取締りの点についての御答弁なんですが、神原委員御指摘の通り、これは非常に重大で、ほとんどこの問題のポイントでしよ。山口公衆衛生局長の、そういう面について防止するということの意味で、設備その他についての基準のお話の答弁があつた。今厚生大臣から、全般的な取締りについてのお考えの御答弁が二度ほど重ねてあつた。私は非常に重大だと思つておる。今の答弁でよろしいかどうか、私も今晩寝て考えますが、御検討をわすらわれない。前者の山口局長の御答弁で、たとえば浴場を、旅館業の中におけるつまり浴場、ふるの構造その他を、基準をいろいろおきめになるのはよろしいが、使用の方法までもおきめになる、一例として男女混浴は許さぬ。今具体的にお示しになつた旅館内におけるふる浴場の構造ではないのです。旅館内における浴場の寸法、その他位置であるとか、その他公衆衛生の見地から、あるいはまた、今回のお考えになりました若干の風紀的な建前からいろいろに設備構造についての基準は御考慮になりましたが、その使用の方法についてまでさような御規定をなさるということになりますと、なかなか問題がある、私はそう思つておる。同時にまた、規定していただくこと、その禁止の規定を施行すること、できないような基準を設けてみて、いたずらに混乱させてみたところで、

しようがない。たちまちこれは全般的に除外例をお考えになるのかもしれない。せんけれども、温泉地等におきましてはそういうことまで果して規定ができていかなる男女を具体的に規定しようとするのか。夫婦でもいけないのか。公衆浴場とは違うのでありますから、旅館内のふろの中に入れてはならないこと、だれは入ってはならぬということ、だれとだれとはいかぬというふうなことまで果してこれは規定をなし得る価値があるかどうか。私はそれでありまして、いろいろな政令等の内容についても文書としてお出しを願いたい、こう言った。非常に重大です。これはまあ一例であります。私今晩考えさしていただく。それから風紀の取締りですね、風紀上の配慮がされておられることは、よくわかる。その御趣旨はよくわかる。お互いにかわつておられることなんです。ところが、その取締りというところ、いろいろ御質問があるというところ、取締りをおっしゃる。本法はそういう取締りをする法律になつておられますか。取締りのことには言及なさるの、私は御答弁としては少し……、さつぱりばらんとおよろしゅうはございませうけれども、少し行き過ぎじゃないかと、本法は取締りを少しも規定していません、取締りは本法ではないのであるとおっしゃつたならば、私はこれが正しい答弁じゃないか。もしそういう風紀を乱さないように取締りをするおっしゃつたならば、その取締りの規定はどこにある、この法律の中で、この条文が取締り規定になつておるか、伺わなければならぬ。今のような外部から見るとなして

風紀を害しているようなことはだんだんとわさるし、外から見てもわかるし、そういうことが何となしに見えぬから、そう見えたというふうな行き方は、これは非常に非科学的です。そういう行き方は私は法律的ではないと思つておられる。それは昔の徳川時代のおかつききと違って、聞き込みでいくような、そういうデカがやるような、刑事がやるような、昔のそういうふうな基本原則をお立てになつた、大へんなことが起きます。そうじゃない……、もしそれ本法における風紀的な配慮がされておられる以上、もし違反して、聞き込みや風聞や、外部から見たに観察されるというふうな、そういうふうな事実その犯罪がなかつたというふうな、違法が行われていない、というふうな事実が要件になつておられる。この法案ででき得ることは、許可の取り消し以外にはない。その許可の取り消しの根拠は明確にそういう違法行為が行われているという事実以外にはない。その風聞や、外部からそういう見えるという根拠にしてマークしていく。どう取り締まるか、どう摘発するか。それはできないことになつておられる。さつきから臨検をしないとおっしゃつた。どのように聞き込みがあらうと、どのように周囲のものが評判しやうと、どのように見えておらうと、いかなる者が侵入しよう、どうあるは広告宣伝は禁止された以外にあるいろいろな基準をお設けになりましよう。それ以外のいろいろな評判やいろいろな観察があつてみたところで、そ

れは一応評判だけのものであつて、それを見るだけのものであつて、それを基礎にしてどういう取締りしようというのですか。臨検以外にはできない。取締りは本法にはない。取締りはあなた方の所管ではない。保健所において保健所員が行つて見るのも、ただ基準に適合するかどうかという、設備が所定のとき設備をなしているか、その構造いかんという以外にはない。それがたまたま、本法には保健所の立ち入り検査とまではないけれども、立ち入つて調べることができるとなつておられるが、その立ち入つて調べたときに風紀問題までも見ることはできない。そういうことまではその当該吏員の監察事項でもなければ、権限でもなければ、報告事項でもない。そこで問題になるのです。ですから、そういう警察の、風紀行政の取締りでは、あなた方の答弁の限りではないのであつて、これは別です。でありますから、私はそういうふうな外部から見て評判をしたり、様子を見て、どうもこれはあやしい家だぞと見てみたところ、どう見えておられるか、そういう評判が立つておられる話、それを基礎にして取締りをするとおっしゃつたり、そういう答弁をするとき、その先はどういう手をお取りになり、どういう手段をお取りになるか、法律は何をそこでお取りになるか、してやるか、どう伺わなければならぬ。本法はあくまでも刑法法その他を、列挙されておられるような刑法その他を、列挙されておられるとき、それがいわゆる警察関係で検挙せられる。そういうその犯罪事実が確定したときには、事実に基づいて営業の許可を取り消

すことができるという、非常な嚴罰規定が定めてあるから、旅館業者は自覚する効果があるのであつて、それからまた、あなた方には風俗を乱しやならぬような設備、構造の面で非常に生ぬるいけれども、そういう面で可能な限りその風俗の怪しい使用をさせないように設備構造の基準でしようというので、この二つしかないじゃないか。で、今のよう、どのように、これは俗に言う売春宿をやつておられる、外から見てもそういう風聞が立つても、そういうことは本法においてそれを基礎にして取締りをするとか、そういうことのないようにさせるか、そういうことは、この旅館業法の改正案には私は出ていないと、また、それは厚生省の行政でいいと思つて。それははっきり、やはりきつぱりと、それはほかの方面で幾らでもやることのできるものとしておつて、私はやはり境界はいろいろ法案を出したときにこれを基礎にして、いろいろ取締りをするのだとおっしゃると、いわゆるこれは先ほど田村委員から御指摘がありましたように、この旅館業法の改正案はいわゆる売春旅館取締法案かと、こう聞き直つて伺わなければならぬことになつておられる。私は本法の規定はやはり境界があると思つて。

そこで私は関連して伺つておつて、厚生省はこの本法の実施について、もとよりこの規定をなされる以上には、また、やはり御準備があつたから、自然大臣その他からもそういうお答えが漏れたのだらうと思つて、取締りについて、公安委員会その他との交渉、すなわち警察行政方面と厚生省の方面と——この本法の実施取締りは厚生省には持つていない、こういう法律は作つた、こういう趣旨に一步を進めていった、實際効果をおさめるためにはどういうふうにして関係省と御交渉なさつたか、それをお話し下さる方がよく筋が立つのじゃないかと思つて。公安委員会あるいは国家警察と、同じことですが、そういう方面のお話し合いはどうか、そういう方面でおられるか。

○政府委員(山口正義君) 山下先生から御指摘ありましたように、本法の一条の目的のところにもございませうに、本法は公衆衛生上はいろいろ取締りをいたします。善良な風俗に關しましては、そういうことが害されぬように必要の規制を加えるということになつておられるわけがございまして、まあ先ほど御指摘になりましたが、決して風俗関係で取締りをするという意図ではないのでございまして、取締り関係あるいはその公安関係のものにつきましても、本法の施行について警察権の介入というところはなないわけがございまして、警察権はそれその所の法律に基づいて必要がある場合には行使する、本法の施行について警察権の介入ということはないというふうな警察関係の話し合ひを十分済ませておられるわけがございまして、従いまして、くどいようございませうが、御指摘になりました通り、本法で風俗関係の取締りをするというのでなしに、施設あるいはその利用方法等についての一応の規制を加えて、その規制に違反した場合に営業の許可を取り消すというふうになつておられるわけがございまして。

それから風俗の問題は、先ほど私が一例をおあげしましたが、政令の一応の案

をあげました際に非常に言葉が足りませんでしたので、山下委員から御指摘を受けたわけでございますが、一応考へております点は、家族ぶるとか、あるいはこれは表現が非常にむずかしいと思ひますが、視界の見通せない広い浴場というような場合を除き男女混浴はやめさせるようにというふうな考へは一応持つておるわけでございますが、山下委員御指摘のように、政令を作ることに十分考へるという御指摘でございますので、私どもの方でも十分その点は検討させていただきますと思ひます。いわゆる浴場、これは施設の方面になって参りますが、施設の設備その他について善良な風俗を害するおそれがあるというふうなものにつきましては一応の規制を加へるのが筋ではないか。ただ混浴ということまで深く入るべきかどうか、混浴禁止というところまで入るべきかどうかという点については、御指摘もございまして、十分検討させていただきますと思ひます。

○山下義信君 本法に警察権の介入がないという事はわかるのです。全般について、この改正案を実施して運用するに於いて、向うの方はこれを受け取つて、向うの方との関連性は、いわゆる公安委員会、警察行政との関連性については何らか話し合ひができておりますか。

○政府委員(山口正義君) 関係各省との折衝の途中に、警察関係と当然御指摘のようにいろいろ折衝したわけでございまして、ただいま私から答弁申し上げましたように、警察権の介入はしないという事でございまして、警察自体としては、外回り側から刑事訴訟

法に基きまして措置を講じていく話し合ひがついてはいるわけでございます。○山本経勝君 大臣にお伺ひしたいと思ひますが、先ほど、当初厚生省が考へられた改正案がその後いろいろ事情で変更されたことはないというお話であつた。ところが、これはたしか新聞の記事ですから、必ずしも大臣の方で、あるいは当局の方でどういふ方になつたかどうかわかりません。しかしながら、これほどでかかると各新聞が筆をそろえて書き立てているのは、これは単なる根拠のないことではなからうと私は思つて、ところが、いわゆる見出しはそれぞれ違ひますが、売春禁止法との関係が一番この旅館業法に關する改正の問題点として集約されている点では共通なんです。そこで改正案が骨抜きになつて、重要項目が全部削られるというふうな見出しもあれば「旅館業法改正も骨抜き売春防止の穴ウメ策、業界の猛反対くらう」というふうな見出しもある。ところが、この中で楠本衛生部長が談話を發表されている。これは直接御發表になつたのかどうか存じませんが、とにかく読んでみますと、こういうことなんです。この法案が最初の意圖から大きく変わったという点については、事務当局に大きな不満があることは確かだという表現がされている。それからまた、融資あつせん措置は大蔵、通産両省などの反対があつた、それから客引き禁止は旅館業本来の目的からはずれるとの意見もあつていすれも削られたのであるから他意はない、こういうふうな要領になつてはいる。これを見ますと、必ずしもこれは単に、今私が申し上げたように、厚生省が最初もくろまれた旅館業

法に對する改正が何らかの形で變形をした事実というものは私はいじめぬと思ひますが、この点まず大臣から一つ御説明をいただきたい。續いて局長の方からその談話についてのお話を願つておきたい。

○國務大臣(神田博君) その新聞は私も読んだ記憶がございしますが、私の手元には旅館業者からの陳情も——これはおそろくどなたにもなかつたのだらうと思ひます。それからまた、その他の方からの陳情もこれは受けなかつたのでございまして、そういう記事が突如と出まして、これは何かというふうなことを話した記憶がございしますが、おそろく、これは私の想像でございしますが、若い御熱心な記者諸君が、売春禁止法の施行に伴つて旅館業法の改正をして、何かそこに一つ取締りを強化するやうなことを入れることを想像しておつたことが、さうでなかつたというふうなことで、さういふことをお書きになつたのじゃないかと、これは私のまあ想像でございしますが、當つてはどうかかわりませんが、少くとも私どもの方で、私の手元におきまして御論議をされた際には、別にさういふ骨抜きになつたというふうな、後退しなればならぬやうなこともなかつたし、それから最近また、もつとつけ加へようというやうなものもなかつたのでございまして。

合ひができて入らなかつたという経過を私担当部長から直接聞いておりますが、私この話し合ひには、大臣同士でさういふ話をしたこともございせんので、私から申し上げますと、先ほど申し上げましたように、すなはち形での法案がこゝへ運んできておる、さういふふうな考へておられますので、ただいま申し上げたやうなわけでありませぬ。

○政府委員(山口正義君) 先ほど御指摘になりました談話と申しますか、新聞記事につきましては、私もその新聞記事を当時承知いたしておつたわけでございますが、楠本部長はたゞいまま病気で休んでおりますので、こゝへ参れないわけでございますが、当時非常な厚生省の案が曲げられて不満であるというやうな考へを持つていたわけではございませぬ。さういふことは私ども事務当局としては考へていないわけではございませぬ。ただ、ただいま大臣も、警察関係とのお話がございました。まあ一般的な問題でございまして、私も、やはりさういふ法案を、原案をいろいろ作成いたして参ります場合に、関係各省と折衝いたさなければなりません。その際に、最終的には法案を法制局で審議してもらつたわけでございませぬ。その過程におきまして、多少他の省の管轄の法律との関係等もございまして、必ずしも最初考へていたやうな条文が入らないというやうなこともあるのでございまして、たとえば融資あつせんの問題にいたしまして、あるいは客引き禁止の問題にいたしまして、大蔵省関係の意見、あるいは運輸省関係の意見等もございまして、他の法令に基いてそれぞれやつてもら

ただ一つさういふお話を申し上げますと、この旅館業法の改正に伴ひまして、警察当局との話し合ひの際に、警察当局が介入したいという御希望があつたやうに聞いておりました。が、この旅館業法にはさういふことのない方がよいのじゃないかという話し

というやうな事になつておりまして、さういふ原案を作成いたしました過程におきましては、各省関係の折衝によつてやるという事は、これは常でございませぬ。非常に原案が曲げられて不満であるというやうなことを事務当局は考へておるというやうなことはございませぬ。

○山本経勝君 先ほどの局長のお話、それから大臣のお話にあつたことですが、旅館業の健全な経営ということ、これは基本的に大事なことでございと思ひます。単に業者というよりも健全な経営の中でこそ初めて理想的な公衆衛生なり、あるいは風紀上の問題が行われていくというやうなことになる。ところが、問題は公衆衛生の見地から、取締りは別問題です。あるいはいろいろな行政指導、改善等の監督指導が行われるでしょう。ところが、たとえば衛生上の問題から、公衆衛生的な見地から見ますと、設備なりあるいは器具なり、あるいは器具の使用法なり、旅館ですらから食べもの等の取扱い、従つてそれらのものについての広範な検討あるいは調査というものがなされていさういふやうなふうになつてきますという、やはり一つには重大な関連をもつてくるのは、その健全な経営を、いわゆる監督指導のもので行へば、経営の問題に関連をもつてくる、そこに関連があるからこそ、たとえば旅館業に対する融資のあつせん等も、当初は厚生省当局、事務当局といひますか、そこで問題になつたやうな事か、これは当然あり得る筋だと思つて、ところが、まあ、さういふ点は今不満として取り上げられはしなかつたと言われま

はしなかつたと言われま

考えてみますという、これはあり得ることだし、また、なければならぬことだ。単なる取締りだけが残っておつて、そうでなくて、そういう面の配慮がなされずに取締りを強行するということがあれば、営業そのものが成り立たない場合もあるでしょう。また、ある場合には、風紀的見地ですと、あるいは、その従業員、あるいは連れ込み宿と言われるような旅館において、側から入ってくるでしょ。ところが、そうでなくて、売春取締法が実施になりますという、今言われておることは、赤線、青線区域等の婦女の従業員、従業員が、旅館や、あるいは旅館のみではなくして、料理店、割烹、こういうようなところへずんずん流れ込んでくるのじゃないかということさえも言われている。そうなりますと、これはもう私が単にここで申し上げるだけじゃなくて、一般の通念になつておるようです。ですから、風紀上の問題を取り上げられた理由もそこにはありませんか、これは私の想像です。ところが、ここで風紀上の問題が取り上げられておることは、陰に陽にその要素が含まれておると判断しても私は不都合でなからうと思ひますが、そうなるべきですと、ここへ従業員あるいは従業員としての婦人の待遇の問題が私は当然浮び上つてくると思ふ。これはどうせ本委員会が労働大臣等も出てもらつて検討を要する点だと考えますが、最近、いや現在に至つても労働基準法は守られておらない。この旅館営業に従事している婦人、ことに婦人ですが、婦人の場合は、いわゆる基準法の時間の規制もなければ、事実上夜も夜通しということ

なんです。睡眠時間はわずかに三時間、最大限度三時間しかないということとさえも言われておる。賃金に至つては、固定給が出されているものはごく一部分、そして全くチップや歩合でもって生活をやっておる、こういうふうな実情に置かれておる、こういうことを聞いておられます。ですから、そうやってきますと、今言われる、この法律を改正することによって公衆衛生を確保して、それから風紀の問題を改善するのだという、わいの一方に、監督指導が強化され、あるいは悪く言えば、臨検その他の強力な検査等が行われる、臨検等が行われる、こういうことになる。そういう半面では、その企業に対する擁護の措置が何らない、こういうことになつてくるかと思ふのです。ところが私はどうしても納得のいかぬ点なんです。私は今の企業としての営業を成り立たせるというところは、その企業の中で働く従業員の生活の保障という問題にも関連を持っているが、厚生省当局としては、そういう点についての御配慮はどのようになさつておるかというのをいま一度明確にお答えを願つておきたい。

○国務大臣(神田博君) 今の山本委員のお尋ねであります。私もよく気が持たれるのであります。この法案の立案の際にその点にわたりましたも、すいぶん議論が出たことでございます。設備の改善が従業員の労働強化になつたり、あるいは低賃金になるようなおそれがあるはならない、しかし、そういう面を十分考慮しながら、何とかいふ面を十分考慮しながら、私ども公衆衛生を担当しているという見

地から申しますと、最近のわが国の国民所得の上昇、生活環境の改善化、蚊やハエも撲滅しようという運動等から考えまして、こういった旅館業については特に環境をよくしたい、内容にわたります。相当近代化する必要があるのじゃないか。そのことによつて、多少これはもちろん資金の面につきましては、特にこれは法律に規制すべきものでは私はないと思ふのでありまして、これはまあ融資のソクをあげていくというふうな面に行くべきものであるというふうにも考えておりました。これはしばしばその点につきましても議論が出たのでございまして、できるだけ一つ融資面において優先的な取扱をするように努力をして参りたい。そこで日本の生活レベルを上げる上からいって見ても、こういった業種については衛生面を一つ向上させたい。まだ非常に非衛生的な旅館が多い。まだ非常におおむねにまだ、これはまあはなはだ例があまりよくないですが、水洗便所になつていないのも相当あるのでございまして。相当有力な地方都市においても、そういったことが浄化装置ができてない。台所等についても非常に衛生的じゃない、そういう面も一つ十分改善させようじゃないか。それから今お述べになられたような寝具であるとか、調度品その他も衛生的なものを一つ使用することによつて宿泊者が快適な環境において、そうして能率が翌日から上る、旅の疲れをいやすというふうな方向に持つていこうじゃないか、そのために多少設備がよくなった結果、二等旅館が二等旅館になる、二等旅館が一等旅館になるというふうなことがあつても、むしろ設備の改善によつてある程度採算上そういうことになつても、弊害は今申し上げたい方の面によつてカバーされるのじゃないか。さらに労働強化の問題、そういうことのないように一つやつて参りたい。すべてが快適に、泊る人も喜んで泊れる、営業をやる人も適当な利潤というものが保持できるといふふうな、いわゆる健全企業として、健全経営ができる、こういうふうな趣旨を汲んで、一つ改正案を企図しよつてやつて参つたのであります。今山本委員の御心配される点、これはまた、労働大臣の担当する部面が多いのであります。事務的にそういうことも御相談、打ち合せさせまして、こういう改正案にござつたわけでございます。御指摘の点は十分私ども了承できるのでございまして、なお、この法案の御審議によりまして、通過いたしますれば、一そう一つ緊密な連絡をとります。今御指摘になつたような点のないようにいたしたい。さういふ所存でございます。

○山本委員(山口正義君) 客引きの問題につきましては、先ほども申し上げましたように、運輸省に旅行あつた法という運輸省の法律がございまして、折衝の過程に運輸省といろいろ折衝いたしました。それからいろいろ規制をしておらうという話し合いになつておられますが、細部にわたります。先ほど御要求の資料とともに提出することにしたと存じます。

○山本委員(山口正義君) それではお尋ねしたいのは、私の方で申し上げた旅館の数万八千というのは一応この資料の中にも出ておるようですが、この従業員数というのはいかならない、推計数字でありまして、この従業員は総数何

人おるか。それから男女それぞれそれそれくらいであるが、こういうようなホテル、旅館等についておる従業員の実数、こういうものを一つあわせて資料として御提出方を願っておきたいと思ひます。

○委員長(千葉信君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。
○委員長(千葉信君) この際、おはかりしたいことが二件ござります。
旅館業法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人から意見を聴取することにいたしました。存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。
なお、期日は四月二十三日といたしました。参考人の人選、手続その他につきましても、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 次は委員長が委員会を代表して意見を述べ、他の委員に出席して発言するの件についてお諮りいたします。

昨十五日の委員長、理事打合せにおいて協議いたしました。ただいま内閣委員会において審査中の一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本委員会の所管事項たる労働条件及び労働者保護に関する事項、特に公共企業体等の紛争に関する仲裁裁定に關連する事項でありますので、内閣委員会において本法案審査の際、委員長が当委員会を代表して出席し、意見を述べることになりました。委員長、理事打合せにおいて決定した通り、取り進ぶことについて御異議ございませんか。

○高野一夫君 私はそれはそういうふうには解釈しておらなかつたので、委員長が御自分の立場においてほかの委員会へ出て随時一つ発言をしたい、こういうようなふうには私は理解したので、それは大いにかまわないじゃないか、こう申し上げたわけであつて、従つて、当委員会を代表してということになれば、その問題について当委員会では十分熟議した結果、とにかく一つの結論といひますか、方向をわれわれ相ともにもつた線でないという、委員会代表としての御発言は困ると、従つて、千葉委員長が別な立場において、議員としてお出になる分にはごうも差しつかえない、そういうふうには私は理解しております。

○委員長(千葉信君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。それじゃ、ただいまお諮りしましたことについては、意見もあるようですから、あらためて理事会で御相談願うことにいたします。

○委員長(千葉信君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。それじゃ、ただいまお諮りしましたことについては、意見もあるようですから、あらためて理事会で御相談願うことにいたします。

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。それじゃ、ただいまお諮りしましたことについては、意見もあるようですから、あらためて理事会で御相談願うことにいたします。

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。それじゃ、ただいまお諮りしましたことについては、意見もあるようですから、あらためて理事会で御相談願うことにいたします。

○委員長(千葉信君) 速記を始めて。それじゃ、ただいまお諮りしましたことについては、意見もあるようですから、あらためて理事会で御相談願うことにいたします。

〔参照〕
厚生、労働行政視察報告
(第二班、新潟県、富山県、石川県)
報告者 竹中 恒夫

第二班は、千葉委員長、勝俣委員、及び竹中委員が二月十五日から二十一日まで七日間新潟県、富山県及び石川県下の厚生、労働行政視察状況について視察をいたしましたのでありますが、各地共詳細な資料を準備してあります。関係者から熱心な説明と要望等があり、これを聴取したのち各地の関係施設を視察いたしました。その概要並びに要望事項等を簡単に御報告申し上げます。尚視察箇所は新潟、富山、石川の各県庁、労働基準局、婦人少年室の外新潟県下においては

新潟保健婦専門学院
身体障害者更生指導所
身体障害者更生相談所
義肢製作所
礎 股 保 育 園
日本ガス化学株式会社工場
富山県下においては
株式会社 貫 堂
石川県下においては
小 野 陽 風 園
北日本紡織株式会社工場
国立石川療養所

以上の各施設及び失業対策事業現場の視察を行ったのであります。
一、生活保護法の実施、世帯更生資金の貸付、公益質屋の状況について

生活保護法による被保護者の世帯数は新潟県一三、五八八(人員四一、七七一人)富山県六、〇五

五(人員一五、九一八)石川県六、二二五(人員一四、六二八)であつて保護費は月平均額新潟県は七七、二三四、五五七円、富山県は三一、八〇一、八一三円、石川県は三三、五七九、四〇一円でありまして各県共医療費扶助が第一位を占めておりまして新潟県五七、七〇〇、富山県六〇、〇〇〇、石川県五二、〇〇〇となつております。第二位は生活扶助となつております。

世帯更生資金の貸付金は昭和三十一年度の新潟県は国庫補助二百万円、県費支出二百万円計四百万円でありまして、貸付の状況は主として生業資金に三八九万円を他二万円を貸付けており、富山県は国庫補助百万円、県費百万円計二百万円に対し、貸付総額は百九十七万円でありまして、石川県は国庫補助百万円、県費百万円計二百万円に対して百九十六万四千円を貸付いたして居るのであります。貸付申込の件数は新潟県二四三(貸付決定一四〇)富山県一七七(貸付決定九八)石川県一〇二(貸付決定四七)となつております。

尚石川県においては奥能登出水に対する特別貸付金百五十万円の予算を計上し、昭和三十一年度の借入希望申込額は七十万円となつております。
公益質屋の実状は施設の敷において新潟県は二四、富山県一九、石川県一となつておりますが、現地の実状は更に増加の必要を認められている模様であります。昭和三十一年度における貸付資金は新潟県四千百万円、富山県三千七百万円、

石川県二千四百万円でありまして各県共資金を上廻る貸付を行っている状況でありまして、その利用状況は極めて良好であるのであります。

二、母子福祉対策、保育所の状況及び引揚者の援護状況について
母子世帯数は新潟県二五、二〇五、富山県二二、〇〇〇、石川県九、六五三でありまして、これに対し各県共母子相談員を置き相談相手となつて居るのであります。即ち新潟県においては十六名、富山県は十三名、石川県は十一名の母子相談員が居りまして、大体相談員一人当り一月平均取扱件数は三十件乃至四十件であります。

また福祉施設として母子寮、助産所、保育所を設ける外、県立の母子住宅(低家賃)を建設して母子家庭の福祉を計つて居るところもあるものであります。

次に母子福祉資金の貸付状況は昭和三十一年度末までの貸付額は新潟県において七八、九二八、一〇〇円(四四六七件)富山県六一、一〇二、三〇〇円(三、七〇六件)石川県五四、六四〇、八〇〇円(一、九四八件)であります。この外新潟県においては新潟県末亡人子弟教育貸付金の制度を設け高等学校生徒に対して月額七〇〇円の貸付を行い、石川県においては県一般会計予算に五五七万円、特別会計に一四〇〇万円を計上して生業、生活、修学資金の融資を行つて居る状態でありまして。

次に保育所については、常設及び季節保育所を設けて、働く母の

次に保育所については、常設及び季節保育所を設けて、働く母の

次に保育所については、常設及び季節保育所を設けて、働く母の

次に保育所については、常設及び季節保育所を設けて、働く母の

為めの児童を収容して何れも実績を挙げているのでありますが、常設の保育所は新潟県二六三、富山県一三六、石川県二九六箇所ありまして他に季節保育所を設け昭和三十一年において収容した児童数は新潟県二一、九二八人、富山県一三、二二四人、石川県二〇、七八四人となつております。尚新潟県下の保育所視察の際保育所の採費の計上について考慮せられるよう強い要望があつたのであります。

引揚者の援護については昭和十八年の第十一次ソ連地区引揚者の引揚以降の状況は新潟県は五三六世帯(九三九名)に対し、住宅については一時収容所施設入所七八戸の外は留守家族宅に落付いていますが、その後必要に応じて公営住宅法によって特別取扱を行つており、就職の状況は希望者二〇〇名であつて、その中就職決定は一九四名、家事従事者一六三名、就職不要者六〇名、その他は縁故関係によつてそれぞれ就職している状況であります。

尚更生資金貸付は九七件四、五一五、〇〇〇円であります。富山県の状況は引揚者二〇人の中一五人が定着したのであるが差当つて住宅には困つていない状態でその就職状況は決定者三名、近く決定の見込の者二名、他は市町村において斡旋中であります。石川県の状況は定着者四四名中自宅のある者二三、間借一五、引揚住宅入居四となつておりまして、就職の状況は決定したものと

六、入院中五、希望のない者二三となつており、更生資金については国民金融公庫よりの借入について斡旋を行っている状況にありまして、

三、健康保険、国民健康保険その他各種社会保険の実状について、健康保険の新潟県における事業所の数は五、五四二、被保険者一八、三六六人でありまして月平均報酬は一〇、一八六円となつており保険料徴収率は八八%でありまして、昭和三十一年における保険給付の支払は七四二、〇八〇、三四〇円となつております。富山県の事業所数は二、六七六、被保険者一〇五、八二四人月平均報酬は男一一、三〇〇円女五、八六一円、保険料の徴収率は九二%で良好な成績を示しており、昭和三十一年の保険給付支払額は三九一、八七八、三四八円でありまして、石川県の事業所数は二、七〇五、被保険者六八、九五九人月平均報酬は一〇、五〇〇円、保険料の徴収率は九一%、昭和三十一年の保険給付支払額は四四八、五七一、八八二円となつております。

次に国民健康保険の普及状況は三県共良好な成績を示しております。新潟県においては市町村数一四二に対し実施市町村は一三七、普及率九六・五%被保険者数一、九六九、七七五人加入率七九・六%であります。富山県においては市町村数五三に対し実施市町村は五二、普及率は九八・一%、被保険者数は六

三四、〇〇〇人、加入率は六二%でありまして過半数の保険組合は赤字に悩んでいる状態でありまして、石川県においては市町村数五三中実施市町村は四三、普及率は八一・〇%、被保険者数は五四二、〇〇〇人、加入率は五四%となつております。次に船員保険の状況は新潟県においては船舶所有者六八、被保険者七〇七、平均標準報酬一一、四六八円、保険料の徴収率は八四・九%保険給付の件数は二八、八九三、金額二三、〇〇一、〇九一円でありまして、富山県は船舶所有者六三、被保険者三二四、平均標準報酬九、三三三円、平均標準報酬九、三三三円、保険料徴収率七九%、保険給付件数は六、一一二、金額一一、八三三、二七五円となつております。また、石川県の状況は船舶所有者の数四一、被保険者四二一、平均標準報酬一一、一八八円、保険料徴収率五三%、保険給付金額は九、一四四、四四八円となつております。

次に厚生年金保険の状況を申し上げます。新潟県における事業所の数は六、五五七、被保険者は一六六、一七二、平均標準報酬一〇、七五六円、保険料徴収率は九〇・八%、年金支給件数は一二、二五九、金額九一、〇五六、四四四円となつております。富山県の事業所数は二、八八七、被保険者数は一〇二、六一七、平均標準報酬は一一、四二〇円、保険料の徴収率は九三・〇%、年金支給件数四、三二七、金額五九、二五〇、四一八円となつております。石川県は

事業所の数二、八七六、被保険者八六、六八八、平均標準報酬一〇、五四三円、保険料徴収率は八九・〇%、年金支給額は三七、二八三、三七一円となつております。次に日雇労働者健康保険の状況について申し上げます。新潟県における被保険者の数は九二、六二二であつて保険料徴収額及び印紙貼付額は一一、三三六、三六五円、保険給付件数は一五、〇七二件金額として一八、一六五、五二二円となつております。富山県においては適確な数はつかめませんが、保険給付額は二〇、二二二、九六一円となつており、石川県においては保険料徴収状況八八・五%を示している状況であります。

四、結核及び、精神衛生対策について、結核対策についての状況は新潟県においては患者の届出数一〇、九四七人、富山県五、八〇〇人、石川県二、七七〇人になつておりますが、これに対し各県共健康診断を行い、予防接種を励行しているものであります。昭和三十年年度において新潟県の受診者八五三、四八六人中ツベルクリン反応被験者七〇、六九二人でありまして内陽性者四八四、三九八人、更にBCG接種を行った者一六九、三四八人となつており、X線装置の数を更に増加せられるよう要望されております。富山県は昭和三十年迄に順次患者減少し、届出患者五、八〇〇人、登録患者三二、〇〇〇人となつており全国平均万比四、九に対して四、五を示しており、

予防接種受診率は三六・八となつております。石川県の患者届出数は二一、七七〇人であつて予防接種受診数は四六二、三八七人、ツベルクリン反応被験者三二一、七四人、BCG接種者七〇、六一〇人となつております。次に精神衛生対策については各県共精神病床少く収容未済の患者相当数野放しとなつていて、新潟県においては長岡市に県立療養所建設中であるが、何れも県も入院経費(措置)二分の一の国庫負担を全額国庫負担として、野放し患者の全面的な収容を希望いたしております。患者推定数は新潟県三七、〇〇〇人、富山県一五、〇〇〇人、石川県一四、三〇〇人となつております。

五、環境衛生施策の状況及び家族計画施策の状況について、環境衛生施策の実施上必要な衛生監視員については定数少く、而も地方交付税の中に含めて地方へ予算が加えられては関係上これが実施に当つては遺憾の点多く取締りから見ても本費の如きは地方交付税から外して国の補助金として支出せられる様要望があり考究の要あるものと認められます。

清掃事業については特別清掃地域設定によつて整理に努めているのであります。何れも地方財政の現状から整備は進捗していない状態でありまして新潟県の特別清掃地域は一九市二六町三村であつてじん芥焼却場は現在二五、し尿消化槽は一でありまして新設を要するもの、じん芥焼却場四二、し尿消

一六

化槽二四に対する経費七億円を要する見込であり、富山県には特別清掃地域既定八市二五町であり、富山、高岡の両市では消化槽、浄化槽の新設を進めておりこれに對して助成金の下付を要望しております。また石川県においては現在三五カ所のし尿浄化槽がありますが昭和三十一年度においてし尿消化槽を金沢市及び山中町において建設中であります。

簡易水道の新設については昭和三十一年度において新潟県は五四カ所経費二億八千万円の計画がありこれが実現を希望いたしております。次にそ族昆虫等駆除については各県共地域的な組織を以てこれが撲滅対策に努力いたしております。家族計画即ち受胎調節施設の実施については各県共実地指導員を配置して指導に当たるとともに各保健所毎に優生保護相談所を設けて、優生相談、受胎調節相談、人工妊娠中絶その他の相談を受けているのであります。更に受胎調節を主とした地区組織の設定しているところもあり、特別普及地区として厚生大臣の指定によるもの新潟県三四、富山県一三、石川県一五あり、生活保護階層対策と低所得者世帯対策に重点を置いて家族計画の指導に当たっている状況にあります。

六、国立公園の状況
新潟県下には四つの国立公園と一つの国定公園がありまた富山県下には立山、黒部峡谷を含み中部山岳地帯の国立公園の四四・五%を占める国立公園があり、石川県

下には白山を国定公園として自然を保存しよう法的な裏付を要望しているものがあるが各県共施設の整備に要する経費少く地元からの投入した費用を加えても整備困難な状況にあり国費の増額を各県共要望しつつあります。

七、職業安定、失業対策及び失業保険の状況について
職業安定所は新潟県一四、富山県八、石川県七でありまして、求職者数は新潟県約十万八千人、求職者数は新潟県約十万八千人、富山県は求職者約六万四千人、石川県は求職者約八万二千、石川県は求職者約十二万八千人に對し求人九万九千人となっており。また日雇の職業紹介は求職延二百三十二万に對し就労は約二百萬、富山県は求職百二十万に對し就労は約九十五万五千、石川県は求職七十五万に對し就労六十七万四千となっており。

職業補導所については新潟県は九カ所、富山県は六カ所、石川県は七カ所において大体十種目程度について補導を行い、新潟県においては八三〇名、石川県においては四五五名を入所せしめております。新潟県においては総合職業補導所を長岡市に建設中であり、また女子職業補導所として高田、直江津に簡易家事サービスを中心とした公共職業補導所を設置することとなっております。富山県においては内職問題を母子対策を兼ねた労働対策として考究中であり、また共に通勤施設について国庫補助を要望しつつあります。石川

県においては国立綜合職業補導所を石川県下に設置せられるよう要望いたしております。
次に失業対策事業の状況は新潟県においては日雇労働者の登録者八千三百二十人中失業対策事業適格者を職業紹介した者七千三百九十八人でありまして一日平均就労者数は五、八五九人となっており一月一人当平均就労日数は二二・二日となっており。富山県の紹介数は三千六百九十九人、一日平均就労数は二千七百十三人でありまして石川県においては昭和三十一年の一般失業対策事業に吸収した人員は、二八八、八〇〇人、特別失業対策事業に六八、四五二人、臨時就業対策事業に一〇五、三〇〇人となっており。

次に失業保険については新潟県においては適用事業所六、五五二、被保険者一七六、二九四人、保険料納額三、一三三、二五一、六八二円、保険給付金二、五二〇、八三三・五円でありまして、富山県は適用事業所三、三二八、被保険者一〇九、七七六人、保険料納額は三、一五、九九八、二五九円、保険給付金は七九、九六一、八一三円であり。また石川県の適用事業所は三、二七九、被保険者八九、八一六人、保険料納額は二〇七、五九二、二〇九円、保険金給付額は二二一、八五七、二六一円となっており。

八、中小企業の労働問題、最近の労働情勢及び労働金庫について
中小企業事業場は新潟県一四、五〇〇、従業員約二十万、労働組

合を結成しているもの五〇一組合でありまして労働組合の結成が幾分遅れている状態にあります。富山県は事業場一三、四八〇従業員約八万、労働組合結成は二二〇でありまして石川県は事業場四二、四五三、従業員一九五、三八一人、労働組合結成四五六であります。昭和三十年の労働争議は新潟県二四件富山県二六件、石川県三六件であります。各県共大部分は賃金、諸手当の増額であります。尚各県共労働相談所を開設して労働問題の処理解決に努めており。最近の労働情勢について見るに労働者の大部分は組織化されており、また経営者も協議会等を作っておりますが中小企業は未だ組織化されていないものもあり、組織化が進められております。労働組合の活動状況は現在まで賃上闘争が中心となっており。また春闘争と共に最低賃金制の確立についての動きが見られ新潟県においては昭和三十一年十一月知事に対して賃金審議会を設置するよう申入れを行い、昭和三十一年一月知事は労働問題懇談会を開き賃金の実態調査を行うことを申合せたこと等もあり今後労使双方の動きが注目されております。

労働金庫については新潟県及び富山県においては火災特種新潟市、魚津市の大火による罹災労働者住宅建築資金の貸付を行う外生活物資の斡旋、労働賃庫による共済等を考究しつつあり、昭和三十一年十二月末現在の新潟県の労働金庫における出資金額は一千六百万円、加入人数は団体五四七、個

人二、四六五でありまして予金高は三三、七二七万円貸付高は二四、三二九万円あります。富山県においては労働金庫の出資金額一千五百六十八万円、加入人数一五三、個人三七三、構成人員は六万二千五百十人となっており予金高は三〇三、九二七、五九八円、貸付高二六四、一六一、三〇八円あります。また石川県の労働金庫の出資金額は七百三十七万五千円、加入人数は団体二二、個人一三、構成人員四九、五〇〇人、預金高一五四、五八六、〇〇〇円貸付額一一八、八五〇、〇〇〇円あります。貸付金の使途は第一位住宅費、二位住宅修理、三位福利共済費、生活費、第五医療費の順となっており。

九、労働基準行政について
労働基準法適用事業所の数は新潟県においては三四、三二五、労働者数二八三、〇八六であって事業所は二〇人未満のもの全体の八二%を占めております。これに對し労働基準局関係職員は二九七人その中監督署勤務中の監督官は三四名に過ぎず十一の監督署を通じて行われる一人月平均十二日四、二〇〇の事業所程度の監督を行っており定員不足の状況にあります。また富山県においては適用事業所一二、三九八、労働者数一五三、八八三、十人未満の事業所は六〇%ということになっておりまして、基準局関係職員は定員一〇〇人(実人員九八)四監督署配置の監督官は一九人でありまして監督の状況は月平均一人一〇日、九六六の事業場を監督しているので

ありまして予金高は三三、七二七万円貸付高は二四、三二九万円あります。富山県においては労働金庫の出資金額一千五百六十八万円、加入人数一五三、個人三七三、構成人員は六万二千五百十人となっており予金高は三〇三、九二七、五九八円、貸付高二六四、一六一、三〇八円あります。また石川県の労働金庫の出資金額は七百三十七万五千円、加入人数は団体二二、個人一三、構成人員四九、五〇〇人、預金高一五四、五八六、〇〇〇円貸付額一一八、八五〇、〇〇〇円あります。貸付金の使途は第一位住宅費、二位住宅修理、三位福利共済費、生活費、第五医療費の順となっており。

ありまして予金高は三三、七二七万円貸付高は二四、三二九万円あります。富山県においては労働金庫の出資金額一千五百六十八万円、加入人数一五三、個人三七三、構成人員は六万二千五百十人となっており予金高は三〇三、九二七、五九八円、貸付高二六四、一六一、三〇八円あります。また石川県の労働金庫の出資金額は七百三十七万五千円、加入人数は団体二二、個人一三、構成人員四九、五〇〇人、預金高一五四、五八六、〇〇〇円貸付額一一八、八五〇、〇〇〇円あります。貸付金の使途は第一位住宅費、二位住宅修理、三位福利共済費、生活費、第五医療費の順となっており。

あります。石川県においては適用事業所一四、一四八、労働者の数一五四、七四三、十人未満の事業場は全体の七八％であります。これに対し、基準局職員は一〇一人、実人員九九、五カ所の監督署に配置する監督官は二〇人でありまして、月平均監督日数九日、三、六七二の事業場を監督している状況であります。本県も富山県も監督官の定員増加を要望いたしております。

次に取締の状況は法律違反を行ったもの新潟県においては昭和三十一年末における過去六カ月の状況は違反事業場二、四一四、件数八、三六一であります。その内容中危害防止に関するものが第一位を占め、五五八件であります。富山県の法律違反事業所一、六三〇、一カ年間の件数六、二九〇であります。また、石川県の違反事業所は一、八九五、件数五、七一一件となっております。賃金不払事件については新潟県下の分昭和三十年七一二件金額一八、三七七万円、富山県四二二件一五、一一一万円、石川県は昭和三十一年において二二二件金額において一五、六七八、六三七円となっております。

次に安全衛生の状況は土木、建築関係の工事が増加しこれによる災害発生多、而も電源開発の大規模な工事が計画されているため、安全作業訓練について事前の徹底的指導と対策について工事当局に特別の事故防止を講ずるよう要望を行っているのであります。三十一一年中に発生した災害による

死亡は新潟県一三〇、富山県九六、石川県五七でありまして八日以上の休業は新潟県六、八二七、富山県五、〇六三、石川県二、七五七となっております。次にけい肺じん肺に対する昭和三十一年度の検診は新潟県二、一七一でありまして内軽症と決定したものが九六、また富山県は検診二、四五三に対し決定一五五、石川県は検診三、四八八に対し決定五八七であります。

各県共労働者の衛生管理については定期的な健康診断の励行によって各種疾患の早期発見と予防対策を行っているものであります。更にこれを強化してその成績を挙げるよう努力しつつあります。

次に技能者の養成については各県共養成所を設けて技能工の養成に努めており、新潟県においては養成所三五、職種一五、収容工七一三終了者九六でありまして富山県は養成所一九、職種七、収容工二九八、終了者三五五、また石川県は養成所三〇、収容工二七二、終了者七五であります。

五二、労働者数八七、五二三、保険料徴収額一三八、九九二、四七四円、収納率九四％、支払補償費一〇七、三五三、三五二円であり

次に婦人少年室は新潟県は職員二、相談員一、協働員四〇、富山県は職員二、相談員一、協働員一五、石川県は職員二、相談員一、協働員一五をそれぞれもちまして女子及び年少労働者問題、一般婦人問題その他婦人の啓蒙宣伝と取り組んでいるのであります。職員の数少く且つ活動に要する費用等も少なき現状から見るとその活動を促進せしめる為に予算増額を強く要望しております。

一〇、厚生、労働行政に関する中央に対する要望事項について各県における要望事項は別紙の通りであります。可及的速かにこれが実現を期するよう政府当局の善処を要望いたします。

厚生、労働行政視察報告
(第三班、福岡県、佐賀県、長崎県)
報告者 横山フク
去る二月十六日より二月二十三日迄の八日間、厚生及び労働行政の実情調査のため、西岡委員及び片岡委員とともに長崎県(西岡委員は除く)佐賀県、及び福岡県に参りました。次に各県下における調査の概要を御報告致します。

望事項等の説明を求め次いで管内の療養所、養老院、整復療育園等の諸施設、公共職業安定所等の労働官公署、国立公園の整備状況、及び関係工場、事業所等を視察致しました。

厚生及び労働行政の全般は極めて多岐に亘っております。今回は次の諸点であります。厚生関係につきましては、生活保護法の実施状況、母子福祉対策の状況、国民健康保険の実情、保育所の実情、結核、環境衛生、原爆被爆者等の対策及び国立公園の整備状況、労働関係につきましても、雇用安定並びに失業対策、及び婦人少年室における業務の実情調査等であります。

以下各項に就いて簡単に申し上げます。先ず生活保護法の実施状況については、この北九州の三県は何れも石炭産地帯であり、長崎、福岡両県は造船、鉄鋼等の重工業地帯でもあるため、これの下請或は関連する中小企業も極めて多いので、我が国経済界の影響が直ちに反映して一度不況におち入ると被保護世帯が増加していることとあります。

三県とも保護率は昭和二十八年年度以降に於いてみると経済緊急政策に加えるに造船、石炭界の不況のため、又長崎県に於いては、戦時中の漁場の荒廃及び李ラインの設定のため、増加の一途をたどって、全国平均を上回っている現状であります。最近に至り造船及び石炭界の好況を迎え、関係産業もこれにともない

多少の好転も予想され、保護率も漸減の傾向にはあるがまだ全国平均を上回っております。

医療扶助の状況については全国的な傾向ではあるが次第に増加しているのは医療水準の向上と共に結核病床の拡充と入院患者の増加が原因と思われまます。

尚三県とも保護費の乱給、漏給防止にも相当の注意を払っている様子であります。

又、生活保護法による保護施設についても特に福岡県においては養老施設、救護施設、厚生施設、授産施設等四九カ所の施設を持ち、全国的に見ても数的には優位の状態にあり、その設備の強化にも努力を払っているが、尚個々の施設の実態についてみると、必要定員の充実、設備構造の強化に更に一段の努力が望ましいと思われまます。

面に亘って努力を払っているが地方財政逼迫の際充分な予算の計上が出来ないのが実情であります。又貸付金制度等の一時的救済により更生した母子家庭も相当数に上っているが、短期間に更生を期待すること困難であり、貸付金の償還状況も制度発足当時は八十%以上であったのが最近では次第に悪くなっている傾向にあります。これも元来償還が容易でない家庭であるから已むを得ぬことでありましよう。此の制度についても将来は再考の必要があると思われま

す。次に各県下の保育所の実情についてみますと前に申し上げました如く母子家庭の増加のため及び石炭鉱業界が最近やや好転しつつあるとはいながらも石炭合理化のため閉鎖した事業所もあり従って多数の失業者も発生し養護世帯も相当数あるので保育事業の果す役割は、時期的にも地域的にも重要性を加えているので、各県とも最近はその増設並びに整備強化に努力している。併し地元の熱心な要望にもかかわらず地方財政窮乏の折柄、未設置の市町村が多い実情であります。児童福祉の向上と併せて防貧対策の一環として保育事業の強化は早急に考慮しなければならぬものと考えます。

又、保育所の経営状況をみましても援護率は高率を示しておりますがこれは保育所が一般的に小規模のものが多く、ために経営コストが高いこと及び保護者の負担能力が低いことが原因であります。又保母の処遇についてみましても充分と思われぬものが多く、保母の待遇改善も保

育事業強化のためには考えなければならぬ点であると思われま

す。次に国民健康保険の普及状況についてみますと福岡県は三十二年一月現在で六八%であるが佐賀、長崎両県は二十八年度以降年を追って普及率は高くなっているが、全国平均より下廻っている。特に長崎県は全国平均六七%に対して四七%という状態である。これは本県の地理的条件等特殊の事情に依るものと考えられますので将来これの普及には相当困難を伴うものと思われま

す。保険経済の状況についてみますと各県とも国の助成により相当確立されつつありますが一方医療費の増加に伴い赤字となり憂慮されている例も出ております。国保の保険財政の確立が国保の普及に極めて必要なことでありますので国保に対しては国の助成が更に必要でないかと考えます。

次に社会保険に関して特に問題となつてゐるのは船員保険について、船員保険被保険者の韓国拿捕事件であります。船舶及び船員の全部が拿捕され船主が唯一人残つて事業も運営不能となつてゐる例もあり保険料の徴収の不可能なのは勿論であります。又次に被保険者が送還されても、留中の強度の労働及び栄養失調に起因して胸部疾患等に罹り、労働能力を全く失つてゐる者も多くこれに対する保険給付等の問題もあり、船員保険経済に深刻な影響を及ぼしております。特に長崎県にあつてはこの例が極めて多く、日韓問題が船員保険事業の運営上重大な支障となつております。

次に結核対策の状況についてみると、各県とも結核による死亡率は逐年減少の傾向にあるが全国平均より見ると今なお相当上回つてゐる。特に福岡県にあつては昭和三十年は六三・四と全国平均を一〇・二も上回つており順位においても全国第七位の高位にある。先年厚生省で行つた結核実態調査の結果をみると福岡県にあつては結核患者は十一万八千人、内要入院者は五万二千八百人と推定されており、長崎県では結核の病的所見のあるものは十万三千人、内要医療者は五万九千人の多数となつてゐる。以上の如く相当数の医療の必要がある者がいることが判明しているが、これが自己負担で何とか医療の受けられる者は極めて少なく殆んど総ては各種社会保険、生活保護法、結核予防法の公費負担の適用によつて治療を受けてゐるのが実情であります。

次に結核対策としては予防接種、健康診断、患者の届出登録及び在宅患者の保健婦による指導、伝染防止等色々努力を払い相当の効果も上つてゐる。特に長崎県では又線自動車等の活動と併せて、レントゲン船を使用管内の離島の結核健康診断を推進している点は注目すべきであります。併しながら結核予防事業の今日までの経過をみると保健所の受入態勢強化のため施設整備等は逐年進んできてゐるが、結核医療公費負担の予算化には県並びに市町村の負担が増加するので貧弱な地方財政においてはなかなか困難であり、この点が結核対策の大きな隘路であるから国庫負担率の引上げが強く要望されてお

ります。次に結核患者の発見が増加しているにかかわらず結核病床に空床を生じてゐるといふ皮肉な現象が表われているのは新薬等医療内容の向上により自宅療法の可能となつたために依るものもあると思ひますが、経済的に自費で入院することが困難であるためと見なければならぬ。結核対策としては全面的な公費負担が必要であると思われま

す。次に環境衛生対策関係についてみると福岡県は筑豊炭田及び北九州の重工業地帯を包含しているので保健衛生面において種々の特色と困難性を持つております。産業の発展に伴う人口の都市集中の結果はし尿及び塵芥の近代的処理施設を必要とするが費用等の関係でこれの完備はなかなか容易でない、各都市ともその処理に悩んでおります。又工場、鉱山等の集団住宅地は伝染病発生の温床となり勝て、工場、事業所から排出する煤煙、ガス、粉じん等の公害もあり、その防止対策が要望され昭和三十年福岡県公害防止条例が制定されたが公害の基準設定や取扱い方において法制化されることを要望しております。

次に環境衛生対策関係についてみると福岡県は筑豊炭田及び北九州の重工業地帯を包含しているので保健衛生面において種々の特色と困難性を持つております。産業の発展に伴う人口の都市集中の結果はし尿及び塵芥の近代的処理施設を必要とするが費用等の関係でこれの完備はなかなか容易でない、各都市ともその処理に悩んでおります。又工場、鉱山等の集団住宅地は伝染病発生の温床となり勝て、工場、事業所から排出する煤煙、ガス、粉じん等の公害もあり、その防止対策が要望され昭和三十年福岡県公害防止条例が制定されたが公害の基準設定や取扱い方において法制化されることを要望しております。

又小倉市、戸畑市では共立の清掃センターを初年度二千万円の起債を得て建設中であり大牟田市も計画中であります。併しながら各都市に近代的設備を持つ清掃センターを設置することは多額の建設費を要するので非常に困難な状態でありま

す。長崎県では尿尿添加による塵芥の堆肥化処理施設を研究し、これの施設に対し助成金を要請しているが、これは肥料として一挙両得の方法でありその成果が期待されてゐる。次に蚊と蠅をなくす運動については各県とも少ない予算にもかかわらず県民運動として思想普及に力をそそぎ夫々相当の実績を上げてゐるが、蚊と蠅を根絶することは単なる組織の結成や住民に対する教育の普及のみでは到底達成し得るものでなく発生源に対する諸種の施設改善が必要であり、国及び地方公共団体の助成措置等が必要であります。

次に飲料水対策についてみると各県とも力をそそいでいるが上水道事業のための起債枠が甚だしく制限され事業の実施が極めて困難な状態にあります。飲料水不良地区の簡易水道については市町村財政窮乏の現在、これの補助率の引き上げ及び起債の枠の拡大が要望されてゐる。長崎県高島は昭和三十年年度及び三十一年度起債の許可を得て海底水道事業に着手している。工事は現在三五%を終了しているが引き続き伊王島、香焼、崎戸、大島等も海底水道を計画しこれの実現を強く要望している。これら特殊の事情の下にある離島の水道事業については特別の配慮が必要と思われま

す。次に長崎における原爆被爆者の対策についてみますと、昭和二十七年四月の調査によると内科その他の潜在的障害を有する者を除いて外科的の創痕を残した者の数は長崎市では

一、二八八名市以外の県内に七九三名で合計二、〇八一名となつてい
る。又昭和二十八年五月の障害者の
調査の結果は長崎市で一、九三二名
となつており長崎市以外の居住者の
該当者を含めると約三、〇〇〇名と
推定されている。これら被害者は
種々の事情のため放置されていた。
緊急に治療を施すべき障害者のある
ことも明らかにされたが、殆んど費
用自弁による治療が困難であること
が判明したので、公的治療の強力な
実施態勢を整えるため昭和二十八年
五月長崎市原爆障害者治療対策協
会を発足、治療対策を確立した。

次いで同年七月下旬から長崎大学
学医部に委託して緊密に治療を要す
る患者を選び治療を開始した。治療
資金については二十八年度は長崎市は
五十万円を計上し、一般よりの寄附金
及び募金も計二百余万円となった。
次に被爆者は年々白血病や貧血症等
のために死亡又は発病する者が出て
いるので被爆者の実態を把握するた
め昭和二十九年八月には一、八七四
名の総合診察を行い、又三十一年二
月には六、七三〇名の精密検査を行
い健康管理手帳を交付して、被爆者
の健康管理に努めた。

次に原爆犠牲者に対する遺族援護
法の適用状況についても確認者六、
七〇二人で内甲斐金裁定済の者は
五、九六一人であり尚今後該当者と
確認されるもの推定人員は二、二
五三名に及んでいる。併しながら現
行援護法では軍需充足工場の下請事
業所に従事していた者や、防空寮作
業、家屋疎開作業等の指定事業以外
に出動していた学徒で原爆のため死

亡した者は事実上認められるが公認
資料の得られないために援護法の適
用除外となつてゐる。これらの者約
三、〇〇〇名は実質的に徴用者や動
員学徒と何等異なる点はないので援
護法の拡大適用が希望されている。
尚原爆被爆者の生活保護法の適用状
況は長崎市においては五一八世帯で
あります。

以上長崎における原爆被爆者対策
の概要を申し上げましたが被爆市民
は今尚、原子病の不安におそわれ
てゐる。長崎市では被害者の治療、健
康管理を実施しているが何れも多額
の経費を必要とする。

従つて国の責任で解決するための
法律制定を強く要望してあります
が先般制定された「原子爆弾被爆者の
医療等に関する法律」は原爆被爆者の
今後の健康管理及び治療に寄与する
ところが多いであらうと思つて
次に国立公園の実情について申し
上げますと雲仙国立公園は昭和九年
三月我が国で最初に指定され、その
面積は一万三千ヘクタール、島原半
島の中心部に位置している。この山
は地理学的には集火火山で今なお火
山活動の余力を止めて温泉及び硫黄
を噴出している。雲仙はその秀麗な
山容とともに春のツツジ秋のモミジ
冬の霧氷と広く内外に知られ昭和三
十年中訪れた利用者は百七十万五
千、内、外国人三千三百余人であり、
その観光消費額は八億円以上に達し
てゐる。公園の施設整備状況は歴史
の古いだけに他の国立公園よりは完
備している。現在道路及びロープウ
エイの工事中であるが春の季節まで
には完成するものと予想される。

県当局も今後激増が予想される外
人観光客、避暑客等の受入体制に遺憾
のないよう県政のゆるす限り施設の
拡充整備等に努力しているが今日の
地方財政のもとでは万全を期し難い
ので国の助成を強く要望している。
又雲仙国立公園の範囲も昭和九年に
指定した当時のまま今日に及んで
いるが公園利用者の激増した今日公園
周辺地域の保護及び利用に便ならし
めるため公園の区域拡張も必要でな
いかと考えられます。

次に西海国立公園は海の公園とし
て昭和三十年三月我が国で十六番目
に指定された外洋性多島海であり優
れた景観とともに学術的にも貴重な
存在であります。観光利用も逐年
増加し昭和三十年には百六万人、
内、外国人は一万人に達している。
公園の施設状況は指定の日が浅いた
め未だ充分でないので施設の早急な
整備が要望されている。

次に最近の労働市場の状況及び失
業対策の概況についてみますと、既
に申し上げました如く北九州三県は
石炭及び造船、鉄工等重工業地帯で
あるため、これら基礎産業の消長が
直ちに関連産業に波及しひいては他
産業にも圧迫を加える結果となり企
業の休廃、倒産するものが続出し
て、失業者も急増することになる。
昭和二十八年は石炭が企業整備を
行い加えて緊急政策に基づく金融の引
き締めの結果各産業界は不況にさら
され失業者も激増したが三十年下期
以降は輸出の伸長、国内需要の増大に
伴う一部産業の復調によりようやく
愁眉を開いた状況であります。従つて
急激の減少をたどつてきた雇用量は

三十二年当初を境として横ばい乃至
漸増の傾向に転じてきた。又公共職業
安定所の窓口に表示される失業者の数
は二十八年以降増加の一途をたどつ
てきたが最近に至りようやく横ばい
の傾向に移行している。然しながら
三十一年四月末より実施されてきた
右炭鉱業合理化臨時措置法施行に基
く離職者も相当数に上つたものと推
定されるが、三十一年下期における
石炭業界の好況を反映したためか離
職者数は減少を示している。次に駐
留軍関係労働者の離職状況について
みると、特に福岡県に於ては陸上
部隊の本国引揚に伴い三十一年以降
二、八五〇名の大数発生を見てい
る。更に米国会計年度末の本年六月
迄に小倉米軍補給所の一、〇〇〇名
以上の解雇も予想されている。この
ような特異な失業状況の原因がある
ので将来一段と深刻を加えるものと
思われる。次にこれらの失業情勢に
関して各県の対策をみると、先ず福
岡県では昭和二十八年当時失業者は
五万六千人と推定されていたものが
現在では六万七千人と増加している
ので失業対策事業紹介者資格者も八
千八百人から二万三千人と約三倍に
達している。これらの月平均就労は特
別失対事業及び臨時就労対策事業に
ついては月平均二十三日、一般失業
対策は二十一日の就労日数を確保し
てゐる。尚三十二年度については視
察当時は県議会で予算審議中であつ
たが要対策者数として一般失業対策
登録者二万三千人、石炭合理化対策
の分六千五百人、駐留軍労働者対策
分一、〇〇〇名合計三万六百人を計
上している。

最近石炭の好況が伝えられてい
るが、筑豊地帯は未だ相当の失業者を
擁し、地方公共団体の財政窮乏のお
りからその財源に困つてゐるのが実
情であり更に大幅の国費負担が要望
されている。

次に佐賀県についてみると本県も
直接的には石炭業界の好不況に大き
く左右されている。目下のところ企業
整備等による失業者の大数発生は予
定された一、二のものを除いて懸念
されるものではなく一応の落ち着きを
みたものと思われ。即ち公共職業
安定所の窓口に表示された数も三十年
下半期は二万人以上であつたものが
三十一年度には次第に減少をみて一
万四千となつてゐる。日雇部門にお
ける失業対策事業資格者数も三十一
年三月、四千八百を最高として減少
をみている。これの直接原因は石炭
関係及びこれの関係産業から大量の
解雇がなかつたことに原因すると考
えられる。これらの失業者に対する
対策事業としては一般失業対策事業
において三十二年度第一・四半期に
は平均三千五百名を、特別失業対策
事業では第一・四半期に延二千四百
名を臨時就労対策事業では第一・四
半期に延三千百名を就労させてお
ります。

次に長崎県についてみると公共職
業安定所の窓口に表示された失業者数
は昭和三十年が最も多く月平均二万
五千であつたのが三十一年最も少な
いときで一万六千五百人と減少して
おります併し失業対策事業資格者数
は二十九年月平均約四千人であつた
のが三十年には月平均五千人、更に
三十一年には月平均五千八百人と

三十二年当初を境として横ばい乃至
漸増の傾向に転じてきた。又公共職業
安定所の窓口に表示される失業者の数
は二十八年以降増加の一途をたどつ
てきたが最近に至りようやく横ばい
の傾向に移行している。然しながら
三十一年四月末より実施されてきた
右炭鉱業合理化臨時措置法施行に基
く離職者も相当数に上つたものと推
定されるが、三十一年下期における
石炭業界の好況を反映したためか離
職者数は減少を示している。次に駐
留軍関係労働者の離職状況について
みると、特に福岡県に於ては陸上
部隊の本国引揚に伴い三十一年以降
二、八五〇名の大数発生を見てい
る。更に米国会計年度末の本年六月
迄に小倉米軍補給所の一、〇〇〇名
以上の解雇も予想されている。この
ような特異な失業状況の原因がある
ので将来一段と深刻を加えるものと
思われる。次にこれらの失業情勢に
関して各県の対策をみると、先ず福
岡県では昭和二十八年当時失業者は
五万六千人と推定されていたものが
現在では六万七千人と増加している
ので失業対策事業紹介者資格者も八
千八百人から二万三千人と約三倍に
達している。これらの月平均就労は特
別失対事業及び臨時就労対策事業に
ついては月平均二十三日、一般失業
対策は二十一日の就労日数を確保し
てゐる。尚三十二年度については視
察当時は県議会で予算審議中であつ
たが要対策者数として一般失業対策
登録者二万三千人、石炭合理化対策
の分六千五百人、駐留軍労働者対策
分一、〇〇〇名合計三万六百人を計
上している。

最近石炭の好況が伝えられてい
るが、筑豊地帯は未だ相当の失業者を
擁し、地方公共団体の財政窮乏のお
りからその財源に困つてゐるのが実
情であり更に大幅の国費負担が要望
されている。

次に佐賀県についてみると本県も
直接的には石炭業界の好不況に大き
く左右されている。目下のところ企業
整備等による失業者の大数発生は予
定された一、二のものを除いて懸念
されるものではなく一応の落ち着きを
みたものと思われ。即ち公共職業
安定所の窓口に表示された数も三十年
下半期は二万人以上であつたものが
三十一年度には次第に減少をみて一
万四千となつてゐる。日雇部門にお
ける失業対策事業資格者数も三十一
年三月、四千八百を最高として減少
をみている。これの直接原因は石炭
関係及びこれの関係産業から大量の
解雇がなかつたことに原因すると考
えられる。これらの失業者に対する
対策事業としては一般失業対策事業
において三十二年度第一・四半期に
は平均三千五百名を、特別失業対策
事業では第一・四半期に延二千四百
名を臨時就労対策事業では第一・四
半期に延三千百名を就労させてお
ります。

年々増加の傾向をたどっている。これに對して三十年代下半期からは一般失業対策事業の外特別失業対策事業および臨時就労対策にも併せ施行することになり、現在一日平均四千三百名の失業者の吸収を行い、就労日数は月平均二十一日となっている。

以上が労働市場の状況及び失業対策の概要であります。石炭合理化に伴う失業及び駐留軍の撤退に伴う失業の如く、特異な原因による失業の激増に對しては特例として国の全額負担による失業対策を地方では強く要望していただいております。

次に各県婦人少年室の業務についてみますと婦人少年室は昭和二十二年労働省婦人少年局の設置に伴い、昭和二十三年七月各県に労働省婦人少年室として発足、昭和二十七年に至り正規の労働省地方支部局の一つとなった。婦人少年室は婦人及び年少労働者の特殊な労働条件並びに労働問題を調査、或は啓蒙宣伝に関する業務を行っているが、今回は特に売春防止法制定に伴う管内の実情等について説明を求め調査を行いました。各県の少年室は僅少の予算と数名の室員に拘らず売春法の成立後本問題の社会的関心の高まるにつれ、売春防止の啓蒙活動に努力してきました。又婦人少年室に一名宛の売春防止のための相談業務を援助するペーパータイム制の婦人問題相談員が労働大臣より委嘱され室職員と協力することになっていくが一月につき十日間の出勤分の予算しかないため充分な活動は出来ない状態にあります。併しながら売春問題の実情調査

に努めるとともに売春におち入る恐のある女子及び更生を望む者に対して問題の処理、生活指導、その他必要な措置を講じて転落防止、保護更生に相当の成績を挙げております。来る四月よりいよいよ売春法も施行され婦人相談所、婦人相談員の活動が期待されているが、現在の予算と人員で積極的な活動を期待することは困難な状態である。法施行を機会に更生を要望する者が多く、殊に子供を抱えた従業婦の場合、子供の将来を考えて更生の意思は強いのであるから、その更生のために更に一段の強力な施策の実施が要請されている。

以上が今回の調査の概要であります。尚各県の要望事項につきましても色々重要な問題も多数ございますので何れ当委員会におきまして御審議願わしく思っております。以上御報告申し上げます。厚生及び労働行政に関する地方の要望事項

(一) 福祉事務所職員の国庫補助制度について
福祉事務所において現業を行う職員は社会福祉事業法により定数が定められているのであるが、地方財政の逼迫によりその定数の確保が極めて困難な状況にあり、これがため、これら職員に過重な業務を負担させる結果ともなり、社会福祉のための円滑なる行政の遂行を著しく阻害している実情にある。

福祉事務所の行う事務のうち、特に生活保護法による保護の実施は国の責任において行われる委任事務であるので人事管理の徹底を期するため、これら職員の設置に要する経費については、現行の生活保護指導員制度と同様、国の責任において全額国庫補助の制度を設け福祉事務所職員の充分なる確保を期すべきである。

(二) 国民健康保険の充実について
未実施市町村の再開を促進するための準備資金(趣旨普及宣伝費及び調査費等)として相当額の国庫補助金の法定交付の措置を講じ、更に都道府県の指導機構を充実強化し国保事業の振興育成並に指導監督等特に国庫補助金等適正化の徹底をはかるため委託指導職員を増設せられたい。

(三) 生活保護法による被保護者に対する期末一時扶助の設定について
現行生活保護法の基準額においては最低生活が保障されているとはいへ戦後の混迷から漸く安定した今日では社会慣習が次第に旧に復しつつあり被保護世帯も又ひとり、この社会環境から離脱できるものでなく、益、歳末には臨時的な出費を要するものであるから年二回の期末一助扶助を設定されたい。

(四) 保健所国庫補助率の引上げについて
保健所は公衆衛生行政の第一線機関であって、極めて重要な任務を担っているにも拘わらず、その現状は施設、人員共に甚だ不十分であり施設整備機能の一段と向上を図る必要性を痛感されるので、保健所に関する補助率を従来の

1/3から1/2までに引上げ方御配慮されたい。
結核対策費の国庫補助率の引上げについて
(1) 定期健康診断及び予防接種

並びに実施連絡費を2/3 国庫負担せられるよう配慮されたい。
現在昭和三十一年度は左記の如き国庫補助率をもって実施されているが

実施市町村別	定期健康診断		予防接種		実施連絡費
	使用率	補助率	使用率	補助率	
東京	100%	100%	100%	100%	1/3
神奈川	100%	100%	100%	100%	1/3
千葉	100%	100%	100%	100%	1/3
埼玉	100%	100%	100%	100%	1/3
茨城	100%	100%	100%	100%	1/3
栃木	100%	100%	100%	100%	1/3
群馬	100%	100%	100%	100%	1/3
新潟	100%	100%	100%	100%	1/3
富山	100%	100%	100%	100%	1/3
石川	100%	100%	100%	100%	1/3
福井	100%	100%	100%	100%	1/3
山梨	100%	100%	100%	100%	1/3
長野	100%	100%	100%	100%	1/3
岐阜	100%	100%	100%	100%	1/3
愛知	100%	100%	100%	100%	1/3
三重	100%	100%	100%	100%	1/3
滋賀	100%	100%	100%	100%	1/3
京都	100%	100%	100%	100%	1/3
大阪	100%	100%	100%	100%	1/3
兵庫	100%	100%	100%	100%	1/3
奈良	100%	100%	100%	100%	1/3
和歌山	100%	100%	100%	100%	1/3
徳島	100%	100%	100%	100%	1/3
香川	100%	100%	100%	100%	1/3
高松	100%	100%	100%	100%	1/3
愛媛	100%	100%	100%	100%	1/3
高知	100%	100%	100%	100%	1/3
福岡	100%	100%	100%	100%	1/3
佐賀	100%	100%	100%	100%	1/3
長門	100%	100%	100%	100%	1/3
大分	100%	100%	100%	100%	1/3
熊本	100%	100%	100%	100%	1/3
鹿児島	100%	100%	100%	100%	1/3
沖縄	100%	100%	100%	100%	1/3

昭和三十一年度においては、左記の如くなるので、勢い実施義務者特に市町村及び県の負担が大きくなり本事業遂行の障壁になる危険もあるので、少くとも国庫負担額を1/2とせられ地方財政の軽減を考慮されたい。

実施市町村別	医療費負担		入院費負担		精神衛生法
	使用率	補助率	使用率	補助率	
東京	100%	100%	100%	100%	1/3
神奈川	100%	100%	100%	100%	1/3
千葉	100%	100%	100%	100%	1/3
埼玉	100%	100%	100%	100%	1/3
茨城	100%	100%	100%	100%	1/3
栃木	100%	100%	100%	100%	1/3
群馬	100%	100%	100%	100%	1/3
新潟	100%	100%	100%	100%	1/3
富山	100%	100%	100%	100%	1/3
石川	100%	100%	100%	100%	1/3
福井	100%	100%	100%	100%	1/3
山梨	100%	100%	100%	100%	1/3
長野	100%	100%	100%	100%	1/3
岐阜	100%	100%	100%	100%	1/3
愛知	100%	100%	100%	100%	1/3
三重	100%	100%	100%	100%	1/3
滋賀	100%	100%	100%	100%	1/3
京都	100%	100%	100%	100%	1/3
大阪	100%	100%	100%	100%	1/3
兵庫	100%	100%	100%	100%	1/3
奈良	100%	100%	100%	100%	1/3
和歌山	100%	100%	100%	100%	1/3
徳島	100%	100%	100%	100%	1/3
香川	100%	100%	100%	100%	1/3
高松	100%	100%	100%	100%	1/3
愛媛	100%	100%	100%	100%	1/3
高知	100%	100%	100%	100%	1/3
福岡	100%	100%	100%	100%	1/3
佐賀	100%	100%	100%	100%	1/3
長門	100%	100%	100%	100%	1/3
大分	100%	100%	100%	100%	1/3
熊本	100%	100%	100%	100%	1/3
鹿児島	100%	100%	100%	100%	1/3
沖縄	100%	100%	100%	100%	1/3

(2) 医療費公費負担の国庫補助率を8/10負担せられるよう配慮されたい。現在医療費の公費負担については、国庫は全治癒療費の1/4を負担しているが、国庫補助率は少くとも生活保護法並に八〇%にされるよう配慮されたい。

(3) 精神衛生法による措置入院費の国庫負担率の引上げについて
精神衛生法による措置入院費の国庫負担率を現在の五〇%より八〇%に引上げるよう配慮されたい。地方財政の逼迫の度に加わるに伴い措置入院費の県負担分の予算化が充分にできない結果となり、精神障害者の医療保護の徹底は期

し得ない現状である。しかるに精神障害者は年々増加の傾向を辿りつつあり、これが緊急対策として国庫負担率の引上げを強く要望するものである。

(1) 国庫補助率等の引上げについて
清掃事業施設の国庫補助率の引上げ並びに対象施設の拡大
清掃事業の国庫補助は清掃法に規制されているし尿消化そのものが対象となっており補助率も四分の一である。

(2) 清掃施設の起債の増額
そ族混虫駆除事業の助成等について
(1) 地域社会の組織育成に国からの助成

第七部 社会労働委員会会議録第二十二号 昭和三十三年四月十六日【参議院】

本事業の性格より個々の力では成果を挙げることは困難で結束した地域社会の組織力によってのみ成果は期待出来る。よってこの組織の育成に国としての助成を計らう。

(2) 地方自治体の担当職員の再教育と資格制度の確立

市町村の担当職員の内には早ければ二、三月で交代し永続性がなく本事業の推進に支障を来たしている現状よりして国において再教育を実施し資格制度を確立してポストの永続性を計らう。

(4) 速急に公害防止法を制定された

(5) 家族計画特別普及事業について

(1) 現在の補助率三分の一又は二分の一では到底窮乏せる地方財政を考慮したる場合困難であるから国庫補助率を十分の八又は全額国庫負担せられるよう御配慮された。

(2) 実施指導員手当月一、〇〇〇円(一〇〇人受持)はあまりにも低額であるから現行の三倍増額方御配慮された。

(3) 現行の算定基準一人年間三〇〇円であるが実状においてはペッサリーを平均として年二ヶ一六〇円、ゼリー一五〇瓦三九〇円、計五五〇円である、従って算定基準を五〇〇円とされるよう御配慮された。

(4) 低所得者に対しては半額本人負担となっているが、これらに対する徴収事務の繁雑と又本人負担額は到底望まれない且本事業

の進展を図る上においても生活保護法による被保護者同様全額を公費負担により実施せしめるよう改正方を御配慮されたい。

(4) 中小企業の使用者、労働者教育の推進に対する国庫補助について
中小企業における使用者、労働者は今尚主従的、封建的關係に支配されること多く共に近代的な労働問題についての知識経験に乏しく殊に労働管理に対する無関心のため時に労使間に思わざる激しい紛争を惹起することがある点に鑑み、今後の労働教育は中小企業に重点を指向すべきである。

かかるに基礎職安行政は国家行政であるに反し、ひとり労働行政が地方に委ねられている現状では右の如く重要な労働教育行政の万全なる推進は期しがたい。よって右に対する国庫補助を要望する。

(4) 職業安定行政職員定数の増加について
職業安定行政の業務量は日々増加の一途をたどっているにかかわらず職員定数については何等増加の措置が講ぜられていない。窓口対人業務の特殊性と多忙に基因して職員の健康状況は要注意者以上が一・六%を占め憂慮すべき事態にあるので早急に定員増加の方途を講ぜられたい。

(4) 職業安定所庁舎増設費の増額について
庁舎は逐年改善を加えられつつあるが業務量の増加に基き狭隘と

損耗状況に比すれば余りにも微々たるものである。
特に戦後応急建築した庁舎については、その殆どが増設の必要にせまられており、又戦前からの建築物は耐用年数もすぎずおり業務運営上支障が大きいので庁舎増設の増額を配慮願いたい。

(4) 失業対策事業費の補助率引上げについて
理由) 近時本事業の経済的効果の昂揚が叫ばれながら資材費の補助率は1/2であり、その対象範囲が限定されているため実際には1/2以下の補助である。従って公共事業に於けるが如く工事実施に必要な資材は凡て補助対象とする等に改善をしなければ超過負担をしない地方公共団体の労働者の勤労意欲の昂揚にならないし経済的效果も上らな

(4) 失業対策事業の労働者に対する夏期年末の特別措置の全額国庫補助について(労働省、大蔵省関係理由) 賃金増給金として補助されているが地方公共団体はその負担に困難しているので全額を国庫補助とせられたい。

(4) 臨時就労対策事業の失業者と完全に吸収するために事業認定前に地元労働者あつ旋機関の意見書を提出せしめることに改められたい。(建設省、労働省関係)

失業者吸収を第二目的として計画されている本事業が失業者発生地域乃至通勤範囲外で計画認定されている関係上、一部には労働者あつ旋に困難を極めひいては失業者吸

取も事業も実施できない場合がある。
(4) 国立公園及国定公園の施設整備に関する国庫予算の増額について(説明)
本県においては別表のように、六甲山及び淡路島、西播磨海岸、家島群島の各一部が国立公園に、但馬海岸の一部が国定公園に指定されているが、これらの地区は京阪神の人口稠密地帯をひかえ、かつ外人観光客の利用も多いので、各種施設を早急に整備する必要があ

る。
従来厚生省当局により、国直轄事業ならびに県に対する補助事業が行われているが、その額が僅少のためこれら施設整備は遅々として進まない状況であつて、今後一般勤労大衆や青少年の利用増進、また観光国策の発展をはかるためには、これに関する国庫予算の増額が必要と認められる。
なお、本県における昭和三十一年度国立公園及び国定公園事業の要望は次のとおりである。

地 区	事 業 費	事 業 内 容
六甲山地区	六、八〇〇千円	公園車道、駐車場
淡路由良地区	一〇、三〇〇	送電線、護岸、棧橋、脱衣
城崎地区	六、〇〇〇	休憩舎、セントラル・ロッヂ
		休憩舎、便所、歩道

(4) 山陰海岸(兵庫、鳥取、島根)の国立公園の指定促進について(説明)
国立公園は、現在全国で二十カ所が指定されているが、真日本側には「大山国立公園」の一カ所があるのみである。また海に關係のある国立公園としては、「陸中海岸」「富士、箱根、伊豆」「伊勢志摩」「吉野熊野」「瀬戸内海」「西海」等六カ所が指定されているのに対し、日本海側には一カ所の国立公園も指定されていない現況である。

山陰地区は、自然風景、史蹟、伝説地、温泉に恵まれ気候も真日本としては温和であり、その一部はすでに「大山国立公園」「山陰海岸国立公園」「三朝東郷県立公園」

「鳥根半島県立公園」「隠岐県立公園」として指定されているが、これら風景地を打って一九とし、国立公園として総合的に開発することが、観光国策上最も効果的かつ能率的であり、また前述のように、国立公園の全国的分布上必要な措置と認められる次第である。

(4) 県立自然公園に対する国庫補助の要望について(説明)
厚生省においては、全国にわたる自然公園体系の整備をはかるため、国立公園国定公園のほかに、県立公園を指定するよう各府県に指示している。しかしながら単に指定のみではその効果をはかることは不可能であつて、指定に引続き利用施設の整備を行わなければならない。

今般国立公園に準ずる国定公園の施設整備に対しては、昭和三十一年度より国庫補助が出されることに内定したようであるが、今後さらに県立公園に対しても同様の補助を出されるよう要望する次第である。

岡山県

世帯更生資金並びに医療費貸付資金に対する事務費の国庫助成について

昭和三十一年度から世帯更生資金の国庫負担を三分の二に変更され新たに医療費の貸付制度が創設される見込であるが事務費については全額考慮されていない状況で府県は事務費の全額を負担することとなるが少なくとも二分の一を補助されたい。

精神衛生費の国庫補助率の増額方について

地方財政の急迫に伴い措置入院費の算入が充分に出来ないのて精神障害者の医療保護の徹底を期し難い現状にある。

従って現在の国庫負担率を八〇%に引き上げられるよう強く要望する。

結核予防費の国庫補助率の増額方について

結核予防費に対する国庫補助率は、県に対して半額国庫負担であるが健康診断の拡充強化に伴い、市町村に対する補助額は年々増加し昭和三十一年度においては昭和三十一年度比し約六百万円の増額を必要とし、結核医療費については結核医療基準の拡大、即ち外科手術対象患者の収容および、処

置に要する経費に対して、約三千万円の増額を要し地方財政に多大の負担をきたしているが、昭和三十一年度においても依然国の負担率の増額は期待する事が出来ない状態であるので、結核対策が国家的見地において解決されるべき点に鑑み、この際国庫負担率を三分の二程度に引き上げられ、結核対策の円滑な推進を図り、之が効果を期するよう要望する。

社会保障制度の完全性樹立による結核対策の確立について

現行の社会保障制度、医療制度その他、諸般の制度に亘って根本的な改革が行わなければならないことを痛感する。それは膨大な数字に達する結核患者に対して公費負担額の増大する割合に比較して結核患者は減少してはいない様である。即ち結核医療は第一に国民の生活、労働、経済などと重大な関連性があるので一環した社会保障及び医療制度の樹立をはかること。第二にわが国経済力の現状から医療費の膨張を防止し結核医療面の軽減をはかる為、予防施策に重点を置き之がセンターとしての保健所の要員及び施設の充実整備に、効率的な施策を中央において配慮する必要がある。

以上の観点から、次の施策を要望したい。

(1) 在宅結核患者対策の強化について

病床の拡充などの措置も望ましいが、一面結核医療の方法が著しく進歩しつつある点を考慮し、放置されている多数の在宅

患者に対する生活及び医療についての対策が浸透せられるよう、生活の保護、適正な医療措置健康管理及び徹底な社会保険制度と医療制度の一貫した施策を樹立すること。

保健所指導施設の充足整備について

予防施策に重点をおく為には、保健所の機能の拡充強化が極めて重要と考える。これが為次の諸点についての国の施策の強化に期待したい。

(1) 医師及びX線技師の充実に

ついて根本的な改善の措置を講ずること。その方法としては給与その他、待遇の改善、必要人員を確保する為専門的医員の育成。

(2) 諸設備の整備改善、X線装置の整備に対し結核対策費として、国庫より補助するか又は、保健所運営費として現在の国庫補助率三分の一を半額程度に引上げ、これが充実整備の促進を図る。

児童措置費の事務費限度額の増額方について

措置費の事務費限度額算定の際の現員現給に本俸、勤務地手当、家族手当の合計額に期末手当、増分を一割加算されており、国家地方公務員においても期末手当が二・五割加算されている現状に鑑み公務員並に二・五割加算を認められるよう要望します。

瀬戸内海国立公園の諸問題について

国立公園施設整備補助金の増額

国立公園施設整備に対する国庫補助は少額ながら、これにより県としても予算的に事業の推進が出来るので、毎年度継続されるよう御高配されると共にその増額に対しても格段の御努力を願いたい。

国立公園の管理の充実を期したい。

国立公園の保護管理の責任区別が国と県との間に判然としていない。当局として国自体が管理費の充実をはかるか、或は県が義務的に管理費の一部を分担する制度を望みたい。

国立公園の土地所有を厚生省有地とされたい。

国立公園の区域には多くの私有地を含むものであるが、特に瀬戸内海国立公園において顕著である。集団施設地区その他重要地区については早急に国が買取られるようはかられたい。

民間資本の利用

国立公園施設の充実のため民間資本を利用すること、或は公団の如き一手施設の方法等を積極的に考慮されたい。

国立公園利用の合理化について

現状における国立公園の利用を合理的にするため、国は旅館、交通業者等その利用の合理化について国立公園部が話合うようにしたい。これは全国々立公園主管課長会議の際再三申出ているのだが実行されていない。

健康保険組合休業所の設置

大会社の健康保険組合休業所を国立公園内に設置できるようにしたい。仲々むずかしい現状であるが積極的にその場合を指定して用地の取得が容易にできるようにすべきである。

現地の認識を深めて欲しい。

国民健康保険事業特別会計に対する一般会計よりの繰入金を地方交付税(市町村分)の算定基礎である基準財政需要額算入について理由

国民健康保険事業の運営には常に健全な保険財政の維持に不断的の努力を要するが、現在各市町村共年々増加する療養給付費に対する財源措置に苦慮しているところであり、住民の経済力からみて急激に保険税の増徴を行うことは不可能であり、いきおい特別会計である国保事業は、一般会計からの繰入金によって辛うじて収支のバランスを保っているのである。

最近に至り一般会計である市町村財政も又、窮乏の一途を辿っている実情と、特に地方財政再建促進特別措置法の適用を受ける再建団体においては、法的にも或程度の制約を受ける等、特別会計に対する繰入は困難な状況であり、市町村の国保会計は重大な岐路にあるといえます。

業未開始市町村は四〇、一部実施は一八であります。

医療保障制度確立強化の推進のため、国の施策に即応して、これら未開始市町村の解消を図り県民皆保険を実現することは喫緊の要務であり、県としても普及促進四カ年計画により、強力にこの問題を推進したい考えであります。

然し乍ら、市町村一般会計よりの繰入金の問題は、現在事業実施中の市町村の国保運営上の大きな隘路であり、普及促進のためにも支障となつてゐる現状であります。

よつて、国保事業が市町村行政中に占める比重からみても、現行の地方交付税制度の基準財政需要額に、特別会計に繰入れられた額が算入されるよう法的措置をとつて頂くようお願い申し上げます。

(四) 定員法により引揚援護関係の定員が漸減されているが残存業務は処理困難なものであるから人員、機構を縮小せず急速なる業務の推進を図られたい。

要望に対する説明

(一) 集団引揚の終止に伴い生死不明未帰還者の速かなる調査究明を迫られ、これが解決には今後一層の困難を予想されている、この重要段階に直面して調査機関を縮減されることは業務推進に支障を生じ復員処理の早期完了を期し得ないものである。

(二) 遺族等援護法及び傷病恩給遺族扶助料等の事務処理について引揚援護局関係の定員が減少された結果遺族年金、弔慰金、傷

病恩給等の裁定事務が非常に遅延し、特に援護審査会の審議を要する裁定については最低一カ年、長期に亘るものは二カ年以上の日時を要している現況である。尚これが裁定の促進については傷病軍人、遺族等より強い要望がある。

(三) 未帰還者留守家族に対する留守家族手当の支給条件を遺族年金を受けるとき遺族と同様の条件に改正されたい。

要望に対する説明

未帰還者留守家族等援護法と、戦傷病者死没者援護法とは、同じ立法精神に基いて制定されたものであるから法文(留援第七條、遺援第二四條)において生計依存と生計関係との差異により其の該当範囲に著しい開きがあり受給上の不均衡を生じている。例えば未帰還者が、二男以下である場合は其の父母等は適用されない。

未復員者の死亡の事実が判明した場合支給する遺骨埋葬経費及び遺骨引取経費を増額されたい。

要望に対する説明

現行未帰還者留守家族等援護法によれば遺骨埋葬経費として三千円、遺骨引取経費として二千七百円を遺族に支給されているが、遺骨埋葬経費は昭和二十五年十二月以来据置きとなつてゐるもので現在に於ては之を以て葬祭を行うことは到底不可能であり実情に即しないものである。

新潟県

一、積雪寒冷の状況に即した経費の特別基準の設定加算

1 生活保護法による保護基準の改訂

保護の基準は昭和二十八年以来改訂がなく(三十二年度は多少引上げられる)特に積雪寒冷地帯の特殊性の考慮がないこと。

生活扶助に対する被服費 冬期加算としての光熱新炭費 住宅扶助の修繕費 教育扶助の通学用品等

2 保育所措置費関係採暖費の級地指定

県内の保育所を設置している五十四の市町村のうち四十一市町村が採暖費の級地の指定をもたない。

而し乍らこの地区は寒冷地給の五給地の指定をうけているので当然採暖費の対象地区に指定すること。

3 伝染病予防関係の国庫負担金の増額

イ、法定伝染病予防費国庫負担金交付基準のうち積雪寒冷の特殊事情を考慮し

常置職員費の算定に寒冷地手当を加え管理費の算定に光熱水料、燃料費、修繕費を夫々増額すること。

ロ、伝染病院隔離病舎の建築費の国庫負担金の交付基準を寒冷と豪雪に対応し、工事費の坪当り単価の算定に用いる地域差区分「C」地域を「B」地域に格上げすること。

4 施設に対する補助金及び起債

額の早期決定 水道、し尿消化槽、病院その他社会福祉関係保護施設等の施設の建設に対する国庫補助金及び起債の許可等は毎年秋頃に見透しが判明し内示が年末になされるため、工事の施行が冬になされている。

本県内は冬期間の工事施行は困難であり仕上りも不十分であるので遅くとも八月以前に内示をすること。

5 公営の薬局の設置

冬期の交通不便を考慮し僻地無薬局町村に公営薬局の設置を促進するため、設置及び運営に国庫補助をなすこと。

二、地方財政の窮迫に鑑み行政の進展のために国の補助の増額または設定

1 国庫補助貸付資金の事務費の補助

世帯更正資金、医療貸付資金及び母子福祉資金に対する事務費の国庫補助を新設、又は増額すること。

2 人件費の国庫補助の設定

現在地方交付税に含まれてゐる人件費を夫々特定の国庫補助に切換えることにより窮迫した地方財政のもとに於て減らされようとしている。

社会福祉の発展に最も必要な職員の人員の確保をはかること。 即ち食品衛生監視員と環境衛生監視員及び薬事監視員を保健所費の補助に含め社会福祉主事、身体障害者福祉司及び児童

福祉司を夫々国庫補助職員にすること。

3 保健所運営費の国庫補助率の引上げ

保障制度の成否は保健所活動の効果如何にかかると大なる状況に鑑み現在の地方財政のもとでこの活動を促進するために保健所運営費の補助率を現行三分の一から二分の一に引上げる必要のあること。

4 結核対策等の国庫補助率の引上げ

現行制度のうち重要にしてかつ国の責任大と思ふされる。左記事業の補助率を引上げられたいこと。

イ、結核対策の医療費の国庫補助率を現行二分の一を生活保護法と同様に十分の八にする。

ロ、精神衛生対策の措置、入院費に対する国庫補助率を現行二分の一を右同様の十分の八に引上げる。

ハ、受胎調節特別普及事業の器具薬品の配布に対する国庫補助率を生活保護所帯に対しては現行二分の一を右同様の十分の八とし低額所得世帯の二分の一の自己負担を無償とし国庫補助の現行一五〇円の二分の一を三〇〇円の十分の八に引上げる。

5 国庫補助事業の監督事業費の補助 国庫補助事業である市町村の簡易水道、し尿消化槽の工事の

監督指導の事務費と補助すること。

6 環境衛生施設の国庫補助金と起債の増額

イ、し尿消化槽の塵埃焼却場
都市清掃の基礎施設であるこの、し尿消化槽と塵埃焼却場は市町村の財政事情のために著しく設置が遅れる。

この促進のために、し尿消化槽の国庫補助を現行四分の一から三分の一は引上げ塵埃焼却場にも同様の補助を設置し夫々起債枠を拡大すること。

ロ、水道

簡易水道及び上水道の整備を早急に促進する必要があるが国庫補助額と起債枠に限定され、市町村の要望の全部を満し得ない。

三、未婚遺者及び戦没者等の援護の強化

1 中国より一時帰国者の援護

一時帰国者の取扱処理は未婚遺より除外し帰還処理をしていながら一般帰還者の待遇（返還手当、物資、帰還手当等）を受けていたためこれを一般帰還者と同様の取扱いをする。

2 現地除隊者の遺族の援護

中国山西省関係の現地除隊者として処理を受けた者の遺族に対しては戦傷病者戦没者遺族等援護法が適用されないため、この処理の取消しをすること。

3 戦傷病者、戦没者遺族等援護法の改正

イ、公務扶助料

軍人の遺族で公務扶助料を受ける権利、資格がなく且つ他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利者があるため、旧額の遺族年金を受給している者に対しその後公務扶助料権利資格者が全くなかった場合の遺族年金は改正後の新額に改定支給されるよう法改正すること。

ロ、遺族年金

旧陸軍共済組合員であった戦没軍属の遺族で同組合規則により給付を受けられないものに法を適用し遺族年金を支給できるように法の改正をすること。

ハ、遺族年金等の不服申立の裁定

遺族年金、弔慰金却下に對する死因の公務性を主張する不服申立書の裁定、事務処理が非常に遅れているため、この促進すること。

四、診療報酬の適正化

現行単価は昭和二十六年十二月に設定されたものであるが、爾來賃金ベースの値上げ物価の変動等により、著しく均衡を失っている。

更にその反面において施設の設備の請求事務の繁雑と経営資金面の画策、税金対策等に没頭し、医療は機械的となり、本来の医療技術は失われるに至り、医療技術の向上施設の改善は到底願みられない状態であるので速かに一点単価の引上げを行うこと。

五、環境衛生地区組織の育成のための法制化

蚊とハエの駆除を主たる目的として地区組織が結成され、県内の人口の半数が組織化されているが、この健全な育成のための立法をお願いすると共に実践運動に当っての助成金の交付をお願いすること。

六、国立公園関係

1 国立(国定)公園の施設整備費国庫助成について

昭和三十一年度実施要望施設に對し国庫助成を願いたい。

2 施設整備の厚生省予算の増額並びに負担率の法文化

国立(国定)公園施設整備の厚生省予算は極めて僅少であり、都道府県の配分額は従って微細となり到底整備を行うことが出来ないの、大幅の増額を願いたい。名実共に備わった国立公園を建設したい。

又施設費の国費、県費、市町村費の負担率が法文化されてい

ないので県において事業費の予算処置が困難である。

七、労働行政関係

1 失業対策事業費国庫補助率引上げについて

本県をはじめ県下主要市町村は地財法の適用をうけ財政の健全性を確保するため鋭意努力しつつあるが、これが失業対策の円滑な実施を図るためには、失業対策事業に對する現行補助率ではその財源に困難を來たす状

況でありますのでこれが国庫補助率を県下全般に亘って五分の四に引上げられるよう配意願いたい。

2 総合職業補導所の早期建設

長岡市に建設中の総合職業補導所は八補導種目(定員二七〇名)延約二、〇〇〇坪の建物を建築することになっているが本年度は漸やく建物約二五〇坪一補導種目分しか完成していない状況でこれでは益々増加しつつある入所希望者の要望に應え得ないの、昭和三十三年度より全補導種目の職業訓練が実施できるように御配慮を願いたい。

一、社会福祉事務所職員設置費に對する国庫補助について

現在県本庁における生活保護指導員設置費については、全額国庫補助の途が講ぜられてはいるが、社会福祉事務所職員設置に對しても、右と同様の全額国庫補助の途を講じて職員の確保ができるようお取計願いたい。

二、生活保護法施行事務費に對する国庫補助率の引上げについて

生活保護法施行事務費については、現在五割の国庫補助であるが県財政窮迫の現状にかんがみ、更に適正実施の實を挙げるため、この補助率を八割補助とされるよう法制化願いたい。

三、社会福祉地区の改訂について

現行の社会事業法では總ての市及び郡道府県は地方事務所支庁ごと社会福祉事務所を設置しなければならぬことになっているが市町村合併等により人口十萬未満の弱小市が多々地方事務所支庁の

区域も極めて狭少となりつつあるので人口概ね十萬毎に設置するよう法を改正願いたい。

四、身体障害者(結核回復者を含む)の義務雇用制度の立法化について

身体障害者(結核回復を含む)の福祉は一応保障されているが最も重要な就職問題についての対策は未だ充分でない認められるので、これが根本対策として身体障害者(結核回復者を含む)を事業場等において義務的に雇用するよう立法化せられたい。

五、児童措置費限度額の内容充実に對して

1 児童福祉施設職員の給与について一般公務員に準ずる給与がなされるよう事務費の限度額算定基準のうちこれを算入考慮されたい。

2 北陸地区における児童福祉施設に對する冬季間の児童の採暖費を事務費の限度額算定基準のうちこれを算入考慮されたい。

3 児童福祉施設の収容定員に即する炊事婦の基準定員を事務費の限度額算定基準のうちこれを算入考慮されたい。

4 養護、乳児、教養、精養、肢体不自由児施設等の職員に對する特別手当の支給を事務費の限度額算定基準のうちこれを算入考慮されたい。

6 児童福祉施設の拡充について保育所設置費に對する国庫負担金の交付基準額を設置せんとする当該施設設備費の實情に即するよう予算の増大を期せられたい。

七、母子相談員の待遇改善について

せて本貸付に伴う事務費の交付を要する。

母子女宅の設置規程の改訂並びに増設について
(理由)

母子女宅については第二種公営住宅並びに母子寮の設置等種々対策は講じているが、現在の第二種公営住宅の規程にて建設される住宅は土地代及び建築費等の関係から比較的辺鄙な土地に建設されるため通勤又は職業等の関係から不便でしかも不用心のため、母子世帯に歓迎されない状況であるので第二種公営住宅のうち母子女宅の分については特別の優遇措置を講ぜられるとともにこれが増加設置方を併せて要する。

国民健康保険療養給付費国庫補助金を療養給付費総額の三割(現行二割)に増額されたい。

国民健康保険事務に要する経費を被保険者一人当り一〇七円に増額されたい。

未婚者の調査究明に関する機構予算等を縮減しないよう配慮せられたい。

(理由)
イ、当県の二月一日現在の未婚者は、一、八五四名であつて、その七割は実生に生死について資料のない状況不明者である。即ち最も調査究明の困難なものが残っているので先般来の集団帰国終了によつても作業量の減少は殆んど期待できない。

ロ、これ等状況不明者の究明に最後の一人までしかもなるべく早く終了されるよう最善を尽くすこととは、留守家族の要望でもあり、人道上の問題でもある。また国として責任を尽すため当然のことである。

現在本業務に携つている国、県の機構を著しく減少しない場合でもなお、後三、四年かかるという実情に鑑み、この方面の機構の予算を努めて縮減せられないよう切にお願ひする。

朝鮮出身戦没者の遺霊をなるべく早く故国へ送還できるように配慮せられたい。

(理由)
イ、地方自治法により朝鮮、台湾出身元軍人軍属の復員業務を当県で担任している関係上、現在朝鮮出身戦没者の遺霊一、四七五柱(全国の分)を当県で保管祭祀をしているが、戦後十数年を経過した今日なおこのままにしておくことは、人道よりも看過できないことである。

遺霊を一日も早く肉親のまつ故国へ送還することは国として当然のことと思われる。

然るに国際情勢特に朝鮮半島の南北の対立等のため送還が困難の状態にあることは極めて遺憾とするところである。

ハ、当県在住の朝鮮人の団体等からも本問題の解決については、しばしば強い要望を受けている。

ニ、これが解決についての速かな御配慮をお願いする。

遺族国庫債券買上げ償還を昭和三十二年において実施せられた。実施せられる場合当県割当額

は最低一千万円を希望する。

(理由)
遺族国庫債券(弔慰金)の買上げ償還は、昭和二十八年以来生活保護を受けている。世帯並びに之に準ずる世帯に対して実施され、これ等窮窮世帯は大いに便益を受けているところであつたが、昭和三十一年度は全然行われていない。生活困難世帯は、年次により変動があり、且遺族国庫債券(弔慰金)も最近減定されたものもある。是非昭和三十一年度にも実施せられたい。

昭和三十一年度が三十九百万円であつたので昭和三十二年度は少くとも一千万円を希望する。

なお、現在希望世帯が四〇〇世帯あるので念のため申し添える。

石炭鉱業合理化臨時措置法の施行に伴う離職者対策としての公共事業を考慮願ひたい。

(理由)
福岡県下における石炭合理化に伴う離職者は昭和三十年を起点として向う五カ年間に三万名が見込まれており、この中買上げ炭鉱による分として三十一年度九、五〇〇名、三十二年八、三〇〇名、計一七、八〇〇名が離職するものと見込まれ、現在既に四、四三三名の離職者が発生しております。

当県としては、これ等離職者対策としてかねて関係各省に公共事業を主体とする対策事業の追加を強く要望してまいりました。

この結果、三十一年度分として十六億円で昇る事業量の追加があり離職者対策に大いに効果をあげ

つあります。

昭和三十一年度においても更に増加する離職者に対応する事業量の要請をいたしているものであります。が、全国的に類の少ない問題でありその実現は容易ではありません。この際特に別紙事業計画の実施が図られますよう御尽力をお願いいたします。

失業対策事業費予算を増額し、失業者数に応ずる失対事業の確保を図るとともに、現行の補助率を引上げ、地方財政負担の軽減を図られたい。

(理由)
国の失業対策事業費予算からみた一般失業対策事業吸収率は、昭和三十一年度十九万人に対し、昭和三十一年度は、二十万八千人と約一割の増加に圧えられておりこの予算の制約から失業者が多数発生している福岡県においては失業対策事業の効果の運営がはなはだ困難となつております。

一方、地方公共団体の財政は極度に逼迫して県、市町村とも失対予算の負担に困難をきたしているため、失業者の増加に見合う失業対策事業の実施ができない現状であります。

以上二点を勘案し国の失業対策事業費予算を増額し、失業者数に応ずる失対の増加と補助率の引上を図られるよう御考慮願ひいたします。

(理由)
職業安定行政職員の増加方を考慮願ひたい。

職業安定主務課並びに出先機関

(公共職業安定所)の定員七五二に

対し、現員は七三六であります。が、石炭鉱業合理化臨時措置法の施行と駐留軍の撤退に伴つて生ずる被解雇者等特定地域の大量失業者に対する就職あっ旋問題等があり業務量は格段の増加をきたしております。

この情勢に対応して本行政を推進するためには定員の増加が極めて痛感されているところであり、何卒本問題につきましましては、国会といたしましても特段の御配慮をお願いするものであります。

衛生関係 佐賀県

保健所費補助金の補助率引上

保健所費国庫補助金は、職員費、事業費とも現行補助率は三分の一であるが、このような低率補助では県財政の窮乏と相まって、保健所事業の衰退が考えられるので補助率を二分の一に引上げて頂きたい。

結核医療費に対する国庫負担額について
現在負担割合は、国庫一、四、県費一、四、患者二、四、となつているが、患者負担および県費負担を軽減するため国庫負担を増率すること。

結核健康診断費の国庫補助率の増加について
法の改正によつて受診対象が激増し県費負担に多額の経費を要するので国庫負担率を現在一、三より二、三に増加すること。

蚊とハエのいない生活実践運動

動の推進に対する国の助成について

蚊とハエのいない生活実践運動は伝染病予防法第十六条ノ二に基く鼠族比虫駆除事業の一環であり市町村が実施主体で県はその実施計画と実地指導をなすのみで、この運動を真に推進するためには相当の経費を必要とするがこれについては県予算は僅少で国で予定されている程度の推進は不可能と思われるのでこれを強く指導するため国庫補助を願いたい。

5 国庫補助で敷設する水道の指導監督費の交付について

簡易水道新設国庫補助対象事業を円滑に実施せしめるために次の事項を要望する。

(4) 当該年度簡易水道新設補助対象事業費の決定を遅くとも十月頃までに行うこと

(5) 簡易水道新設国庫補助対象事業監督指導のため県に対し国費の援助を願いたい。

6 家族計画運動および優生保護相談所について

国家的に見て家族計画運動がより重要な問題であるにかかわらず、非常に地味な指導事業であることに起因してか、または財政担当者の認識がたらないものか国家予算は非常にびびたるもので、まして再建整備途上にある赤字佐賀県による本運動は財政的にきわめて困難をきたしている。

したがって、生活困窮者に対

する特別普及事業は全額国庫で負担するべき性質のものであると考へる。また優生保護相談所に対する国庫補助率も従来の三分の一を二分の一以上にされるより希望する。

(7) 本県における日本住血吸虫病の有病地面積は約二千三百町歩、その住民約五万人でこの地帯の住民は常時健康を蝕まれ、保健衛生上まことに寒心に耐えないばかりでなく農業振興にも著しい悪影響をあたえているのであります。

したがって本県におきましては、これが撲滅のため関係市町村と協力し溝渠のコンクリート化、薬劑散布、プール設置、研究室の開設、検便、治療等に努めてきましたが、本病撲滅対策としてのもっとも効果的な溝渠のコンクリート化は貧弱な財政と現在の国庫補助率をもってしては今後なお数十年を要する現況にあります。

しかして去る国会において寄生虫病予防法が改正せられ今後十カ年内において有病地溝渠のコンクリート化を実施することとなりましたが、聞き及ぶところによれば三十二年度の予算としては厚生省では三十一年度の倍額四千五百万、補助率は従来同様との趣でありまして、かくては県、市町村財政の現況にかんがみ病の早期撲滅は、はなはだ困難と思ひますので予算の枠の拡大と補助率の八割以上の引上について格別の御配慮を願ひ

(イ)

1 民生関係

民生委員の身分の明確化について

民生委員の身分については厚生省では「民生委員法第五条によつて都道府県知事の推せんにより厚生大臣が委嘱する名譽職であるが、これを法律上の身分的地位が国家公務員であるか地方公務員であるかについては、現行民生委員法は国家公務員法なり地方公務員法の成立しない以前に制定せられたものであるが故にそのいづれかに決めるのが無理であり強いていへば、實質的には府県の公務員に準ずる身分上の地位を有するものともいふべきであらう。しかし形式的には疑問がある」といまい

な解釈をしているがこの解釈は、民生委員を厚生大臣が委嘱している限り、しかもその職務が社会共同体の世話役として最終的には国の根本施策である社会福祉の増進に挺身しているものであるから、これを地方公務員であるとするに、無理があると考えられる。また實質的には府県の公務員に準ずるとの解釈も、民生委員は担当地区市町村の要保護者の保護指導を本務としているので、これにもまた無理があると考えられる。

ところで、民生委員の費用弁償は同法第二十六条の規定により都道府県の負担となつていますが、実際は各府県共費用の一部

を補助金として市町村に交付し市町村がその全部を支弁して来たのであるが市町村では民生委員の身分がはっきりしないのと、また改正地方自治法第二百三条の規定に抵触し、よくするとの理由で今後は費用弁償をなすことも出来ないとしていたのでこの際、民生委員の身分を明確にされたい。

(イ) 施設の現況
現存する県営施設は付表のとおりいずれも旧軍用施設あるいは工場等を模倣替補修した、いわば暫定的な非住家であつて全般的に生活環境が悪く建物は経過年数が長いため老朽粗悪且つ箇所によつては倒壊して人命に危険を感ずるといふ状況さえあるため新入居を停止し一般住宅への転向を強力推進して来たのである。しかし乍ら昨今の住宅事情下においては到底解決の緒は得られずやむなく低額の使用料(年間五〇万円、一坪二五円―四〇円)を財源として最低限の補修をなしているのであるが近年益々腐朽が甚しいので根本的な対策を講ずる必要に迫られていた。

3 施設整備について
右集団収容施設整備の方向としては第一に大規模の補修工事と生活困窮者を対象とした住宅の運営を続ける方法と、第二は、根本的に一般住宅を建設して疎開せしめるという方法が考えられるが先者の場合かか利用価値のない老朽施設に金を注ぎ込むという不経済さもあることなむら、先ず補修費の財源たるべき使用料の増徴を必要とする。しかしながら現在の居住者の負担能力からして実施困難であり、また一般歳入金をもつて補修費にあてることは県財政の現状から見て到底不可能であるしまた良策と考へることはできな

る。

(1) 労働者住宅建設資金の融資に
関して労働金庫に政府資金を預託して低利で融資することを希望する。

(2) 労働金庫に固定資産税(地方税)がかかるがこれは適当でないので免税を希望する。

⇒ 売春防止の相談業務に伴う佐賀婦人少年室庁舎設立について要望
佐賀労働基準審議会

佐賀婦人少年室は、県下二五、四四九人の婦人労働者と五、一三三人の年少労働者(労働基準法適用事業場三〇、一二、三一現在)のほか約二〇万人の婦人団体員及び未組織の多数の婦人を対象に、その地位の向上と福祉の増進を目的として、調査に、指導に、啓蒙にと業務の遂行に当たっているが、庁舎は現在、佐賀労働基準局調査課と同室している。この程、昭和三十一年四月一日施行労働省訓令第五号により、全国各婦人少年室に一名売春防止のための相談業務を援助するパートタイム制の婦

人間相談員が労働大臣より委嘱され、室職員と共に勤務することとなり、佐賀婦人少年室でも六月一日発令の婦人人間相談員を加えてその業務は繁忙を極めている。

県下で、赤線、青線地区計二四地区、業四〇一名、従業婦数一、八五八名を数え、潜在従業婦数を加えると三、〇〇〇名に上る状態で、常に相談員は売春におちいるおそれのある女子及び更生をのぞむ女子に対して各般の問題について相談に応じ、当面している問題の処理、生活指導、就職の助成、家庭又は保護者の許への帰住、その他必要な措置を講ずると共に、他の関係機関とも密接な連絡を保って転落未然防止、保護更生をはかっている。室には本人の申出、親族第三者の申出、聞き込み、調査等による発見、又、他機関団体及び対象者出身の他県よりの調査協力依頼を受け、発足後相談員は殆んど常勤の常態で日夜その業務に専念している。本業務はその性格上来客も特殊業種の婦人でありその相談事項も密談を要する事が多く、その円滑な運営のためにせひ個室が必要である。

現在の室状態は、局庁舎狭隘で、他に適当な室もなく、調査課一六坪中の二坪を使用している実情で、仕切り等の設備も全然出来難く、又、当業務に関する備品、即ち書棚、来客用の椅子等も置場所がなく、来客の際の混雑は著しい。従って、同室調査課の統計事務が、米客の往来とそのやかましさにわずらわされている。今後、売春防止法の周知徹底と共に益々その業務は多忙を極めるわけ

で、婦人少年行政の適正な運営のため、室の新設がせひとも必要であると痛感される。ここに佐賀地方労働基準審議会の全員一致の決議を以て要望する次第である。

長崎県

(一) 防貧対策樹立について
長崎県で約一万四千世帯、四万四千人の人々が、生活保護法による保護を受けている。さらに、また、要保護世帯は、右の人数の、三倍乃至四倍に達する。

殊に長崎県における、被保護者の比率は、全国平均二パーセントに対し、二・五パーセントを示している。

生活困窮者に対する保護は、もとより、必要である。

しかし今後の、社会福祉事業のあり方は、救貧より、防貧対策に、全力を注ぐべきである。防貧対策は、あらゆる部門に関連して、極めて広汎であり、且つ、国の施策に俟つべきものが極めて多い。どうか、この際、御当局において、総合的な観点から、技術的な、防貧対策を樹立、もって、これを、強力に、推進していただきたい、お願い申し上げる次第である。

を要し、現在の経済事情の下においては、も早、自力によって、その負担に堪えることは、殆んど不可能である。しかも、その死亡率こそ減少したとはいえ、患者数は、年々、増加しつつある。

国民健康保険の円滑な運営は、保険財政の健全化にある。然し、御承知のとおり、現在、地方財政は、極度にひっ迫し、保険財政も、また赤字の実情にある。

国民健康保険の全面実施と併せて、国庫補助金の増額をはかられ、もって、保険財政の安定を期していただきたい、この際、強く、要望いたします次第である。

⇒ 養老年金制度について
現行の、社会保険制度によって、老後の、生活を保障される者を除き、大多数の一般老令者は、老後の生活の、保障がない。

長崎県だけでも、昭和二十五年十月一日現在、六十五才以上の老令者が、五万八千四百四十五人。昭和三十年十月一日の国勢調査では、八万六千八百八十四人と推計されている。速かに、養老年金制度を確立し

なければならぬ。もとより、社会保険は、国において措置されるべきである。然しながら、国の社会保険制度確立には、なお、相当の時日を要すると考えられる。

そこで、長崎県としては、県独自でも、ぜひ、早急に、養老年金制度を実施すべくいろいろと、研究して参った。然し、県において実施する場合「保険業法」「出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律」等に、てい触する。

この点、御考慮の上、何卒、県で、養老年金制度を実施できるよう、法的措置を講じていただきたい。

⇒ 母子福祉資金貸付金補助率の引き上げについて
「母子福祉資金の貸付に関する法律」の施行により、母子福祉施策は、画期的進展をみた。

しかし、地方財政の現状では、母子家庭の資金需要を全面的に満たすことは、到底不可能。本県における、貸付申込者に対する貸付決定者の比率は、昭和三十一年度において約五十パーセント。貸付希望者に対して、もれなく、貸付ができるよう、資金の枠を拡げ、且つ、国庫の補助率を三分の二まで引き上げていただきたい。

る法律」の施行に伴い、昭和二十八年年度から母子相談員が設置されることとなった。

本県では各福祉事務所各一名あて計十四名の相談員を配置している。これら母子相談員は、母子世帯のもつ精神的、物的諸問題の解決のため献身的相談指導に当たっている。生活の支柱を失った母子家庭の福祉対策は今後益々、社会問題として、その重要性を加えることは明らかである。

このような重要な仕事に携る母子相談員を「先春防止法」により設置されている婦人相談員と同様に国庫補助、職員とするよう法律の改正をお願い申し上げたい。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正について
旧国家総動員法関係者及び国民義務隊関係者に対して、障害年金(一時)支給の道を講じていただきたい。

内地軍属戦没した者の遺族には、旧共済組合会により、給付がなされているが、これらのうち、死亡一時金で、打切りとなつて、遺族にも、援護法を適用するよう御措置願いたい。

季節保育所及び移動保育所に対する運営費の補助について
県下の保育所は、百四十九カ所、一万名の乳幼児が保育されている。

一方、保育所未設置の町村は、三十八カ町村。
これら、未設置町村における緊急整備は勿論、農村、漁村において、季節的に、または、臨時的に多忙な時期には、乳幼児は放置さ

れている現状であるので、季節保育所設置こそ、その必要が痛感される。

昭和三十三年度より、季節保育所の補助を復活するよう、考慮願いたい。

また、日雇労働者の中には、稼働場所に乳幼児を同伴して作業している。

これら、労働者の職場には、移動性の簡易保育所を設置する必要がある。

何卒、季節保育所及び移動保育所の運営費について国庫の補助を賜わらう、特別の御配慮をお願いする。

(四) 保育所の増設に関する要望

長崎県は特異な地勢的条件をもち、その大部分が半島と島嶼からなりたつていて、これがため半農半漁を生業とするものが多いが、生活水準は稼働の過重に較べて極めて低い。

従つて幼児の保育は殆んどかえりみられず放置のままである。それにも関わらず保育所の設置数は僅かに一五三カ所を数え、保育所未設置の町村は実に三十八市町村に及んでいる。

又、全国平均の保育所定員密度と本県を比較するとき、全国平均の収容定員人口一、〇〇〇人に対し、七・五人であるが、本県は五人という極めて低位の率を示している。

これがため昭和三十三年度は、特に防貧対策の一環として保育所の増設を強くとり上げ、保育所未設置市町村の解消を期している。

よつて昭和三十三年度に於ては少くとも国、県費補助の保育所五施設の設置を計画しているのでこれが実現方につき御援助をお願い申し上げたい。

結核撲滅対策について
この際、結核の抜本的な撲滅対策の必要が痛感されるので次のような措置を講ぜられたい。

- (1) 結核予防法の、国費負担を、四分の三程度に、引き上げること。
- (2) 各種、社会保険による、結核患者に対する、承認除外を廃し、義務制とすること。
- (3) 健康診断に要する費用を、国において肩替りすること。

水道事業の促進について
本県は、大小六百余の離島を有し、その総面積は、県全体の四十五パーセント。

島、半島、山岳より構成されており、水源は極めて、乏しい。このために、水道の完成は、早急を要する事項である。

県下九十一市町村のうち、上水道を有するもの二十二。

- (1) 簡易水道の国庫補助率四分の一を二分の一に引き上げる。
- (2) 簡易水道事業費枠を大幅に拡大する。
- (3) 簡易水道事業費枠を大幅に拡大する。
- (4) 本県に対しては、年間一億五

千円以上の事業費を割当る。

各種、水道事業融資機関を一本化し、水道金融公庫を、急速に、設置する。

モデル衛生市町村の建設について
「ハエ」と蚊のいない、住みよい市町村の建設運動。

- (1) 国民の自主的衛生組織の育成のための法律を、早急に制定せられたい。
- (2) 下水溝、塵芥処理場、し尿処理場等の環境衛生施設の設置整備は、焦眉の緊要事で、これに對しては、新たに大幅な助成をされたい。
- (3) そ族、昆虫駆除費国庫補助を復活されたい。
- (4) 市町村指導事務員を、新たに、国庫補助対象とせられたい。

防疫の強化について
日本の西の関門、「長崎県は、各種、伝染病の侵入の恐れが大きい。

県内には、昭和の初めから、二十一年間にコレラ二百二名、痘瘡四百七十七名が発生している。

- (1) 防疫職員の増員

離島隔離病舎の優先補助
検査施設の補助
精神衛生対策について
本県の精神障害者は、二万五千人。

貧困、殺人、放火、治安のかく乱等、これらは、社会防衛上、大きな問題である。

公私立の医療施設、保護施設等の整備拡充を早急に計られたい。

このため、施設整備の国庫補助を大幅に計上すること。

僻地医療対策について
本県の僻地無医地区は四十七カ所。

これら、僻地住民は、満足な医療の恩恵に浴していない。

- (1) 診療施設の設置費に対し、高率補助金を、交付する。
- (2) 赤字に悩む診療施設運営費に、助成の道を講ずる。
- (3) 町村駐在保健婦制を、確立するため、設置費用を国庫において、負担する。

原爆障害者援護法の制定について

原子爆弾被爆後十一年、なお、病弱、重能に陥り、不測のうちに死亡するものがある。

被爆した市民は、今だに、原子病の不安に襲われている。

長崎市では、この不安解決のため、この二、三年來、健康管理を実施している。

また、原爆障害の症状緩和のために、障害者は、徹底した治療を望んでいる。

然し、健康管理、治療、何れも、多額の経費を必要とする。

しかも、原爆障害は、戦争による犠牲である。

当然、国家の責任で解決さるべきである。

従つて、これに関する法律を制定し、障害者の福祉向上に、一段の配慮をお願いする。

雲仙国立公園区域の拡張と多良岳国定公園の指定について

明治四十四年、長崎県営公園。昭和九年、国立公園第一号となつて、年々、施設の整備とともに、観光客が増加してきた。

この年々増加する、内外観光客を、充分に満足させるためには、現在の、公園区域では、狭い。

速かに、公園を拡張しなければならぬ。

島原半島周辺海岸地帯には、秀れた景勝地が多い。

これらの地域は、当然、雲仙国立公園に編入すべきである。
『加津佐海岸』

雲仙滞在外人が好んで訪れる、国際海水浴場であり、雲仙への、ドライブコースでもある。

『千々石海岸』海浜の景勝地として、夏季の清遊には快適である。

『九十九島』

寛政年間、眉山の大崩壊により、島原市東南に、一夜にして出現した島、地質学上重要な地形でもある。

『原城跡』

寛永十三年、切支丹断崖により、カリシタン史、最大の哀史を残し、雲仙公園に、足を留める。

殆んど人の、関心を呼んでいる。

雲仙火山と並び、島原半島の、歴史を、象徴する、人文景観として価値高いものである。

『紫雲山』

千々石湾を、脚下に収め、遙か、野母半島を望む展望地である。

以上の地域は、雲仙国立公園の、大地形を形成する雲仙集成火山の、山麓周辺に位置するもので、公園中心部から、至近にあり、管理及び観光事業計画、雲仙温泉を中心として、単一の公園行政下におかすべき地域である。

次に多良岳は、昭和二十六年県立公園に指定。

山小屋、野営場、登山道路など、乏しい県財政の中から、施設の整備に、努力いたして参つた。

経ヶ岳を盟主として、長崎、佐賀両県にまたがり、壮年期開折コニデ地形を呈し、十五個以上に

及ぶ、トロイデの寄生火丘を擁する。

山を蔽う、天然林は、昼なお、暗き神秘境をなし、ツクシシヤクナゲ、センダイソウの群落など、学術的に貴重な植物が、豊富。

山頂から、遠く、雲仙、有明海、千々石湾、大村湾を、一望の中に収める。その展望は、国立公園雲仙の展望に、勝るとも劣らず、日本を代表する景観を誇つておる。

このように傑出した景観と学術的価値を有する。この『多良岳』を、国定公園として指定していただくようお願いしたい。

観光事業振興五カ年計画の早期実施について

最近の、外客の来訪、並びに、国民の国内観光旅行の増加は、真に注目に価する。

昭和三十年中に、米邦した外客数、十二万二千人

その消費額は、四千五百万円。

戦前戦後を通じての最高記録を示した。

観光事業の振興施策の実施は、刻下、当面の重要課題である。

一方国民生活の安定化に伴い、一般国民の国内観光旅行は、日と共に、繁きを加え、これが、地方経済、文化の発展、国民の保健、厚生、ないし、教養の向上、勤労意欲の昂揚等に、果しつある役割も、看過し得ない重要性をもっている。

政府におかれても、昭和三十一年八月十日『観光事業振興基本要綱』を決定。

これに基づき、近く、観光事業振興五カ年計画が決定されることになったことは、まことに、喜びにたえない。

本計画を一日も早く、実施していただくよう、格段の御配慮をお願いしたい。

完全雇傭——失業対策の拡充について

最近の、経済界の好況にも拘わらず、失業者は、依然、減少せず、

新規求職者等に対し、若干の、雇傭は、増大しても、生産の上昇に、比べれば、未だ満足すべき状況でない。

現在の、失業対策の方法、成果を再検討の上、次のような、諸事項の改善をお願いしたい。

(イ) 先ず、基幹産業、または、特定事業場に、新規卒業生や、知識階級の失業者を一定期間、雇傭する義務を負わせる。

(ロ) 而して、その給与に対し、二分の一程度の国庫補助を行ふ。

一定期間使用後、当該事業場に不適と判定したものは、職業安定所が引取り、他の職場への転換、又は、現在の失対労働者並みの取扱をなすこととする。

(ハ) 次に、日雇の失業者は、土木事業請負者に、分散、委託の形をとり、これに国庫補助を行ふ。

かくすることによって、他方本願的な、勤労意欲の欠如を、排除することができると思ふ。

(ニ) その事業場を、監督、指導する職員を設置すれば、賃金搾取等の弊害は防止できる。

(ホ) 更に、労働力の弱い、高齢者、または、婦人失業者に対しては、特殊の補導事業を考慮する。

例えば、数人のグループを組織、物品販売、などの、技術を習得させる等である。この、補導事業に対しては、少額の国庫補助と、利益配分をなし、

一定期間後、失業者を、独立させる。

国が、早急に、財政措置を行つて、これらの、失業対策拡充策を講じ、開発事業を推進すると共に、長期間に亘る、計画的な、経済拡大の方策を、樹立されるよう、とくにお願い申し上げる。

失業対策事業の、国庫補助金及び同事業紹介適格者の賃金日額の引上げについて地方財政の逼迫は、失業対策事業を軽視し、または、縮少しがちである。

しかし、これは、民生の安定、治安上からも、おろそかにできない。

また、経済の好転も、失業者を完全に吸収するには、なお、程遠い状態である。

国庫補助金は、全額か、少くとも、四分の三以上の、補助率を考慮し、積極的に、事業を行いうるよう処置せられたい。

失業対策事業紹介適格者の就労日数の増加について

現在の就労日数は、民間の就労を含めて月平均二十一日。

これでは、生活を安定させることは、困難である。

民間の屋外労働者の月間就労日数は、最近二十六、七日になっている。

これに準じ、少なくとも二十五日程度は、就労できるように、予算措置を考慮せられない。

日雇失業保険金支給の特機期間短縮と同保険金日額の引上げについて

日雇労働者の、失業保険金に対する依存度は、生計上、甚だ、切実であるから、保険金支給の特機期間の短縮を計りたい。

現在の経済事情に適合せず、生活の保障も出来ない。

これを、二百円程度に引上げられない。

なお、制度の趣旨から考えて、この一級、二級の差別は、不必要と思われるので、一本化をお願いする。

労働金庫に対する長期融資について

国が、大蔵省運用部を通じて、労働金庫に貸付けている、年末資金は、毎年約四億円、

そのうち、長崎県の融資額は、僅かに、八百万円。

これは、年越しのための、一時的なものにすぎない。

労働金庫の運営の、安定と、確立をはかるため、大蔵省運用部資金の、長期融資の途を講じられたい。

佐世保総合会館(労働公館)敷地の無償譲与について

佐世保市矢岳町旧佐世保海軍練兵場跡地の固有財産宅地のうち

一、一〇五・一六坪は佐世保総合会館敷地として借受け使用中でありますが、旧軍港市振換法第五条により無償譲与をお願いしたい。

原爆障害者援護法制定に関する陳情書

長崎市長 長崎市

原爆障害者の援護については、毎々格別の御配慮を戴き感謝に堪えません。

昭和二十九年年度以来国費支出多端にもかかわらず、原爆障害者の調査研究のため、精密検査費、研究治療費等を交付せられ、お陰をもちまして本年度までにおいて二万五千名の検査と二千名の治療を行い、原爆障害者の将来に明るい希望を持つことができました。

しかしながら、広島、長崎における被爆生存者は、両県内合わせて二十三万名、他の都道府県に約五万名あり、精密検査を要するもの約五万名、要治療者数一万名と推定せられており、これら障害者の治療ないし健康管理については、今後更に相当の期間と多額の経費を要することと存じます。

今日までの治療実績によりますと、原爆障害の症状は極めて複雑でありまして、治療は相当長期を要し且つ困難であります、また被爆後一年の今日に至っても発病して重症に陥り不測のうちに死亡するものがあり、放射能の恐るべき影響は一般被爆者に大きな不安を与えております。なお、放射能による遺伝的影響をも残すのではないかと心配せられており、原爆障害の研究及び治療は国

家の規模のもとに組織的に、総合的に行われなければなりません。

原爆障害の症状が特異であり、治療に長い期間と多額の経費を必要とするので、これが医療費を個々の患者が負担することは極めて困難であります。しかも原爆障害は国の責任において遂行した戦争による犠牲であり、それが戦後十一年の今日に至ってなお、犠牲者の健康をむしばんでいるのでありますから、治療ないし健康管理は当然国家の責任で行われるべきであると存じます。

なお、今日国の方針として原子科学及びその実用化の推進が取上げられている折柄、これに随伴するであろう放射能障害の予防及び治療対策を立てるためにも広島、長崎の原爆障害の研究及び治療が貴重な貢献をすることと思われまます。

以上述べました事由により、この際、原爆障害者の援護に関する法律を制定せられて、全国に散在する被爆者、障害者の福祉向上に一段と御配慮あらんことを切に懇願申し上げます。

四月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、自然公園法案

自然公園法案

目次

第一章 総則(第一条-第三条)

第二章 国立公園及び国定公園

第一節 自然公園審議会(第四条-第九条)

第二節 指定(第十条-第十一

条)

第三節 公園計画及び公園事業

第四節 保護及び利用(第十七

条-第二十四条)

第五節 費用(第二十五条-第

三十一条)

第六節 雑則(第三十二条-第

四十条)

第三章 都道府県立自然公園(第

四十一条-第四十八条)

第四章 罰則(第四十九条-第五

第十四条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。

二 国立公園 わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であつて、厚生大臣が第十條第一項の規定により指定するものをいう。

三 国定公園 国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であつて、厚生大臣が第十條第二項の規定により指定するものをいう。

四 都道府県立自然公園 すぐれた自然の風景地であつて、都道

府県が第四十一条の規定により指定するものをいう。

五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。

六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第三条 この法律の適用に當つては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第二章 国立公園及び国定公園

第一節 自然公園審議会(設置及び権限)

第四条 厚生大臣の諮問に応じ、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として自然公園審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、国立公園及び国定公園に関する重要事項について、関係行政機関に意見を具申することができる。

(組織)

第五条 審議会は、委員三十七人以上で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

三三二

(委員及び臨時委員)

第六條 審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長)
第七條 審議会に、会長一人を置く。会長は、委員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(幹事)
第八條 審議会に、その庶務を行わせるため、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 幹事は、非常勤とする。

(政令への委任)
第九條 この法律に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

意見を聞き、区域を定めて指定する。

3 厚生大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)
第十一條 厚生大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第三節 公園計画及び公園事業
第十二條 国立公園に關する公園計画及び公園事業は、厚生大臣が、審議会の意見を聞いて決定する。

2 国定公園に關する公園計画のうち、保護のための規制に關する計画並びに利用のための施設に關する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に關するものは、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定し、その他の計画は、都道府県知事が決定する。

3 国定公園に關する公園事業は、都道府県知事が決定する。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)
第十三條 厚生大臣は、国立公園に關する公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国定公園に關する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

決定する。

3 国及び公共団体以外の者は、厚生大臣の認可を受けて、国立公園に關する公園事業の一部を執行することができる。

2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事の承認を受けて、国定公園に關する公園事業の一部を執行することができる。

3 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、国定公園に關する公園事業の一部を執行することができる。

(承認又は認可による公園事業の執行)
第十六條 前二條の規定による承認及び認可の手續並びにその承認又は認可を受けて行ふ公園事業の執行に關して必要な事項は、政令で定める。

第四節 保護及び利用
第十七條 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 第十條第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地

域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行ふ行為は、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 木材を伐採すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼせること。

五 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。

六 水面の埋め立て、又は干拓すること。

七 土地を開墾しその他の形状を変更すること。

八 高山植物その他これに類する植物で厚生大臣が指定するものを採取すること。

九 屋根、壁面、へい、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

4 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

5 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届けなければならない。

第十條 国立公園は、厚生大臣が、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の

意見を聞き、区域を定めて指定する。

3 厚生大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)
第十一條 厚生大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第三節 公園計画及び公園事業
第十二條 国立公園に關する公園計画及び公園事業は、厚生大臣が、審議会の意見を聞いて決定する。

2 国定公園に關する公園計画のうち、保護のための規制に關する計画並びに利用のための施設に關する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に關するものは、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定し、その他の計画は、都道府県知事が決定する。

3 国定公園に關する公園事業は、都道府県知事が決定する。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)
第十三條 厚生大臣は、国立公園に關する公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生大臣は、国定公園に關する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

第四節 保護及び利用
第十七條 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の風致を維持するため、公園計画に基いて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

6 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

7 次の各号に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。
一 公園事業の執行として行う行為。
二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの。
(特別保護地区)
第十八条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基いて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項各号に掲げる行為。
二 木竹を植栽すること。
三 家畜を放牧すること。
四 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

五 火入又はたき火をすること。
六 植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。
七 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。
八 道路及び広場以外の地域内へ車馬を入れること。

4 特別保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

5 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
一 公園事業の執行として行う行為。
二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの。
(条件)
第十九条 第十七条第三項及び前条第三項の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を附することができる。

第二十条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域に含まれない

区域(以下「普通地域」という。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

一 その規模が厚生省令で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が厚生省令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む)。
二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。
三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
四 海面を埋め立て、又は干拓すること。

2 厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があると

き、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならぬ。

5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
一 公園事業の執行として行う行為。
二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの。
三 国立公園若しくは国定公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為。
四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。
(原状回復命令等)
第二十一条 厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定により許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分と違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)
第二十二条 厚生大臣又は都道府県

知事は、国立公園又は国定公園の保護のために必要があると認めるときは、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、第十七条第三項、第十八条第三項、第二十条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(集団施設地区)
第二十三条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基いて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、集団施設地区の指定及び指

の解除並びにその区域の変更について準用する。

(利用のための規制)
第二十四条 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方であつて、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五節 費用
(公園事業の執行に要する費用)
第二十五条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(国の補助)
第二十六条 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところによ

り、公園事業を執行する都道府県に對して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(地方公共団体の負担)
第二十七条 国が国立公園に關する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担せよとする場合においては、国は、当該地方公共団体の意見を聞かなければならない。

(受益者負担)
第二十八条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(原因者負担)
第二十九条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)
第三十条 前三条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に關

して必要な事項は、政令で定める。
(適用除外)
第三十一条 この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に關して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第六節 雜則
第三十二条 厚生大臣又は都道府県知事は国立公園又は国定公園の指定、公園計画の決定又は執行に關し、厚生大臣以外の国の機関は公園事業の執行に關し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に關する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(訴訟)
第三十三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により、厚生大臣又は都道府県知事がした処分不服がある者は、訴願法(明治二十三年法律第五号)の定めるところにより、訴願することができる。ただし、次条の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる場合及び第三十六条の規定により裁判所に訴することのできる場合は、この限りでない。

(土地調整委員会の裁定)
第三十四条 第十七条第三項、第十八条第三項又は第二十条第二項の規定による厚生大臣又は都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に關するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

(損失の補償)
第三十五条 国は、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の許可を得ることができないため、第十九条の規定により許可に条件を附せ

られたため、又は第二十条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生大臣にこれを請求しなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4 国は国立公園又は国定公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は国が行う公園事業の執行に關し、都道府県は都道府県が行う公園事業の執行に關し、第三十二条第一項の規定による当該職員

の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 第一項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「厚生大臣」とあるのは、「主務大臣又は都道府県知事」と読み替へるものとする。

(訴の提起)
第三十六条 前条第三項(同条第五項)において準用する場合を含む)の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して六箇月以内を訴をもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

(負担金の強制徴収)
第三十七条 この法律の規定により国に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、厚生大臣は、督促状によつて納付すべき期限を

第三十号 昭和三十三年四月十六日【参議院】

指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、厚生大臣は、厚生省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分ノ例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金に先だつものとする。

(権限の委任)

第三十八条 この法律に定める厚生大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(協議)

第三十九条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の指定、その区域の拡張、公園計画の決定若しくは変更又は特別地域若しくは特別保護地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 国の機関は、第十五条第一項ただし書の規定により国定公園に関する公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

(国に関する特例)

第四十条 国の機関が行う行為については、第十七条第三項又は第十八条第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては厚生大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。

2 国の機関は、第十七条第四項から第六項まで、第十八条第四項若しくは第五項又は第二十条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

第三章 都道府県立自然公園

(指定)

第四十一条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。

(保護及び利用)

第四十二条 都道府県は、都道府県

立自然公園の風致を維持するため、条例の定めるところにより、その区域内に特別地域を指定し、かつ、特別地域内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

2 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第二十四条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第一項各号に掲げる行為を禁止することができる。

(実地調査)

第四十三条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第三十二条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。

(損失の補償)

第四十四条 都道府県は、第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による処分又は前条の規定に基く条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(土地調整委員会の裁定)

第四十五条 第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

(協議等)

第四十六条 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

2 都道府県が第四十二条第一項の規定に基く条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第四十条の規定の例による。

(報告、助言又は勧告)

第四十七条 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に関し、必要な報告を求めることができる。

2 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園の行政又は技術に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(国立公園又は国定公園との関係)

第四十八条 国立公園又は国定公園の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれないものとする。

第四章 罰則

第四十九条 第二十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第三項又は第十八条第一項の規定に違反した者

二 第十九条の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第五十一条 第二十条第二項の規定による処分を違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十二条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をした者

五 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十四条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

六 第三十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第四十二条又は第四十条の規定に基く条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、前各条に定める処罰の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

附則

- 1 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。
(国立公園法の廃止)
2 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)は、廃止する。
(経過規定)
3 この法律の施行の際現に国立公園法第一条の規定により指定されている国立公園又は同法第十一条ノ二第一項の規定により指定されている国立公園に準ずる区域は、それぞれ、この法律による国立公園又は国立公園の区域とみなす。
4 この法律の施行の際現に国立公園法の規定により決定されている国立公園計画若しくは国立公園に準ずる区域に関する計画又は国立公園事業は、それぞれ、この法律に基いて決定された国立公園若しくは国立公園に関する計画又は国立公園に準ずる区域に関する計画とみなす。
5 この法律の施行の際現に国立公園

園法第八条第一項の規定により指定されている特別地域又は同法第八条ノ二第一項の規定により指定されている特別保護地区は、それぞれ、この法律に基いて指定された国立公園の特別地域又は特別保護地区とみなす。

6 この法律の施行前に国立公園法又はこれに基く命令の規定によつてなされた許可、認可、申請その他の行為は、この法律又はこれに基く命令に当該規定に相当する規定があるときは、当該相当規定によつてなされたものとみなす。

7 国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要しなかつた行為がこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて新たに許可その他の処分若しくは届出その他の手続を要することとなつたもの又は国立公園法若しくはこれに基く命令の規定によつて届出をもつて足りた行為がこの法律若しくはこれに基く命令の規定によつて、許可その他の処分を要することとなつたものうち、この法律の施行の際現に着手しているものについては、この法律若しくはこれに基く命令の規定による処分若しくは手続を要せず、又は従前の例による届出をもつて足りる。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(厚生省設置法の一部改正)
9 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十五条第十四号から第十七号ま

で次のように改める。
十四 区域を定めて国立公園及び国立公園を指定し、及びその指定を解除し、並びにその区域を変更すること。
十五 国立公園の公園計画及び公園事業並びに国立公園の公園計画の一部を決定し、並びに国立公園の公園事業を執行し、又はその一部を地方公共団体その他の者に執行させること。
十六 国立公園及び国立公園の区域内に特別地域、特別保護地区及び集団施設地区を指定すること。
十七 国立公園の特別地域及び特別保護地区内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又はこれについて必要な措置をとるべき旨を命じ、並びにその処分を違反した者に対し原状回復等を命ずること。
第八十一条第十五号を次のように改め、同条同項第十六号中「国立公園及び」を「国立公園及び国立公園並びに」に改める。
十五 自然公園を保護し、国立公園及び国立公園の公園計画を定め、並びに国立公園の公園事業を執行すること。
第二十九条第一項の表中国立公園審議会の項を次のように改める。

Table with 2 columns: 自然公園審議会, 厚生大臣の諮問に依りて、国立公園及び国立公園に関する重要事項を調査審議すること。

(土地調整委員会設置法の一部改正)
10 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。
第四十条第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。
十九 自然公園法(昭和三十三年法律第 号)第三十四条又は第四十五条の規定による異議を裁定すること。
第二十五条第二項中「又は海岸法第三十九条第三項又は自然公園法第三十九条若しくは第四十五条」に改める。
第四十五条中「命令」の下に「又は条例」を加え、「国立公園法(昭和六年法律第三十六号)」を「自然公園法」に改め、同条に次の二項を加える。
2 前項の規定により自然公園法又はこれに基く条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、自然公園の風景を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。
3 前項の規定により国立公園又は国立公園の風景を保護するために定められた事項は、自然公園法の規定の適用については、同法第十九条の規定により許可に附せられた条件とみなす。
(土地収用法の一部改正)
11 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第二十九号を次のように改める。

二十九 自然公園法(昭和三十三年法律第 号)による公園事業
(森林法の一部改正)
12 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第七條第四項第三号中「国立公園法(昭和六年法律第三十六号)第一条」を「自然公園法(昭和三十三年法律第 号)第十条又は第四十一条に基く条例」に改める。
(都市公園法の一部改正)
13 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項を次のように改める。
第二條の各号に掲げるものは、第一項の規定にかかわらず、都市公園に含まれないものとする。
一 自然公園法(昭和三十三年法律第 号)の規定により決定された国立公園又は国立公園に関する公園計画に基いて設けられる施設(以下「国立公園又は国立公園の施設」という。)たる公園又は緑地
二 自然公園法の規定により国立公園又は国立公園の区域内に指定される集団施設地区たる公園又は緑地
第四条第一項中「建築面積」の下に「(国立公園又は国立公園の施設たる建築物の建築面積を除く。)」を加える。
第二章第十八条の次に次の一条を加える。
(自然公園の施設に関する特例)
第十八条の二 国立公園又は国立公園

第七部 社会労働委員会会議録第二十二号 昭和三十三年四月十六日【参議院】

園の施設については、第五条第二項及び第三項並びに第六条第一項の規定を、自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設の設置及び管理については、第五条第二項及び第三項の規定を適用しない。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、児童福祉法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険法等の一部改正反対に関する請願(第一七二九号)

一、衛生検査技師法制定に関する請願(第一七三〇号)(第一七六七号)(第一七七八号)(第一七七九号)

一、動員学徒犠牲者援護に関する請願(第一七三二号)(第一七七五号)

一、健康保険法等の一部改正反対等に関する請願(第一七四六号)

一、元満州国軍日系軍官戦病没者遺家族の援護に関する請願(第一七七〇号)

一、失業対策事業就労労働者の待遇改善に関する請願(第一七七二号)

一、公衆浴場入浴料金の適正化に関する請願(第一八一三号)

第一七二九号 昭和三十三年三月三十日受理

第一七二九号 昭和三十三年三月三十日受理

健康保険法等の一部改正反対に関する請願

請願者 名古屋市昭和区北山本町二ノ二二 森下圭一

紹介議員 成瀬 橋治君

第二十五国会に政府から提出され、第二十六回国会において引き続き審議中の「健康保険法等の一部を改正する法律案」は、(一)患者に対する一部負担の増大、(二)保険医と医療機関の二重指定、(三)官僚的監査の強化、(四)支払基金法の改悪、特に審査の官僚化等となり、医療をゆがめる重大な問題であるから、同法の改正には反対であるとの請願。

第一七三〇号 昭和三十三年三月三十日受理

衛生検査技師法制定に関する請願

請願者 東京都中央区湊町三ノ一四 宮崎繁

紹介議員 竹中 恒夫君

衛生検査技師は、本邦医学界の機構において、疾病の診断、治療及び予防等のあらゆる分野に正確な効果を期するための重要な資料を提供する試験検査技術者であるが、何等国家的身分保障も与えられず放任されていることはまことに遺憾であるから、既にその資格を与えられているエックス線技術者、看護婦、保健婦、栄養士と同様に一連の医学技術者としてすみやかに後進の養成機関を設立するとともに身分保障のための立法的措置を講ぜられたいとの請願。

第一七三二号 昭和三十三年三月三十日受理

動員学徒犠牲者援護に関する請願

請願者 名古屋市基町一 広島県 動員学徒犠牲者の会

紹介議員 山下 義信君

戦後十幾年を経過した今日、動員学徒犠牲者に対し未だ何等の補償措置も講ぜられずまことに遺憾であるから、こ

れら動員学徒犠牲者に何等かの補償措置を講ぜられたいとの請願。

第一七七五号 昭和三十三年四月三日受理

動員学徒犠牲者援護に関する請願

請願者 山口県熊毛郡田布施町 波野動員学徒犠牲者の会

紹介議員 重宗 雄三君

動員学徒犠牲者の補償は、昭和二十七年四月三十日戦傷病者戦没者遺族等援護法及び旧軍人軍属に関する恩給法の復活改正法が公布実施され、死亡者のみ僅か三万円の弔慰金が十箇年償還で出たが、他の学徒犠牲者には何等の措置も講ぜられていないことは民主主義の原則に反するものであるから、(一)障害年金及び障害一時金の支給、(二)厚生医療の給付、(三)補装具の支給、(四)国立保養所への収容、(五)遺族年金の支給、(六)弔慰金の増額(五万円)完全支給、等の補償をすみやかに実施せられたいとの請願。

第一七四六号 昭和三十三年三月三十一日受理

健康保険法等の一部改正反対等に関する請願

請願者 石川県江沼郡片山津町 国立石川療養所内 山中仁外三百六十名

紹介議員 井村 徳二君

は日本の社会保険制度の根本となつていものである、これが改悪は必然的に生活保護法その他の保障制度にも悪影響を及ぼし遂にはとりかえしのつかぬ破局になる虞があるから、健康保険法の改正や生活保護法の一部負担金の増額は反対であるとの請願。

第一七七〇号 昭和三十三年四月二日受理

元満州国軍日系軍官戦病没者遺家族の援護に関する請願

請願者 東京都世田谷区砧町一 一ノ一 石丸志都磨

旧軍人の恩給は復活せられ、遺家族もまた援護を受けている現在、日本の国策に殉じたる旧満州国軍の日系軍官(陸軍衛生隊、陸軍文官を含む)の遺家族に対しては何らの国家的援護措置がとられず、放置されている点まことに遺憾であるから、(一)日系軍官戦病没者(約四百名)の遺家族に対しても遺族援護法を適用すること、(二)恩給扶助料を支給すること、(三)日系軍官の犠牲者も靖国神社に合しすること等の措置を講ぜられたいとの請願。

失業対策事業就労労働者の待遇改善に関する請願

請願者 熊本県八代市長町三ノ二 全自労熊本県八代分会内 杉島健一

紹介議員 森中 守義君

全国職業安定所に登録する日雇労働者の生活の安定を図るため、(一)賃金を一日一率五十円値上げせられたい、

(二)一箇月二十五日の就労わくを確保
されたい、(三)適格基準を撤廃されたい、
(四)失業保険をあふれた日から二百円支給せられたい、(五)日雇健康保険の傷病手当金その他をつけられたい、
(六)生活保護基準額を二割引き上げられたいこと等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八一三号 昭和三十三年四月五日受理

公衆浴場入浴料金の適正化に関する請願

請願者 東京都新宿区新宿四ノ

一四 東城助次郎

紹介議員 重宗 雄三君

公衆浴場の現行入浴料金は、昭和二十八年三月以来改訂されず現在にいたっているが、公衆浴場数の増加、上下水道料金的大幅上げ、燃料費の高騰等のため、業者の困窮はなほはしく、そのまま放置すれば衛生施設の弱体化となり、大衆保健衛生に重大なる支障をきたすことになるから、公衆浴場の使命達成並びに維持と浴場従業員の待遇改善のため、現行入浴料金を改訂せられたいとの請願。

昭和三十一年四月二十日印刷

昭和三十一年四月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局